

文化力と価値創造に関する特別委員会 議事次第

令和 7 年 6 月 10 日 (火)
午 後 1 時 3 0 分 ~
於 : 第 4 委 員 会 室

- 1 開 会
- 2 出席要求理事者
- 3 確認事項
- 4 所管事項に係る事務事業概要
- 5 今期の委員会運営方針
- 6 委員間討議
「今後の調査・研究テーマについて」
- 7 今後の委員会運営
- 8 そ の 他
- 9 閉 会

文化力と価値創造に関する特別委員会 委員名簿

	氏 名	会 派	他の所属 委員会等	備 考
委 員 長	林 正 樹	公 明	総 警	予算特別副委員長
副委員長	武 田 光 樹	自 民	文 教	
〃	畑 本 義 允	維 国	文 教	予算特別委員会幹事
委 員	渡 辺 邦 子	自 民	文 教	
〃	片 山 誠 治	〃	政 建	
〃	古 林 良 崇	〃	◎ 政 建	
〃	西 山 龍 夫	維 国	危 健	
〃	竹 内 紗 耶	〃	農 商 議 運	
〃	光 永 敦 彦	共 産	農 商 △ 議 運	
〃	小 原 舞	府 民	○ 政 建 △ 議 運	予算特別副委員長

◎ 委員長 ○ 副委員長 △ 理事

文化力と価値創造に関する特別委員会 出席要求理事者名簿

【知事直轄組織・知事室長】	
国際課長	山 本 隆 裕

【農林水産部】	
流通・ブランド戦略課長	加 茂 雅 紀
農産課参事	浅 野 智 士

【文化生活部】	
文化生活部副部長(文化振興担当) (文化政策室長兼務)	梅 原 和 久
文化生活部理事 (ACK・AFK担当)	大 石 正 子
文化芸術課長	松 村 明日香

【教育委員会】	
高校教育課長	小 西 良 尚
文化財保護課長	石 崎 善 久

(計 12 名)

【商工労働観光部】	
観光室企画参事	牧 哲 也
産業振興課参事	足 立 真理子
産業振興課参事	中 原 真 里
染織・工芸課長	草 分 隆 司

* 議事内容に応じ、必要な理事者を適宜追加

京都府議会文化力と価値創造に関する特別委員会規程

（設置）

第1条 京都府議会に文化力と価値創造に関する特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（調査）

第2条 委員会は、伝統文化、生活文化などの継承・発展や文化と観光、食、伝統産業、先端産業などあらゆる分野との融合により、新たな価値を創造し、発信するための施策について調査し、及び研究する。

（構成）

第3条 委員会は、委員11人をもって構成する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長2人を置く。

附 則

この規程は、令和5年5月26日から施行する。

【閉会中の継続審査及び調査事項】

伝統文化、生活文化などの継承・発展や文化と観光、食、伝統産業、先端産業などあらゆる分野との融合により、新たな価値を創造し、発信するための施策について

令和7年度 委員会運営に関する申合せ

1 委員会の活動について

(1) 定例会中の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会（標準的な運営）

1 日目	1 開会 2 報告事項 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 閉会
2 日目	1 開会 2 付託議案（討論・採決） 3 審査依頼議案（適否確認） 4 付託請願 5 所管事項 6 閉会中の継続審査及び調査 7 今後の委員会運営 8 その他 9 閉会

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会（標準的な運営）

1 日	1 開会 2 所管事項の調査 (1) 理事者からの説明 (2) 参考人からの意見聴取 3 委員間討議 4 閉会中の継続審査及び調査 5 今後の委員会運営 6 その他 7 閉会
-----	---

参考人の招致は、前の定例会の委員会に諮り、招致決定を行うものとする。
ただし、前の定例会中にテーマや候補者が整わなかった場合は、正副委員長で協議の上、招致を決定し、速やかに各委員に報告するものとする。
また、「3 委員間討議」を実施するか否かについては、各委員会の付議事件等を勘案し、各委員会の裁量で判断するものとする。

(2) 5月臨時会中（令和8年5月臨時会）の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会

1 日	1 開会 2 報告事項 * 報告事項の実施については、委員会の裁量 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 付託議案（討論・採決） 5 審査依頼議案（適否確認） 6 委員会活動のまとめ ・委員の意見開陳 7 その他 ・委員長及び理事者あいさつ 8 閉会	* 該当委員会のみ
-----	--	-----------

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会 1 日間

1 日	1	開会
	2	中間報告（政策提案・提言及び中間報告）
	3	委員会活動のまとめ（委員会活動の所感） ・委員の意見開陳
	4	その他 ・委員長及び理事者あいさつ
	5	閉会

下線部…政策提案・提言がまとまった場合の議事

(3) 閉会中の活動

ア 初回委員会

各委員会の出席要求理事者の決定及び委員会運営に関する申合せの内容について確認するとともに、所管部局の事務事業概要等を聴取する。

イ 常任委員会（毎月常任）

原則、定例会中の委員会が開催される月以外にも常任委員会を開催することとし、議事内容は、報告事項の聴取や特定のテーマに係る所管事項の調査等、委員会の裁量で弾力的に運営する。

また、委員会として必要な場合は、適宜、参考人を招致することができるものとし、参考人制度を活用した調査については、定例会中の特別委員会の例によるものとする。

ウ 特別委員会

定例会中の特別委員会以外にも、必要に応じて特別委員会を開催することができるものとする。

エ 管内外調査

管内調査は、閉会中の常任委員会の活動日に実施することができるものとし、同一時期に同一広域振興局管内に集中しないよう委員会間相互の調整に努めるとともに、広域振興局長の対応が困難な場合など、出席理事者の弾力的な対応を了承するものとする。

また、管外調査に係る事前調査については、調査概要等の資料を、事前に会議アプリケーションに格納することをもって代えることができるものとする。

なお、管内調査においては、可能な場合は府民傍聴を認めるものとする。

オ 出前議会

出前議会については、各常任委員会の裁量により、閉会中の常任委員会の活動日に実施するものとする。

(4) 行催事等に係る委員会調査

府が主催・共催・後援する行催事等で、委員会の所管事項の調査のため、委員が出席することが有意義と認められるものについては、委員会に諮り委員会調査として実施する。ただし、行催事を追加する場合は、正副委員長で協議の上、実施するものとする。

(5) 委員会活動の広報

各委員会の活動状況等を、テレビ広報番組及び議会広報（議会だより、ホームページ、SNS）により紹介する。

なお、委員会や管内調査、出前議会等において、テレビ広報番組及び議会広報作成のための取材、撮影、録音は、支障のない範囲でこれを認めるものとする。

(6) 委員会活動のまとめ

5月臨時会における「委員会活動のまとめ」については、年間を通じた総括的なものとし、次期委員会において、理事者に配付するものとする。ただし、特別委員会において、政策提案・提言がまとまった場合は、「委員会活動のまとめ」に代えて、政策提案・提言を配付する。

なお、委員会活動のまとめにおける意見開陳に当たって必要な場合は、理事者に対する質疑も可能とする。

委員会において、統一した意見や提言・要望等を理事者に提出することが合意された場合は、理事調整会議においてその取扱いを協議する。

(7) 委員会の年間運営 別紙 1 - 1

※特別委員会の年間運営 別紙 1 - 2

2 議案の審査について

(1) 議案の付託区分 別紙 2

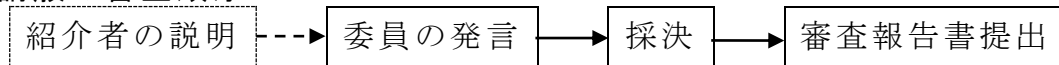
(2) 議案審査の流れ 別紙 3

(3) 議案の審査報告（委員長報告）

常任委員会及び予算特別委員会（分科会により詳細審査を行った場合）の委員長報告は、委員会審査報告書の配付のみとし、委員長報告は省略する。ただし、少数意見の報告がある場合は、委員長報告を行う。

3 請願の審査について

(1) 請願の審査順序



注）委員からの求めに応じ、理事者から現状説明

(2) 請願者の趣旨説明

ア 請願者から申し出があった場合は、正副委員長で協議し、その許否を決める。

イ 許可する場合、委員会室のスペース、審査時間等の関係から、請願者の入室は3人以内とし、説明は5分程度とする。

(3) 審査結果等

ア 結論には採択（一部採択、趣旨採択を含む。）と不採択とがある。

イ 結論が出ず、更に継続して審査を必要とするものについては、継続審査とする。

4 委員会の公開等について

(1) 傍聴

ア 委員会は、原則、公開するものとする。

イ 議員及び府政記者以外の者は、委員会傍聴要領によるものとする。

(2) モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継

委員会審議の公開に当たっては、モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継も併せて実施するものとする。

(3) 写真撮影、録音等

写真撮影、録音等の申し出があった場合は委員長が委員会に諮って許否を決するものとする。

5 意見書・決議について

(1) 委員会提出

意見書・決議（以下「意見書等」という。）の提出を求める請願で、全会一致で採択されたものに係る意見書等及び事前に各会派の意見が一致した意見書等で、当該常任委員会において議題とし、審査の結果、全委員が賛成の場合は当該委員会の提出とし、委員長名で提出する。

(2) 会派提出

常任委員会で審査した結果、委員会提出になじまないと認められる案件及び委員会提出とすることに至らなかった案件は、会派提出とする。

なお、意見書等の提出については、委員会の付託請願（陳情・要望を含む。）、又は所管事項で審議の上、頭出しをすることとし、委員会の審議になじまない案件については、審議になじまない理由及び意見書等の趣旨について説明の上、頭出しをすることとする。ただし、委員会に所属の委員がいない会派については、委員長から頭出しを行うこととする。

6 その他

(1) 会議時間

ア 会期中の委員会の開会時刻は、常任・特別の各委員会とも午後 1 時 30 分を基本とするものとする。

イ 委員会を午後 5 時以降も引き続き行う場合は、委員長から委員に了解を得るものとする。

(2) 緊急事態における委員会運営

府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、次の対応を行うことができる。

ア オンライン委員会の開催

「オンライン委員会に関する申合せ」に沿ってオンライン方式により委員会を運営する。 **別紙 4**

イ 委員外議員の発言

当該委員に代わって委員以外の議員の発言を認める（委員外議員の所属する委員会が同時に開催されている場合を除く）。

その場合、代わりに発言する議員は、委員長に申し出て了承を得るとともに、副委員長に連絡する。

また、代わりに発言する議員の発言時間等は、当該委員に認められていた範囲で認めることとする。

(3) 質問時における資料等の使用

ア 質問は、口頭で行うことを原則とする。

イ 図表、写真、現物等言論で表現し難い場合に限って、資料を使用できるものとし、資料等を使用する場合は、事前に正副委員長会了承を得るものとする。ただし、その暇がない場合は、委員長に申し出て了承を得るとともに、事前に副委員長に連絡する。

(4) 常任委員会における所管事項に係る会派持ち時間制

所管事項に係る質問については、会派持ち時間制とし、各会派の持ち時間は、20分に会派委員数を乗じた時間を目安とする。

(5) 副知事の委員会への出席

常任・特別委員会においては、政策条例や特に重要な予算案の審議など、提出議案や報告事項等の重要度を勘案し、理事調整会議で協議の上、出席要求を行う。

(6) ペーパーレスによる委員会運営

全ての常任委員会及び特別委員会（予算・決算を含む。）について、初回委員会以降、ペーパーレス委員会として運営することを基本とし、「ペーパーレス会議の運営に関する申合せ」に沿って運営する。 **別紙 5**

なお、出席要求理事者のうち、最前列に着席する者は情報端末の使用を基本とする。

(7) 情報端末機器の使用

委員会において情報端末機器を使用する場合は、「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」で定められた事項を遵守することとする。

別紙 6

(8) 育児又は介護のためのオンラインによる出席

育児又は介護のため、委員会の招集場所に参加することが困難な委員で、委員長がやむを得ないと認めたときは、オンライン方式により委員会に参加することができる。

(9) 欠席の届出

疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため委員会に参加できないときは、その理由を付け、当日の委員会開会時刻までに委員長に届け出ることとする。 **別紙 7**

ただし、京都府議会会議規則第2条の規定により議長あてに欠席を届け出た期日に開催される委員会を欠席する場合は、届け出を省略することができるものとする。

委員会 の 年 間 運 営

初回委員会【委員会活動のスタート】

- 所管部局の事務事業概要等を聴取
- 特別委員会は、今期の委員会運営方針を協議

定例会中の委員会

- (常任) ○報告事項の聴取、議案審査、請願審査、所管事項の質問
- (特別) ○所管事項の調査、委員間討議 (※各委員会の裁量で実施を判断)

閉会中の委員会

■ 常任委員会の毎月開催

- ・ 報告事項の聴取
- ・ 所管事項の調査
- ・ 参考人の招致など

■ 管内外調査（調査活動）

- ・ 所管、テーマに応じた現地・現場における調査

■ 出前議会（広聴活動）

- ・ 府民のニーズを府政の推進に活かすために、地域住民や関係団体等と意見交換

委員会活動の広報

■ テレビ広報番組・議会だより・ホームページ・SNS

- ・ 定例会等の結果や各委員会の活動状況等について、テレビ広報番組、議会だより、議会ホームページ及びSNSにより紹介

※【委員会活動のまとめ】（5月臨時会）

- 年間を通じた総括的なものとして位置付け

特別委員会の年間運営

5 月	5 月臨時会 (5/23) 特別委員会設置、正副委員長互選
6 月	・ 合同委員長会議 (6/4) 委員会運営の申合せの協議、確認 ・ 初回特別委員会 (6/10) 出席要求理事者決定、確認事項、所管事項に係る事務事業概要、今期の委員会運営方針の協議、委員間討議 (※ 1) 6 月定例会 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※ 1)
7 月	
8 月	(毎月常任) (※ 2) ・ <u>管内外調査</u> (1 泊 2 日又は 2 泊 3 日)
9、10 月	9 月定例会 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※ 1)
11 月	(毎月常任) (※ 2)
12 月	12 月定例会 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※ 1)
1 月	(毎月常任) (※ 2)
2、3 月	2 月定例会 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※ 1)
4 月	(毎月常任) (※ 2)
5 月	5 月臨時会 【政策提案・提言としてまとめる場合】 ・ 政策提案・提言（報告書）の決定 ・ 中間報告書の決定 ・ 委員会活動の所感 【政策提案・提言としてまとめない場合】 ・ 中間報告書の決定 ・ 委員会活動のまとめ

(※ 1) 委員間討議の実施の有無は、各委員会の裁量で判断

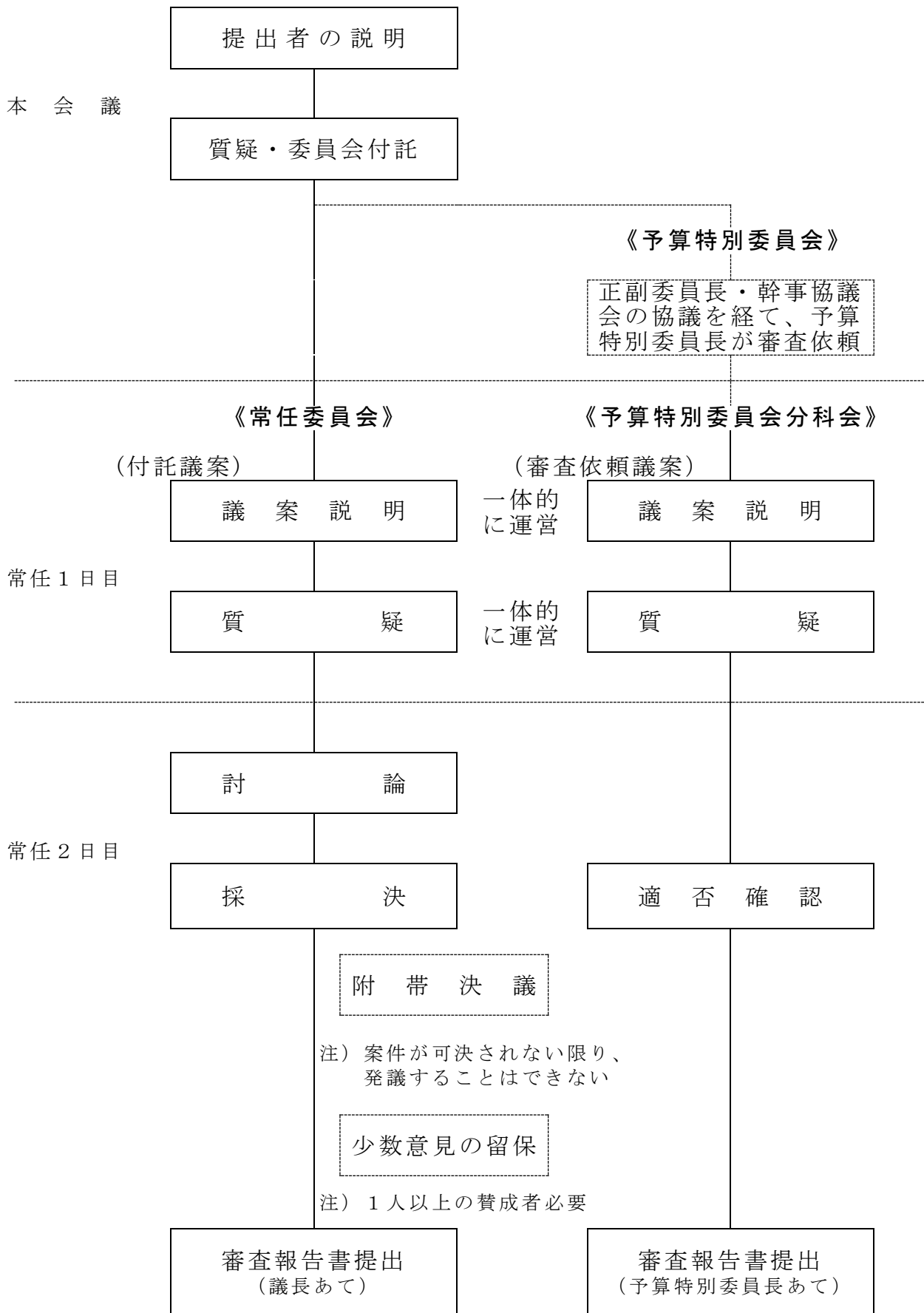
(※ 2) 必要に応じて毎月常任の活動日の前後等に閉会中の特別委員会を開催することも可能

議 案 の 付 託 区 分

区 分	付 託 先
1 予算議案	○ 予算特別委員会に付託
2 決算認定議案	○ 前年度の決算認定議案は、決算特別委員会を設置し、付託 ○ 決算特別委員会の構成は、議長及び副議長を除く全議員の半数
3 条例及び請負契約議案等	○ 同時に提案された <u>予算議案に密接に関連する議案</u> については、予算特別委員会に付託 ○ その他の議案については、当該議案を所管する常任委員会に付託
4 人事案件	○ 委員会付託を省略（全体審議）
5 委員会提出議案	○ 委員会付託を省略

予算議案に密接に関連する議案				
議決権の内容	予算特別		常任	決算特別
条例の制定、改廃	一部	①財務に関する条例 ・基金条例、特別会計条例等 ②歳入予算を伴う条例 ・府税条例、手数料徴収条例等 〔※条例の改正内容による歳入の増減が予算に計上されている場合に限る〕 ③歳出予算を伴う条例 ・給与条例等 〔※条例の改正内容による歳出の増減が予算に計上されている条例であって、事業の執行に要する予算に係るものを除く〕	その他	
予算	○			
決算の認定				○
税の賦課徴収、分担金等徴収	一部	市町村負担金を定める等の議案であって予算に計上されているもの	その他	
契約の締結			○	
財産の交換、譲渡、貸付け			○	
不動産の信託			○	
財産の取得又は処分	一部	予算に計上されているもの	その他	
負担付きの寄付又は贈与	一部	予算に計上されているもの	その他	
権利の放棄			○	
公の施設の独占的利用			○	
訴えの提起等			○	
損害賠償			○	
公共的団体等の活動の調整			○	
法令に基づくもの			○	
基本的な計画の議決			△ (分野別計画)	

議 案 審 査 の 流 れ



オンライン委員会に関する申合せ

1 オンライン委員会の開催事由

次のいずれかの場合において、委員長が必要と認めるとき

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参加することが困難な委員がある場合
- (3) 育児又は介護のため委員会を招集する場所に参加することが困難な委員がある場合

2 オンライン委員会の出席手続

(1) オンライン委員会の開催の決定

委員長は、京都府議会委員会条例（以下「条例」という。）第 12 条の 2 第 1 項の規定によりオンライン方式による委員会の開催を決定したときは、所属委員に対し、その旨を通知するものとする。

(2) オンラインによる参加の申請

オンライン委員会開催の通知を受け、委員会にオンライン方式による参加を希望する委員は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の 2 日前（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、オンライン参加申請書（別添様式）を委員長に提出するものとする。

なお、期限を過ぎた後にオンライン出席申請書の提出があった場合にも、可能な限り柔軟に対応するものとする。

(3) オンライン方式による出席の許可

委員長は、(2)の申請書を提出した委員が委員会室へ参集しないことが適当であると認めた場合又は参集することが困難であると認めた場合は、これを許可するものとする。

(4) 接続テスト

ア オンライン方式による出席が許可された場合は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の前日（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、委員会開催時と同様の条件で議会事務局と接続テストを行うこととする。

イ オンライン方式により委員会に参加する委員（以下「オンライン参加委員」という。）は、委員会開会予定時刻の 30 分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンライン委員会の基本的事項

(1) オンライン参加委員の責務

ア オンライン参加委員は、委員会の開催中、その審議に専念するものとする。

イ オンライン参加委員は、常に映像と音声の送受信により委員会室の出席委員と相互に状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守することとする。

(ア) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(イ) オンライン参加委員以外の者がいない室内で行うこと。

(ウ) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(エ) オンライン参加委員は、不測の事態の際に事務局と連絡が取れるよう、携帯電話を常備すること。

ウ オンライン方式により委員会に参加するために必要な機器や通信環境についてはオンライン参加委員が整えることとする。

(2) 委員長の権限

ア 正副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンライン方式で委員会に参加することができないこととする。

イ オンライン参加委員が条例第 19 条第 2 項に規定に該当する場合は、オンライン参加委員の通信回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができることとする。

4 通信回線に不具合が生じた場合の対応

委員会開催中に通信回線に不具合が生じ、オンライン参加委員の発言の聴取等の続行が困難になった場合、委員長は、速やかに次の対応を行うこととする。

- ① 委員長が休憩を宣告
- ② 当該オンライン出席委員に電話等で状況確認
- ③- 1 通信回線が復旧した場合
 - 委員長が再開を宣告し、委員会を続行
- ③- 2 通信回線復旧のための手段を尽くしても復旧しない場合
 - 当該委員は離席したものとみなし、委員長が再開を宣告し、委員会を続行

5 表決の方法

- (1) 表決は、委員会を招集する場所に出席している委員とオンライン参加委員で同時に行うものとする。ただし、委員長は、表決宣告から表決までの間に、オンライン参加委員に通信障害が発生したものと認めたときは、当該委員を離席したものとみなし、当該委員は、表決に加わることができないものとする。
- (2) 簡易表決を行う場合、委員長は、オンライン参加委員及び会議室の委員双方から異議の有無を諮るものとする。
- (3) 挙手採決を行う場合、オンライン参加委員は、意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で、手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。
- (4) 投票による表決は、オンライン委員会においては行わないものとする。

6 オンライン委員会の会議記録

会議記録の作成に当たっては、オンライン参加委員がオンライン方式により参加したことを明記することとする。

7 その他

- (1) 当分の間、総括質疑、秘密会及び互選委員会はオンライン方式の対象としないこととする。
- (2) 参考人のオンライン参加については、1（オンライン委員会の開催事由）にかかわらず、参考人から要請があった場合は認めることとする。

8 定めのない事項

この申合せに定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、正副委員長で協議の上、決定するものとする。

育児又は介護のため委員会を招集する場所に参加することが困難な委員がある場合に関する確認事項

- 1 委員は、委員会の招集場所に参加することが原則であること及びオンライン委員会に関する申合せの3の(1)に規定するオンライン参加委員の責務に十分に留意してオンライン参加を申し出るものとする。
- 2 委員長は、前項の留意事項を踏まえ、やむを得ない理由があると認めた場合には、オンライン参加を許可するものとする。

オンライン参加申請書

年 月 日

委員会

委員長 様

委員名 _____

京都府議会委員会条例第12条の2第3項の規定により、オンライン方式による委員会参加の許可を求めます。

1 開会日

年 月 日

2 理由

3 メールアドレス（オンラインによる出席に必要な情報等の送付先）

4 緊急連絡先（通信回線に不具合が生じた際等の携帯電話連絡先）

※この申請書に記載いただいた個人情報は、オンライン委員会出席の目的以外には使用いたしません。

ペーパーレス会議の運営に関する申合せ

1 目 的

I C Tの様々なメリットを活かし、府議会における各種会議の審議の一層の充実及び進行の円滑化を図ることを目的とする。

2 対象とすることができる会議

常任・特別委員会、議会運営委員会（理事会、議会改革検討小委員会、同作業部会を含む。）及び京都府議会会議規則第 122 条第 1 項の規定による議案の審査又は議会に関し協議又は調整を行う場とする。

ただし、互選委員会及び秘密会は対象外とし、各常任・特別委員会正副委員長会、予算・決算特別委員会正副委員長・幹事協議会等の取扱いは、正副委員長等の協議により決定する。

3 対象者

議員、出席要求理事者（補助職員を含む。）及び議会事務局職員とする。

4 使用する情報端末及び使用時の注意事項

別途定める「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」に沿って使用する。

5 W i - F i ルーターの利用

京都府議会が設置する京都府議会W i - F i ルーターを利用する際は、別添「京都府議会W i - F i ルーター利用規約」に沿って利用する。

6 電子データ※の対象資料等 ※文字検索が可能な PDF 形式のファイル

- (1) ペーパーレスで運営する場合は、原則、全ての資料を電子データ化の対象とすることとする。ただし、電子データ化が困難な場合は、必要に応じ、紙資料の利用も可能とする。
- (2) 大部の資料は、希望者にのみ紙で配付することを基本とする。
- (3) 会議の招集権者が審議の充実に資すると判断した資料を会議アプリケーションに格納することも可能とする。

7 端末に不具合が生じた場合の対応

- (1) 特定の情報端末に不具合が生じた場合は、議会事務局が用意する代替端末を貸与する。
- (2) 通信障害等により複数の情報端末に不具合が生じた場合は、会議を中断し、復旧のための対応を取るものとし、復旧が困難な場合は、情報端末の使用を中止し、紙資料の配付により会議を再開し、審議を行うものとする。

8 サポート体制

- (1) 必要に応じ、議員等への端末操作研修を実施するものとする。
- (2) 必要に応じ、資料閲覧用のモニターを設置するものとする。
- (3) 情報端末の操作補助者の入室を認めるものとする。

9 その他

- (1) ペーパーレスで会議を運営する場合であっても、出席者の判断により、情報端末機器による資料閲覧又は、紙資料の使用を柔軟に選ぶことができることとする。
- (2) 府政記者及び傍聴者については、会議アプリケーションを使用し、対象とする会議の資料を提供することを原則とする。
- (3) 電子データ化した会議の資料は、府議会のホームページにも掲載する（傍聴者用に配付したものに限る）。

なお、個人情報など非公開情報に該当する箇所は、マスキング処理するものとする。

- (4) この申合せに定めのない事項は、各会議において調整するものとする。

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規約は、京都府議会が設置する京都府議会Wi-Fiルーター（以下「府議会Wi-Fi」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 府議会Wi-Fiの利用目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 京都府議会におけるペーパーレス会議システムの運用
- (2) その他京都府議会が特に認めたもの

(利用者)

第3条 府議会Wi-Fiを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 京都府議会議員
- (2) 京都府議会事務局職員

(利用者の遵守すべき事項)

第4条 府議会Wi-Fiを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、別紙同意書により、本規約に同意しなければならない。

- (1) 議会事務局による、運用及び管理上必要な指示に従うこと。
- (2) 利用する通信端末のOSやソフトウェアのバージョンを最新に保つ等セキュリティ対策に努めること。
- (3) SSIDやパスワードを他人に教えないこと。
- (4) 利用する通信端末がウイルスに感染したとき、又は感染した可能性があるときは、速やかに議会事務局に報告し、指示された必要な措置を講じること。
- (5) 府議会Wi-Fiの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を順守すること。

(利用者資格の停止)

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、議会事務局は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止することができるものとする。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合
- (3) その他、利用者として不適切と議会事務局が判断した場合

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 議会事務局又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (3) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議会事務局が不適切と判断する行為

(本規約の変更)

第7条 議会事務局は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別紙

京都府議会W i - F i ルーター利用規約同意書

京都府議会W i - F i ルーター利用規約に同意し、府議会W i - F i ルーターを利用いたします。

令和 年 月 日

ご署名

京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン

第 1 ガイドラインの趣旨

○ 京都府議会（以下「議会」という。）では、令和 3 年 3 月に策定した I C T 利活用推進・実施計画に基づき、議会が管理するアプリケーション（以下「議会アプリ」という。）の利用や、会議（委員会及び京都府議会会議規則（昭和 31 年京都府議会規則第 2 号）に規定する協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。））の運営において、情報端末機器を使用する機会が拡大している。

このような情報端末機器の利活用の拡大が議会・議員活動を充実させる一方で、それぞれの議員においては、機器や情報などの取扱いに係るセキュリティ及びコンプライアンスについて、より高い意識が求められることとなっている。

そこで、円滑な議会運営及び議会への府民の信頼を確保することを目的に、各議員が議会活動において、情報端末機器を適切に使用・管理するためのガイドラインをここに定めるものである。

第 2 議員の責務

- 議員は情報端末機器の使用・管理に当たり、次に掲げる事項について十分に配慮し、このガイドラインの規定を遵守するものとする。
- (1) 第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げることのないよう情報を取り扱うこと。
 - (2) 情報の漏洩、議会アプリの機能の毀損等を防止するためのセキュリティ対策に努めること。
 - (3) 情報端末機器を使用する状況、目的、方法等について、府民の目から見て疑念が生じることのないようにすること。
 - (4) それぞれの会議における情報端末機器の使用に関する定めを遵守するとともに、その運営を妨げないこと。

第 3 議会事務局の責務

- 議会事務局は、議員が議会活動において情報端末機器を円滑かつ適切に使用できるよう、議会アプリの管理、通信環境の確保その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

第 4 情報端末機器の調達

- ① 議員は、議会アプリを使用する情報端末機器（以下「議会アプリ用端末」という。）
※及び会議で使用する情報端末機器について、原則として、自ら、又は自らが所属する会派を通して、調達するものとする。

※ 次の情報端末機器を含む。

- ・ 日常的に使用してはいないが、議会アプリをインストールしている情報端末機器
- ・ 議会アプリをインストールしていないが、インターネットブラウザ等により、議会アプリのサービスを利用している情報端末機器
- ・ その他、URL、ID、パスワード等の議会アプリへのアクセスに関する情報が保存されている情報端末機器

- ② 議員及び出席要求理事者が会議で使用する情報端末機器はタブレット端末、ノートパソコン又はスマートフォン（それぞれインターネット通信又は電源に必要な附属機器を含む。）のうち任意のものとする。

第5 情報端末機器の管理

- ① 議員は、議会アプリ用端末のセキュリティ対策のため、基本ソフトウェアの更新を行うものとする。
- ② 議員は、議会アプリ用端末について、画面ロック機能を設定する等、その監督下にならない第三者が無断に使用することのないように対策を行うものとする。
- ③ 議員は、議会アプリ用端末について、盗難、紛失及び無断使用を防止するため、公共の場その他の第三者の出入りのある場所に放置しない等、適切に運搬、保管等を行うものとする。
- ④ 議員は、セキュリティソフトのインストール等、議会アプリ用端末のセキュリティ対策の強化に努めるものとする。

第6 議会アプリの使用等

- ① 議員、出席要求理事者及び議会事務局職員その他の議会アプリの使用を許可された者（以下「議会アプリの使用者」という。）は、議会アプリのID、パスワード等の情報について第三者に知られることがないよう適切に管理するものとする。
- ② 議会アプリの使用者は、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報について、議会アプリを用いて共有してはならないものとする。
- ③ 議会アプリの使用者は、議会アプリを用いて共有する資料のうち、議会事務局及び執行機関が作成したもの以外のものについて、複製、頒布等を行う場合には、当該資料に係る著作権等の権利を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

第7 議会アプリ用端末の盗難・紛失等への対応

- ① 議会アプリの使用者は、次に掲げる事象が発生した、又は発生したおそれがある場合には、速やかにその旨を議会事務局に連絡するものとする。
- (1) 議会アプリ用端末の盗難又は紛失
 - (2) 議会アプリ又は議会アプリ用端末のコンピュータウィルスの感染
 - (3) 議会アプリ又は議会アプリ用端末への不正アクセス
 - (4) 議会アプリのID、パスワード等の漏洩
- ② ①の連絡があったとき、議会事務局は、当該連絡に係る議会アプリのアカウントを速やかに停止し、必要に応じ議会アプリを提供する事業者等に連絡した上で、被害防止、機能復旧等のために適切な対応を行うものとする。

第8 会議における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、議場で開催される場合及びそれぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除き、会議において情報端末機器を使用することができる。

- ② それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次の事項を行うことができるものとする。
- (1) あらかじめ情報端末機器又はインターネットサーバー上に保存しておいた議事に関係する資料等の閲覧
 - (2) 議事に関係する資料等についてインターネットを利用して行う検索
 - (3) 会議における審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能（メモ機能）の使用
 - (4) その他、それぞれの会議において認められている議会アプリの機能の使用
- ③ それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次に掲げる事項を行ってはならないものとする。
- (1) 通話、電子メール、ソーシャルメディア等による外部との通信
 - (2) 議事に関係のない情報端末機器の使用その他の会議の目的に照らして必要のない情報端末機器の使用
 - (3) 議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の府民の目から見て疑念が生じるような情報端末機器の使用
 - (4) 会議の委員長又は主宰者の許可を得ていない、会議の撮影、録音及び録画
 - (5) 会議の委員長又は主宰者が情報端末機器の使用を認めないこととしている場面で情報端末機器の使用
- ④ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、電子音や振動音が鳴らないようにするとともに、操作音が議事の支障とならないように配慮するものとする。ただし、災害等に係る緊急速報メール等の受信音についてはこの限りではない。
- ⑤ ④の緊急速報メール等の受信音が鳴った場合には、会議の委員長又は主宰者は、必要に応じ、その内容について確認を行うものとする。
- ⑥ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その画面に傍聴者等の目が向けられていることに常に意識し、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報その他の第三者に開示すべきでない情報及び府民の目から見て疑念が生じるような内容が表示されないようにするものとする。
- ⑦ 議会事務局は、会議の円滑な運営を確保するため、Wi-Fiルーターの設置等、議員が議会事務局の管理する無線LANに情報端末機器を接続できる環境の整備に努めるものとする。
- ⑧ 議員は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その電源はバッテリー対応とし、インターネットへの接続その他の情報端末機器（附属機器等を含む。）を使用するために必要な準備については、⑦の無線LANを除き、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ⑨ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に会議における情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、議事運営に支障が生じないようにするため、必要な注意喚起等を行うものとする。

第9 管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、委員会及び協議等の場が実施する管内調査及び管外調査において、情報端末機器を使用することができる（それぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除く。）。
- ② 管内調査及び管外調査において情報端末機器を使用するに当たっての電源の確保、インターネットへの接続その他の必要な準備については、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ③ 議員及び出席要求理事者は、管内調査及び管外調査において、議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の説明者の信頼を損なうような情報端末機器の使用をすることのないように十分に配慮するものとする。
- ④ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、調査の円滑な実施に支障が生じないように、必要な注意喚起等を行うものとする。
- ⑤ 会議の委員長又は主宰者は、管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用に関し、このガイドラインに定めるもののほか、議員及び出席要求理事者に対し、調査の円滑な実施のために必要な指示を行うものとする。

第10 その他

- ① 情報端末機器の使用が認められていない議会の会議に情報端末機器を持ち込む場合には、机上には置かず、電源を切る等により電子音、振動音及びディスプレイ等の光が室内に漏れないようにするものとする。
- ② 議員がその地位を失った場合には、議会事務局は、議会アプリの当該議員のアカウントを停止するものとする。
- ③ 議員は、このガイドラインに定めるもののほか、情報端末機器の使用・管理に関し、第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げるような事象が発生した、又は発生のおそれがある場合は、速やかに議会事務局にその旨を連絡するものとする。
- ④ このガイドラインの議員に関する規定は、議会アプリの使用が認められた会派の職員について準用するものとする。
- ⑤ このガイドラインに定めるもののほか、議会活動における議員の情報端末機器の使用・管理に関する事項については、議会運営委員会において協議し、決定するものとする。

附 則

このガイドラインは、令和5年6月9日から施行する。

欠 席 届

令和 年 月 日（から令和 年 月 日まで）の委員会には次の理由により出席できないので、届けます。

（理 由）

令和 年 月 日

京都府議会〇〇委員長 〇〇 〇〇 殿

京都府議会〇〇委員 〇〇 〇〇 ⑩

事 務 概 要

(令和 7 年度)

京 都 府 文 化 生 活 部
京 都 府 文 化 施 設 政 策 監

目 次

I	組	組 織	・ ・ ・ ・ ・	1
		組 織 図	・ ・ ・ ・ ・	1
		事 務 分 掌	・ ・ ・ ・ ・	2
II	令和7年度予算状況	・ ・ ・ ・ ・		4
	総 括 表	・ ・ ・ ・ ・		4
	主 要 事 項 等	・ ・ ・ ・ ・		5
III	主 要 計 画 等	・ ・ ・ ・ ・		13
IV	関 係 施 設	・ ・ ・ ・ ・		15

I 組織

【組織表】

令和7年4月1日現在

本庁課	担当	地域機関等
【文化生活部】		
人 権 啓 発 推 進 室 (10)	企 画 ・ 推 進 係	
文 化 政 策 室 (28) (副部長含む)	文 化 企 画 係 政 策 推 進 係 文 化 連 携 推 進 係	京都学・歴彩館 (32) (京都文化財団派遣) (1)
文 化 生 活 総 務 課 (29) (部長、副部長含む)	総 務 企 画 係 経 理 係 府 民 協 動 係	自転車競技事務所 (5) 植物園 (30) (文化庁派遣) (5)
文 化 芸 術 課 (20)	文 化 の 人 づ くり 係 芸 術 振 興 係 地 域 文 化 振 興 係	
ス ポ ー ツ 振 興 課 (14)	企 画 係 交 流 推 進 係	体育館 (6)
文 教 課 (21)	幼 稚 園 ・ 専 修 学 校 係 小 ・ 中 ・ 高 校 係 経 営 支 援 ・ 宗 教 法 人 係	
安 心 ・ 安 全 ま ち づ くり 推 進 課 (12)	防 犯 ・ 交 通 安 全 係	交通事故相談所
男 女 共 同 参 画 課 (13) (副部長含む)	企 画 ・ 地 域 支 援 係 女 性 活 躍 ・ ワ ー ク ・ ラ イ フ ・ バ ラ ン ス 推 進 係	
府 民 総 合 案 内 ・ 相 談 セ ン タ ー (3)	総 合 案 内 ・ 相 談 係	
消 費 生 活 安 全 セ ン タ ー (13)	企 画 ・ 啓 発 係 相 談 ・ 情 報 係 調 査 ・ 指 導 係	
生 活 衛 生 課 (17)	生 活 営 業 係 食 品 衛 生 係 動 物 愛 護 係	動物愛護センター (5)
【文化施設政策監】		
文 化 施 設 政 策 監 付 (21) (文化施設政策監含む)		
本 地 域 機 関 等 201 78 6		計285人

【事務分掌】

■文化生活部

【人権啓発推進室】

- (1) 人権啓発の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 人権啓発の推進に関すること。
- (3) 同和事業の整理等に関すること。

【文化政策室】

- (1) 文化行政の企画及び連携推進に関すること。
- (2) 生涯学習（教育委員会の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 文化財を守り伝える京都府基金に関すること。
- (4) 京都府立京都学・歴彩館、京都府立文化芸術会館、京都府立ゼミナールハウス、京都府立府民ホール、京都府立堂本印象美術館及び京都府立陶板名画の庭に関すること。
- (5) その他文化行政（他課及び教育委員会の所管に属するものを除く。）に関すること。

【文化生活総務課】

- (1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 特定非営利活動法人の認証、認定等に関すること。
- (3) 社会貢献活動の促進に関すること。
- (4) 府民運動の企画及び推進に関すること。
- (5) 府民参画の推進に関すること。
- (6) 自転車競技事務所に関すること。
- (7) 京都府立植物園に関すること。
- (8) 部内の人事及び組織に関すること。
- (9) 部に属する予算の経理に関すること。
- (10) 部の広聴及び広報の総括に関すること。
- (11) 部内他課の主管に属さないこと。

【文化芸術課】

- (1) 文化を担う人材の育成及び文化の次世代への継承に関すること。
- (2) 文化に関する創造的活動の促進に関すること。
- (3) 文化を生かした産業及び地域の振興に関すること。
- (4) 文化団体等に関すること。

【スポーツ振興課】

- (1) 府民スポーツ（教育委員会の所管に属するものを除く。）の振興に関すること。
- (2) スポーツに係る国際大会の誘致等に関すること。
- (3) 府民スポーツの奨励育成に関すること。
- (4) 京都府府民スポーツ振興基金に関すること。
- (5) 京都府立体育館及び京都府立京都スタジアムに関すること。

【文教課】

- (1) 私立学校に関すること。
- (2) 私立専修学校に関すること。
- (3) 私立各種学校に関すること。
- (4) 学校法人に関すること。

- (5) 宗教法人に関すること。
- (6) その他文教に関すること。

【安心・安全まちづくり推進課】

- (1) 安心・安全なまちづくりの企画及び総合調整に関すること。
- (2) 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進に関すること。
- (3) 犯罪被害者等支援に関すること。
- (4) セーフ・コミュニティの推進に関すること。
- (5) 交通安全に関すること。
- (6) 交通事故の被害者の援助に関すること。
- (7) 交通事故相談所に関すること。
- (8) 自動車運転代行業に関すること。

【男女共同参画課】

- (1) 男女共同参画施策の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関すること。
- (3) 女性の活躍の推進に関すること。
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。

【府民総合案内・相談センター】

- (1) 府民総合案内に関すること。
- (2) 府民相談に関すること。

【消費生活安全センター】

- (1) 消費生活に係る安全確保及び取引方法の適正化に関すること。
- (2) 消費者の教育及び啓発に関すること。
- (3) 災害時における生活必需品等の確保に関すること。
- (4) 消費生活協同組合に関すること。
- (5) 金融広報に関すること。
- (6) 消費生活に係る相談及び指導に関すること。
- (7) 商品テストに関すること。
- (8) その他消費生活の安定と向上に関すること。

【生活衛生課】

- (1) 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所等に関すること。
- (2) クリーニング師及びふぐ処理師に関すること。
- (3) 食品衛生に関すること。
- (4) と畜場、食鳥処理場及び化製場等に関すること。
- (5) 建築物の衛生的環境の確保に関すること。
- (6) 墓地、埋火葬及び胞衣産汚物に関すること。
- (7) 狂犬病の予防に関すること。
- (8) 動物の飼養管理及び愛護に関すること。
- (9) 人と動物の共生社会づくりに関すること。
- (10) 京都府動物愛護センターに関すること。
- (11) 住宅宿泊事業に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (12) その他生活衛生に関すること。

■文化施設政策監

【文化施設政策監付】

- (1) 文化施設等に係る政策及び整備の推進に関すること。

Ⅱ 令和7年度 文化生活部予算状況

【総括表(一般会計)】 ※()内令和6年度2月補正予算含む

○ 歳 入

(単位：千円)

款	予算額	課 別 内 訳										
		人権啓発推進室	文化政策室 文化芸術課	文化生活総務課	スポーツ振興課	文教課	安心・安全 まちづくり 推進課	男女共同参画課	府民総合案内・相談センター	消費生活安全センター	生活衛生課	文化施設政策監付
使用料及び手数料	388,814		416		88,085	80					62,234	237,999
国庫支出金	11,645,176 (11,750,176)	239,314 (305,314)	473,707		61,333	10,733,056 (10,759,056)	2,684	51,730		67,148	16,204 (29,204)	
財産収入	82,056	795	2,839	38	384							78,000
寄附金	153,100		90,000	5,000	50,500		6,200	400				1,000
繰入金	102,957		87,379	15,578								
諸収入	197,480	24,803	14,020		141,178	714		1,000		250	6,015	9,500
計	12,569,583 (12,674,583)	264,912 (330,912)	668,361	20,616	341,480	10,733,850 (10,759,850)	8,884	53,130		67,398	84,453 (97,453)	326,499

○ 歳 出

(単位：千円)

款	予算額	課 別 内 訳										
		人権啓発推進室	文化政策室 文化芸術課	文化生活総務課	スポーツ振興課	文教課	安心・安全 まちづくり 推進課	男女共同参画課	府民総合案内・相談センター	消費生活安全センター	生活衛生課	文化施設政策監付
総務費	5,797,720	174,321	2,014,152	2,231,649	404,981	6,528	373,018	151,276	34,363			407,432
民生費	304,338 (403,338)	304,338 (403,338)										
衛生費	319,505 (332,505)			202,183							117,322 (130,322)	
労働費	789							789				
商工費	253,435			119,770						133,665		
教育費	32,501,881 (32,527,881)			136,685	28,789	32,310,407 (32,336,407)						26,000
計	39,177,668 (39,315,668)	478,659 (577,659)	2,014,152	2,690,287	433,770	32,316,935 (32,342,935)	373,018	152,065	34,363	133,665	117,322 (130,322)	433,432

【総括表(収益事業特別会計)】

○ 歳 入

(単位：千円)

款	予算額	備 考
収益事業収入	24,689,000	競輪事業収入
使用料及び手数料	171	競輪場使用料
財産収入	1,869	向日町競輪場施設等整備基金運用利子
繰入金	303,252	一般会計及び向日町競輪場施設等整備基金からの繰入金
繰越金	759,850	前年度からの繰越金
諸収入	351,889	場外開催受託事業収入等
計	26,106,031	

○ 歳 出

(単位：千円)

款	予算額	備 考
競輪事業費	25,827,494	競輪場運営及び施設再整備に要する経費
繰出金	100,000	一般会計への繰出金
予備費	178,537	予備費
計	26,106,031	

【主要事項等】(令和6年度2月補正予算含む)

1 人権が尊重される共生社会の実現に向けた取組

事業名	人権啓発費	担当課	人権啓発推進室
予算額	140,000千円		
事業内容	1 趣旨 一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、それぞれの幸福を最大限に追及することができる共生社会の実現を図るため、様々な人権課題に関する啓発・相談等を実施 2 事業内容 (1) 啓発・相談 ・新聞、テレビ・ラジオ、ホームページ、SNSなど様々な媒体を通じた啓発・広報 ・ヒューマンフェスタ、人権フォーラムなどのイベント開催 ・インターネット上の人権侵害への対応 ・人権問題法律相談(京都府人権リーガルレスキュー隊)の実施 等 (2) 市町村支援等 ・人権啓発指導者養成研修会の開催 ・インターネットによる人権侵害対策研究会の開催 ・市町村が実施する人権啓発事業に対する助成 等		

2 大阪・関西万博きょうと開催に向けた取組

事業名	きょうとまるごとお茶の博覧会開催費	担当課	文化政策室
予算額	58,000千円		
事業内容	1 趣旨 京都の茶文化を支える茶人や茶商、茶の生産者から茶器や茶道具、茶菓子の職人までが一緒になって、万博を契機に京都を訪れる人々に京都の茶文化を発信 2 事業内容 (1) オープニング茶会の開催 ・万博開幕に合わせ、京都の玄関口である京都市内を中心とした複数会場でオープニングイベントを実施 (2) お茶体験イベントの開催 ・お茶・茶道具・茶菓子の生産過程や京都の茶文化を深く知ってもらうため、茶摘みや茶道具・茶菓子の製作体験ができるイベントなどを府内各地で実施 (3) お茶を通じた国際交流の実施 ・国際理解の促進と茶文化発信を図るため、府内の小中高校、特別支援学校の児童・生徒と万博参加国が「お茶」を通じて交流 (4) 学生プロジェクト事業 ・京都の大学生が学生ならではの自由な発想でアイデアを出し合い、お茶をテーマとした新たな取組や商品開発を実施 (5) 北野大茶会の開催 ・きょうとまるごとお茶の博覧会の締めくくりとして、北野天満宮で府内各地のお茶の取組を集めた大茶会を開催		

事業名	Music Fusion in Kyoto音楽祭事業費	担当課	文化政策室
予算額	94, 000千円		
事業内容	1 趣旨 大阪・関西万博を契機に、誰もが親しみやすい文化である音楽を軸として、府内一円を音楽で満たす音楽祭を開催 2 事業内容 (1)府域コンサート ・京都ゆかりの音楽家を招聘したオリジナルオーケストラによる公演を府北部及び南部において実施 (2)室内楽コンサート ・府域コンサートのオリジナルオーケストラに参加するメンバー等による少人数の室内楽コンサートを府域で実施 (3)教育プログラム ・府域コンサートのオリジナルオーケストラに参加するメンバー等が、府域のこども達に鑑賞型や体験型の公演・指導を実施し、次世代の音楽体験の機会を創出		

3 文化の力で世界に貢献する京都の実現に向けた取組

事業名	京都国際アート市場活性化事業費	担当課	文化芸術課
予算額	107, 000千円		
事業内容	1 趣旨 世界各国のコレクターの来京を促す「京都国際アートフェア」等を開催し、京都で育てた作家が国際的に評価される仕組みを構築するとともに、京都の秋をアートで彩る取組を展開 2 事業内容 (1)「Art Collaboration Kyoto」の開催【拡充】 ・京都の作家が国際的なアートの舞台に踏み出す契機とするとともに、府民が多様なアートを楽しめるよう、京都市と連携して府市の秋のアートイベントを開催 (2)「ARTISTS' FAIR KYOTO」の開催 ・国内外で活躍する京都ゆかりの作家が主体となり、作家自身が出展者として作品を展示販売する京都創発のアートフェアを開催 (3)「Kyoto Art for Tomorrow(京都府新鋭選抜展)」の開催 ・日本画、洋画、工芸等の幅広い芸術分野を対象に、京都を中心に活躍する若手作家の選抜展を開催		

4 地域の多様な主体の協働による地域課題解決に向けた取組

事業名	地域交響プロジェクト推進費	担当課	文化生活総務課
予算額	272,795千円		
事業内容	1 趣旨 地域の課題に府・市町村等と連携・協働して対応できる地域団体を育成する仕組みを構築し、安心・安全な暮らしを支える地域づくりを推進 2 事業内容 (1)地域交響プロジェクト交付金 ・特に地域の支えが必要とされる重点課題(子育て、要配慮者支援、防災、多文化共生、移住促進、協働教育分野)の解決を支援 ・地域課題全般の解決を対象とし、伴走支援・基盤強化事業とあわせて、自立的な事業運営を支援 ・地域の総合的な問題解決に取り組む自治会・NPO等の協働体(協働推進型プラットフォーム)の形成を支援 ・災害時の被災地復旧活動を支援 (2)伴走支援・基盤強化事業 ・専門家等による支援や財源・人材確保等に関するセミナーによる支援 ・地域コミュニティが地域で抱える課題を掘り起こし、その解決方法や目指すべき方向性を共有するため、地域に関わる多様な主体が対話する場の設置等を支援 ・ふるさと納税制度の活用により、NPO法人等の活動を支援		

5 誰もが親しみ夢が広がるスポーツの振興に向けた取組

事業名	京のスポーツ・スタジアム夢づくり事業費	担当課	スポーツ振興課
予算額	10,000千円		
事業内容	1 趣旨 子どもたちがスポーツを通じて夢や希望を持てるよう、府内プロスポーツチームと連携したスポーツ体験教室や、様々な競技のトップアスリートとの交流等を促進することで、スポーツの裾野拡大となる取組を展開 2 事業内容 ・サンガスタジアム by KYOCERAにおいて、府内プロスポーツチームに所属するトップアスリート等を招聘し、子どもたちが様々な競技種目を、アスリートと体験できる交流会を実施		

事業名	京のジュニアスポーツアカデミー推進事業費	担当課	スポーツ振興課
予算額	5,000千円		
事業内容	1 趣旨 少子化の中でも、子どもたちがやりたいスポーツに親しむことができる機会の確保に向けた施策を推進 2 事業内容 ・地域のスポーツクラブに対し、プロスポーツ団体のコーチ等を派遣し、子どもたちだけでなく子どもの挑戦を応援したい住民等がフレキシブルに参加できるスポーツ体験教室を開催 ・構想検討会議において、プロスポーツチームや競技団体等を巻き込み、事業の広域展開等を検討		

6 私立学校の振興等に向けた取組

事業名	私立学校教育振興補助金	担当課	文教課
予算額	29, 501, 153千円		
事業内容	1 趣旨		
	私立学校が京都府の学校教育において重要な役割を果たしていることを踏まえ、私立学校の教育条件の維持・向上、保護者の教育費負担を軽減		
	2 事業内容		
	(1)私立高等学校あんしん修学支援事業費		
	・ 家庭の経済状況にかかわらず、修学の意志のある私立高校生が安心して勉学に打ち込めるよう、修学費用負担を軽減		
	(2)奨学のための給付金【拡充】		
	・ 都道府県民税及び市町村民税非課税世帯の私立高校生等に対して、授業料以外の教育費を給付		
	(3)私立高等学校専攻科修学支援金【拡充】		
	・ 家庭の経済状況にかかわらず、修学の意志のある専攻科に通う生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、修学費用負担を軽減		
	(4)幼稚園教諭処遇改善支援事業費【拡充】		
・ 幼稚園教諭の人材確保のため、幼稚園教諭等の処遇改善に係る経費を補助			
事業内容	(5)私立専修学校・各種学校教育振興費補助金【拡充】		
	・ 私立専修学校及び各種学校の教育の振興を図るため、教材費等の教育に必要な経費を補助		
	○予算の内訳		
	区分	予算額(千円)	
	高等学校運営費補助等	20,971,115	
	中学校運営費補助	2,880,240	
	小学校運営費補助	1,345,449	
	幼稚園運営費補助等	3,621,117	
	専修・各種学校教育振興補助等	108,946	
	私学関係団体補助	574,286	
計	29,501,153		

7 犯罪被害者等支援の推進に向けた取組

事業名	犯罪被害者等支援総合対策事業費	担当課	安心・安全まちづくり推進課
予算額	11,100千円		
事業内容	1 趣旨 「京都府犯罪被害者等支援条例」の制定に伴い、犯罪被害者等への支援の更なる充実を図るため、新たな支援体制の構築、(公社)京都犯罪被害者支援センターの体制機能強化、支援を行う人材の育成、生活再建支援や法的援助助成、社会機運の醸成に資する事業を実施 2 事業内容 (1) 犯罪被害者等支援強化事業 ・ 関係機関が支援内容を協議し進める支援調整会議の運営 ・ 個々の犯罪被害者等の状況に応じた支援をコーディネートする社会福祉士の配置 ・ 京都犯罪被害者支援センターの体制の充実・強化 (2) 犯罪被害者等生活再建支援事業 ・ 犯罪被害者等の生活再建に必要な転居費用の助成 (3) 犯罪被害者等法的援助助成事業 ・ 犯罪被害者等が当事者として刑事裁判に参加するために必要な弁護士費用等の助成 (4) 犯罪被害者等支援府民理解促進事業 ・ 犯罪被害者等支援に対する府民の理解増進のための啓発		

8 男女共同参画社会の推進に向けた取組

事業名	女性活躍総合支援事業費	担当課	男女共同参画課
予算額	115,218千円		
事業内容	1 趣旨 京都ウィメンズベース・マザーズジョブカフェ・京都府男女共同参画センターの3所が連携し、女性活躍をワンストップで支援するとともに、性別に関わらず様々な困難・課題を抱える方への支援を実施 2 事業内容 (1) 京都ウィメンズベース事業 ・ 中小企業における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進するための相談・制度整備等の支援 ・ 企業の意思決定に参画できる役職への女性登用を推進するため、企業の中核人材となる女性の育成研修 (2) マザーズジョブカフェ推進事業 ・ 働きながら子育てしたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、就業と子育てをワンストップで支援 (3) 京都府男女共同参画センター運営事業 ・ 女性相談、男性相談 ・ 女性の社会参画支援のため、女性の起業や地域活動を支援 (4) 女性つながりサポート事業 ・ 困難を抱える女性への無料のカウンセリング・電話相談・SNS相談・伴走支援		

9 消費者行政の推進に向けた取組

事業名	消費者あんしんサポート事業費	担当課	消費生活安全センター
予算額	46,934千円		
事業内容	1 趣旨 府民の安心・安全な消費生活を実現するため、高齢者の被害防止対策や年齢等特性に合わせた消費者教育の推進及び市町村消費生活相談窓口の運営支援等を実施 2 事業内容 (1)市町村相談センター支援事業等 ・「ネット取引等あんしんチーム」による市町村相談のサポート ・府全域のリアルタイムな情報共有 ・市町村相談センターの運営に対する助成 ・近畿府県合同での調査・指導 等 (2)消費者被害防止対策事業 ・悪質商法等被害の未然防止を図るため、見守り人材の養成や地域の見守りの担い手による啓発を実施 ・市町村見守りネットワークの活動支援 等 (3)若年者への消費者被害防止対策 ・学校等における消費者教育の支援や、若年者を対象とした悪質商法等による消費者被害防止対策を実施 ・消費者市民社会の構築に向けた消費者教育の展開		

10 食の安心・安全確保に向けた取組

事業名	きょうと「食の安心・安全」確保事業費	担当課	生活衛生課
予算額	21,427千円		
事業内容	1 趣旨 食の安心・安全行動計画等を踏まえ、関係部局が連携し、食品表示の適正化、食に関する情報発信、食品衛生監視指導等を強化することにより、府民の食への信頼を確保 2 事業内容 (1)食品衛生監視指導 ・食品衛生法改正に伴うHACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化を踏まえ、事業者へ衛生管理の手法について啓発を行うとともに、食品衛生推進員「京の食“安全見はり番”」等による自主衛生管理の推進、食品衛生監視機動班による事業者への監視・指導の実施や食品等の放射性物質、添加物等の検査項目を充実し、食の安心・安全を確保 (2)食品検査 ・府内に流通している食品等の検査を行い、その結果を定期的に公表することで食の安心・安全を確保 ・食品検査に使用する機器を更新 (3)遺伝子組換え食品検査 ・DNA検査機器により遺伝子組換え食品の分析を実施し、審査を受けていない遺伝子組換え食品の流通防止及び表示と内容物との整合確認を実施することにより食の安心・安全を確保 (4)試験検査機関業務管理基準(GLP)導入 ・GLP(業務管理基準)の導入により、精度管理体制を構築するとともに検証体制を整備し、検査の信頼性を確保		

11 京都府立植物園の次の100年に向けた新たな取組

事業名	植物園次の100年創生事業費	担当課	文化施設政策監付
予算額	18,000千円		
事業内容	1 趣旨 府立植物園の次の100年に向け、子どもたちや若い世代に向けた魅力拡大や、学習・研究機能の充実により更なる飛躍を目指すための各種取組を展開する。 2 事業内容 (1) 楽しく遊べる学習イベントの開催 - 子どもたちをはじめとした幅広い世代が、植物の仕組みや植物と生きものとの関わりを楽しく学ぶことができる企画展等を開催 (2) 「LIGHT CYCLES KYOTO」の実施 - 大阪・関西万博に合わせて、夜の植物園を光と音で彩り、植物の世界を体験する「LIGHT CYCLES KYOTO」を実施し、関西を訪れる国内外の観光客等に対して、植物園の魅力を広く発信 (3) 京都植物誌プロジェクトの推進 - 京都の植物多様性保全に向け、府内の植物調査や生息域外保全などを進め、100周年を機にスタートした「京都植物誌」の制作を推進		

12 府立大学スポーツ施設整備検討に向けた取組

事業名	府立大学スポーツ施設整備検討費	担当課	文化施設政策監付
予算額	26,000千円		
事業内容	1 趣旨 体育館やグラウンド等の府立大学が有するスポーツ施設を府民に開放することにより、スポーツや地域イベントでの府民との交流等「地域に貢献する開かれた府立大学」を目指す。 2 事業内容 学生利用を前提としつつ、体育館やグラウンド等のスポーツ施設整備のあり方について検討を実施		

13 向日町競輪場敷地再整備に向けた取組

事業名	〈収益事業特別会計〉向日町競輪場敷地再整備等事業	担当課	文化施設政策監付
予算額	602,252千円(債務負担行為12,641,750千円)		
事業内容	1 趣旨 向日町競輪場基本構想に基づき、向日町競輪場敷地全体を多目的・複合的な機能を併せ持った地域の交流・賑わいの拠点へと展開していくため再整備を実施 2 事業内容 (1) 競輪場再整備・運営事業 - 老朽化した向日町競輪場の施設について令和11年度中のリニューアルオープンに向けて全面的な再整備を実施 (2) 競輪場敷地再整備関連事業 - 競輪場施設及びアリーナ施設の整備に必要な埋蔵文化財調査及び設計施工管理を実施		

(その他の主要事項等)

(単位:千円)

	課 名	事 項	予 算 額	事 業 の 概 要
1	人 権 啓 発 推 進 室	隣保館運営等助成費	403,338	隣保館の運営・活動の助成等
2	文 化 政 策 室 文 化 芸 術 課	京都の文化次世代継承事業費	65,300	「文化の心」の次世代への継承を図るため、茶道、華道等の生活文化や地域の伝統文化、食文化を深く知る機会を創出
3		こころのふるさと京都の文化財保護事業費	85,765	学術上又は文化的価値の高い貴重な文化財の保全を図るため、「文化財を守り伝える京都府基金」への寄附金等を活用しながら、未指定文化財を含む文化財の保存、修理、防災対策等を総合的に推進
4		祇園祭山鉾懸装品新調事業費補助金	15,000	祇園祭山鉾懸装品のうち文化財的価値が高く、大型で貴重な前掛・胴掛・見送りなどの懸装品を退役保存するため、その代替として現代の意匠・染織技術の粋を集めた懸装品新調事業に対して補助
5	ス ポ ー ツ 振 興 課	ワールドマスタースゲームズ2027関西開催準備費	8,200	ワールドマスタースゲームズ2027関西の円滑な開催に向けた準備や大会PRを実施
6	文 教 課	私立専門学校修学支援事業費	1,801,000	子どもを安心して育てることができる環境の整備を図るため、私立専門学校における無償化に必要な経費を負担
7		いじめ防止・不登校支援等総合推進事業費	5,243	学校等における問題の早期発見・早期対応、児童生徒・保護者からの相談への対応など、いじめ、不登校、問題行動等に対する総合的なサポート体制の充実等
8		生産性向上・人手不足対策事業費	20,000	幼稚園の環境改善を図るため、業種・業界の垣根を越えて3S・5Sをはじめとした持続的な生産性向上に資する取組を学び・実践する仕組みを構築し、ソフトとハードを組み合わせた一体的な支援を実施
9	文 生 活 教 育 課	医療機関等物価高騰対策事業費	19,000	物価高騰が続く中、利用者への価格転嫁が困難な幼稚園や公衆浴場の負担を軽減するため、各施設に対し支援金を支給
10	安 心 ・ 安 全 ま ち づ くり 推 進 課	防犯まちづくり推進事業費	4,482	地域防犯活動の拠点「府民協働防犯ステーション」や地域を守る子ども・地域安全見守り隊の活動支援等、地域防犯力向上に向けた取組等を実施
11		未来へつなぐ交通安全推進事業費	2,500	交通事故で亡くなった交通巡視員のご遺族からの寄附を活用し、交通事故をなくすための安全教育を実施
12		初期段階再犯防止強化事業費	1,500	軽微な罪を犯した人等の立ち直りを支援するため、本来必要な福祉的支援に早期かつ適切につなぐ取組等を実施
13	男 女 共 同 参 画 課	ドメスティック・バイオレンス対策事業費	5,980	ドメスティック・バイオレンスの被害者支援や予防・啓発等を実施
14	府 民 総 合 案 内 ・ 相 談 セ ン タ ー	府民総合案内・相談センター運営費	33,259	府民総合案内・相談センターの運営及び府民相談等を実施

Ⅲ 文化生活部主要計画等

【主要計画等】

名称	内容	備考
京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)	一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、人権という普遍的文化を構築するため、人権教育・啓発に関する施策の基本的指針を策定	計画期間： 平成 28～令和 7 年度 (10 年間)
文化が活きる京都の推進に関する条例に基づく基本的な指針	文化が活きる京都の推進の総合的かつ効果的な実施を図るため、「文化が活きる京都の推進に関する条例」第4条に基づき策定 ※令和7年度中策定予定	計画期間なし (文化を取り巻く状況の変化に応じて適宜見直しを行う。)
京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画	犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進するとともに、再犯防止施策、犯罪被害者支援を実施するため、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」第3条に基づき策定 ※「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に規定する地方再犯防止推進計画及び「京都府犯罪被害者等支援条例」第9条に規定する犯罪被害者等支援推進計画として位置付ける。	計画期間： 令和 6～10 年 度 (5 年間)
第 11 次京都府交通安全計画	府域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「交通安全対策基本法」第25条第1項に基づき策定	計画期間： 令和 3～7 年度 (5 年間)
京都府自転車安全利用促進計画	自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」第7条に基づき策定	計画期間： 令和 3～7 年度 (5 年間)
京都府男女共同参画計画—KYOのあけぼのプラン(第4次)	男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、各種施策を総合的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づき策定	計画期間： 令和 3～12 年 度 (10 年間)
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画 (第5次)	配偶者等からの暴力に関し、被害者自身や周囲による被害への気づきを促し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DVを容認しない社会のさらなる実現をめざすため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に基づき策定	計画期間： 令和 6～10 年 度 (5 年間)

名称	内容	備考
京都女性活躍応援計画	経済団体等と行政（京都府・京都市・京都労働局）とが連携して発足した女性の活躍推進組織「輝く女性応援京都会議」により策定。本会議で採択した4つの行動宣言に基づき取り組むことにより、男女が共に多様な生き方・働き方を実現し、ゆとりがあり、豊かで活力にあふれ、「生産性が高く持続可能なまち・京都」を目指す。 ※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第1項に基づく京都府の推進計画として位置付ける。	計画期間： 平成 28～令和 7 年度 (10 年間)
京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画	府民の連携・協働のもと、安心・安全な消費生活を実現するため、「京都府消費生活安全条例」第7条に基づき策定 ※「消費者教育の推進に関する法律」第10条に基づく京都府の消費者教育推進計画として位置付ける。	計画期間： 令和 7～11 年 度（5 年間）
京都府食品衛生監視指導計画	年度内に実施する監視指導の内容を定めるとともに、「京都府食の安心・安全行動計画」の食品衛生に係る施策目標を達成するため、「食品衛生法」第24条に基づき策定	計画期間： 令和 7 年度 (1 年間)
京都府動物愛護推進計画	動物の適正飼養の徹底や動物愛護の精神を広く周知・啓発するため、「動物の愛護及び管理に関する法律」第6条に基づき策定。令和2年4月に示された動物愛護管理基本指針（環境省）に基づき、令和3年3月に一部を改定	計画期間： 令和 3～令和 12 年度 (10 年間)

IV 関係施設

施設名 項目	府立植物園	府立陶板名画の庭
所在地 ・ 電話番号	〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町 075-701-0141(代)	〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町 075-724-2188
施設の特徴	植物を育成栽培して公開し広く府民の“い こいの場”“教養の場”として、大正13年1 月1日に開園した国内を代表する総合植物園	名画の造形と色彩を忠実に再現し、永く保存 できるように作られた陶板画8点を展示した 安藤忠雄氏の設計による絵画庭園
設置年月	大正13年1月	平成6年3月
敷地面積	約240,000㎡	2,849㎡
延床面積	—	—
施設の内容	○保有植物 約12,000種類 ○入園料(温室観覧料を含む) 一般 500円 65歳以上・高校生 250円 ※年間パスポートあり(一般2,000円、 65歳以上・高校生1,000円、有効期 間1年) ※中学生以下は無料 ※障害のある方とその介護者は免除(証明 するものが必要)、きょうと子育て応援 パスポート事業対象施設 ○開園 9:00～17:00(入園は16:00まで) ○温室 10:00～16:00(入室は15:30まで) ○休園日 年末年始	○ミケランジェロ作「最後の審判」等を展示 ○入園料 一般(65歳未満) 200円 一般(65歳以上) 100円 ※減免対象(証明するものが必要) ・中学生以下の者 ・障害のある方とその介護者、子育て応援 パスポート所持者 ・小学生を扶養する父母もしくは祖父母 (府内在住)が当該小学生と共に観覧す る場合、当該父母又は祖父母2名無料 ※植物園の半券を提示した場合、 陶板名画の庭の一般(65歳未満)入園料が 半額となる。 植物園・陶板名画の庭の合計入園料 一般(65歳未満) 600円 一般(65歳以上) 300円 ○開園 9:00～17:00(入園は16:30まで) ○休園日 年末年始
運営者・管理者	府直営	北山街協同組合
担当	文化生活総務課(文化施設政策監付)	文化政策室

施設名 項目	府立京都学・歴彩館	府立ゼミナールハウス
所在地 ・ 電話番号	〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町1-29 075-723-4831	〒601-0533 京都市右京区京北下中町鳥谷2 075-854-0216
施設の特徴	京都の歴史・文化の研究支援、学習・交流 機能や京都に関する資料を総合的に収集、保 存、公開する北山の文化・学習交流拠点	自然豊かな環境の中で、大学生をはじめ高齢 者から子どもまで多世代を対象とする宿泊が 可能な研究討議や生涯学習研鑽の場
設置年月	平成28年12月	昭和51年9月
敷地面積	約13,400㎡	90,098㎡
延床面積	約24,000㎡	4,492㎡
施設の内容	○交流フロア(1階) ・大ホール484席、小ホール100席、学習 室86席、展示室、京都学ラウンジ、京都 学デジタル資料閲覧コーナー ○探究フロア(2階) ・京都学・歴彩館、府立大学、府立医科大 学が収蔵する図書資料、古文書等約111 万冊点、学術雑誌約2,000種を閲覧可能 ○開館 平日:9:00～21:00 ※京都学ラウンジは18時まで 土日:9:00～17:00 ※京都学ラウンジは16時まで ○休館日 毎月第2水曜日、祝日法に定める 休日、年末年始、蔵書整理期間	○本館 ・総合ゼミ室(定員280人)1室 ○別館 ・ゼミ室(洋室)(定員20～64人)5室 ・ゼミ室(和室)(定員4～40人)10室 ○ゼミ室料金(1日)1,700～54,500円 ○宿泊室(定員143人) ○運動広場 ・ゲートボール1面 ・テニス2面 (バレーボール、バドミントン兼用) ・レンタサイクル50台 ・オリエンテーリングコース2～5km ・キャンプファイヤー(7月～9月) ○休館日 1月～2月の第3月曜日、年末年始
運営者・管理者	府直営、一部指定管理者(コグレ・日本管財・丸善雄松堂共同事業体)	一般財団法人 京都ゼミナールハウス
担当	文化政策室	文化政策室

施設名 項目	大 山 崎 山 荘	府 立 文 化 芸 術 会 館
所 在 地 ・ 電 話 番 号	〒618-0071 乙訓郡大山崎町字大山崎銭原5-3 075-957-3123(代)	〒602-0858 京都市上京区寺町通広小路下ル東桜町1 075-222-1046
施 設 の 特 徴	天王山地域において、昭和初期に建てられた山荘が美術館としてよみがえり、自然と山荘、庭園が調和した府民の生涯学習の場	文化芸術を愛する人々に発表と交流の場を提供するなど京都における文化芸術創造活動のための専門施設
設 置 年 月	平成8年4月	昭和45年1月
敷 地 面 積	15,617 m ² (うち府所有10,135 m ²)	4,468 m ²
延 床 面 積	—	4,388 m ²
施 設 の 内 容	○大山崎山荘周辺庭園(京都府所有) ・琅玕洞(トンネル)、旧車庫(現休憩所) 栖霞楼(物見塔)は平成16年に登録有形文化財に登録 ○入園料 無料 ○大山崎山荘美術館(アサヒビール(株)所有) ・常設展 山本(アサヒ初代社長)コレクション、モネの名作「睡蓮」を展示 ・企画展 ○入館料(団体割引) 一般 企画展ごとに設定 高・大学生 500円(400円) 小中学生 無料 ※障害者手帳をお持ちの方 300円 ※()内は20名以上の団体料金 ○開園(開館) 10:00～17:00 ○休園日(休館日) 月曜日、年末年始	○ホール 419席 ○展示室 2室 ○会議室 4室 ○開館 9:00～21:30 ○休館日 年末年始
運 営 者 ・ 管 理 者	公益財団法人 アサヒグループ財団	創(公益財団法人京都文化財団・株式会社コングレ共同事業体)
担 当	文化政策室	文化政策室

施設名 項目	府 立 府 民 ホ ー ル (ア ル テ ィ)	府 立 堂 本 印 象 美 術 館
所 在 地 ・ 電 話 番 号	〒602-0912 京都市上京区烏丸通一条下ル龍前町590-1 075-441-1414	〒603-8355 京都市北区平野上柳町26-3 075-463-0007
施 設 の 特 徴	優れた文化芸術活動の場を提供し、府民の文化の向上に寄与するため整備された舞台芸術発表のためのホール	京都が生んだ世界的芸術家堂本印象画伯が、生涯にわたって創造した多彩な芸術作品(約2,600点余収蔵)を一堂に集めた美術館
設 置 年 月	昭和63年10月	平成4年4月
敷 地 面 積	4,473 m ² (公館含む)	2,435 m ²
延 床 面 積	5,382 m ² (")	1,267 m ²
施 設 の 内 容	○ホ ー ル ・1階 460席 ・2階 100席 ・ホール全体が94面に分割された電動昇降床で構成されており、多彩な空間演出が可能 ○開館 9:00～21:30 ○休館日 毎月第1・3月曜日、年末年始	○入 館 料 一般 580円(460円) 高大生 450円(360円) 65歳以上 290円(230円) 中学生以下 無料 ※障害のある方は免除(証明するものが必要)、()は団体(20名以上)料金または、割引料金きょうと子育て応援パスポート事業の対象施設 ○開館 9:30～17:00 ○休館日 毎週月曜日、年末年始
運 営 者 ・ 管 理 者	創(公益財団法人京都文化財団・株式会社コングレ共同事業体)	公益財団法人 京都文化財団
担 当	文化政策室	文化政策室

施設名 項目	府 京 都 文 化 博 物 館	府 丹 後 文 化 会 館
所 在 地 ・ 電 話 番 号	〒604-8183 京都市中京区三条高倉 075-222-0888	〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷 1030 0772-62-5200
施 設 の 特 徴	平安建都 1200 年を記念し開館。京都の歴史・文化や国内外の美術・工芸を展示する総合文化施設	丹後地域の文化振興の中核となる広域文化施設
設 置 年 月	昭和 6 3 年 1 0 月	昭和 5 5 年 4 月
敷 地 面 積	4, 7 9 0 m ²	7, 6 9 8 m ²
延 床 面 積	1 5, 8 5 4 m ²	2, 6 2 7 m ²
施 設 の 内 容	○総合展示 一 般 500 (400) 円 大 学 生 400 (320) 円 高校生以下 無料 ※ () 内は 20 名以上の団体料金 ※障害のある方とその介護者 1 名は免除 (証明するものが必要)、きょうと子育て応援パスポート事業の対象施設 ○開 館 10:00～19:30 (入場は 19:00 まで) ○特別展 特別展ごとに料金が異なる。 ※特別展チケットで、総合展示とフィルムシアターも鑑賞可能 ○開 館 10:00～18:00 毎週金曜日は 19:30 まで延長 (入場はそれぞれ 30 分前まで) ○休館日 毎週月曜日、年末年始	○ホール 760 席 (定員 1,000 人) ○練習室 3 室 ○野外ステージ ○開 館 9:00～22:00 ○休館日 毎週木曜日、年末年始
運営者・管理者	公益財団法人 京都文化財団	公益財団法人 京都府丹後文化事業団
担 当	文化政策室	文化政策室

施設名 項目	府 中 丹 文 化 会 館	府 長 岡 京 記 念 文 化 会 館
所 在 地 ・ 電 話 番 号	〒623-0005 綾部市里町久田 21-20 0773-42-7705	〒617-0824 長岡京市天神 4-1-1 075-955-5711
施 設 の 特 徴	中丹地域 3 市の文化振興の中核となる広域文化施設	乙訓地域 2 市 1 町の文化振興の中核となる広域文化施設
設 置 年 月	昭和 5 8 年 5 月	昭和 6 3 年 5 月
敷 地 面 積	4, 0 5 0 m ²	1 1, 0 0 0 m ²
延 床 面 積	3, 4 7 8 m ²	3, 5 7 7 m ²
施 設 の 内 容	○ホール 886 席 (定員 1,000 人) ○練習室 3 室 ○開 館 9:00～22:00 ○休館日 毎週月曜日、年末年始	○ホール 1,000 席 ○練習室 3 室 ○開 館 9:00～22:00 ○休館日 毎週月曜日、年末年始
運営者・管理者	公益財団法人 京都府中丹文化事業団	公益財団法人 京都府長岡京記念文化事業団
担 当	文化政策室	文化政策室

施設名 項目	京・和新庵～文化と産業の交流拠点～ (元府議会議員公舎(旧富岡鉄斎邸))	島津アリーナ京都 (府立体育館)
所在地・ 電話番号	〒602-0918 京都市上京区室町通薬屋町 424、425、429 075-341-9756	〒603-8334 京都市北区大將軍鷹司町 075-462-9191(代)
施設の特徴	国内外へ日本文化等を発信し、文化芸術を通じた交流拠点とすることで、文化芸術の振興にとどまらず産業等の振興を図るための施設	府民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、スポーツの振興を図るとともに、行事、催物その他の用に利用できる府内有数の大規模施設
設置年月	昭和22年10月(建替え:令和6年1月)	昭和46年10月
敷地面積	1,267 m ²	12,843 m ²
延床面積	411 m ²	14,015 m ²
施設の内容	○洋室1(58 m ²) ○洋室2(16 m ²) ○茶室(7畳) ○和室1(6畳) ○和室2(10畳) ※1 予約に応じて開館(平日9:00～17:00) ※2 土日祝日、年末年始及び管理者が定める日は、閉館	○第1競技場(フロア:2,242 m ²) ・バレーボール・バスケットボール等3面可能 ・固定観覧席 5,016席 ・階段式移動観覧席 480席 ・大型映像装置 ○第2競技場(フロア:864 m ²) ・バレーボール2面、バドミントン4面可能 ・会議室10室、選手控室、放送室、トレーニングルーム、事務室、売店など ○利用料 第1競技場 1使用区分17,670円他 第2競技場 1使用区分 6,970円他 会議室 1使用区分 1,160円他 トレーニング場 1回 400円 ○開館 9:00～21:00 ○休館日 毎月第1.2.5水曜日、年末年始
運営者・管理者	京都商工会議所	府直営
担当	文化政策室	スポーツ振興課

施設名 項目	京都トレーニングセンター	サングスタジアム by KYOCERA (府立京都スタジアム)
所在地・ 電話番号	〒622-0232 京都府船井郡京丹波町曾根崩下代 110-7 0771-82-2460	〒621-0804 京都府亀岡市追分町 0771-25-3331
施設の特徴	ジュニアアスリートの育成強化拠点として 近隣大学等と連携した医・科学的トレーニング指導を実施	府におけるスポーツ及び文化の振興を図るとともに、地域のにぎわいの創出に資する球技専用スタジアム
設置年月	平成28年7月	令和元年12月
敷地面積	—	33,140㎡
延床面積	5,500㎡(丹波自然運動公園内)	35,601㎡
施設の内容	○医・科学的トレーニング ○測定・分析 ・膝伸屈筋力測定 ・基礎体力測定 ・体組成測定 ・動作分析、映像加工 ○各種指導・相談 ・トレーニング指導 ・栄養相談 ・コンディショニング指導 ・メンタルサポート ・メディカルサポート、医事相談 ○開館 9:00～21:00 ○休館日 年末年始	○フィールド 126m×84m ○観客席 約21,600席 観戦環境:スタンド最前列からピッチまで 7.5～10.5m、高低差1.2m 屋根:観客席より2m張り出し ・大型映像設備 2面 ・带状映像設備 3ヶ所 ・サイネージ 37台 ・会議室等 37室 ・フードコート 2店舗 ・クライミング ボールダリング、リード、スピード ・3×3バスケットコート 2面 ・足湯施設 ・VR・eスポーツ施設 ○開館 9:00～21:00 ○休館日 年末年始
運営者・管理者	公益財団法人 京都府立丹波自然運動公園協会の	合同会社ビバ&サング
担当	スポーツ振興課	スポーツ振興課

施設名 項目	府 交 通 事 故 相 談 所	府男女共同参画センター (ら ら 京 都)
所 在 地 ・ 電 話 番 号	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入ル 京都府庁旧本館 1 階 075-414-4274 (舞鶴支所) 〒625-0036 舞鶴市字浜 2020 (中丹広域振興局舞鶴総合庁舎 3 階) 075-414-4274	〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ東館 2 F 075-692-3433
施 設 の 特 徴	専門的かつ高度な交通事故相談に対応した施設	男女共同参画と女性の社会参画を推進するための拠点となる施設
設 置 年 月	昭和 4 3 年 4 月 (舞鶴支所) 昭和 4 8 年 1 月	平成 8 年 4 月
敷 地 面 積	—	—
延 床 面 積	7 1 m ² (舞鶴支所) 2 6 . 5 m ²	—
施 設 の 内 容	○交通事故に関するさまざまな相談の窓口 ・相談内容 示談の仕方、自賠責保険等の利用・請求の仕方等の賠償問題等 ・受付時間 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 面接相談／9:00～11:30、13:00～16:30 電話相談／9:00～17:00 ○巡回相談(予約制) 月 1 ～ 2 回 各広域振興局総合庁舎において実施 ○弁護士相談(予約制) 本所／偶数月 交通事故を専門とする弁護士(アドバイザー)を交え相談に対応	○府男女共同参画センター・マザーズジョブカフェ・京都ウィメンズベースの 3 所を京都テルサへ集結させ、女性活躍支援のワンストップ拠点化を図る ○相談室 1 室 ○チャレンジオフィス 1 室 (5 区画) ○ワーキングルーム 1 室 ○ミーティングルーム 1 室 ○交流コーナー ○開 館 月～土曜日 9:00～19:00 ○休館日 日曜日、祝日、年末年始
運 営 者 ・ 管 理 者	府 直 営	一般財団法人 京都府民総合交流事業団
担 当	安心・安全まちづくり推進課	男女共同参画課

施設名 項目	京 都 動 物 愛 護 セ ン タ ー	京 都 向 日 町 競 輪 場
所 在 地 ・ 電 話 番 号	〒601-8103 京都市南区上鳥羽仏現寺町 11 番地 075-671-0336 (支所) 〒610-1101 京都市西京区大枝杵掛町 24-5	〒617-0002 京都府向日市寺戸町西ノ段 5 075-921-0321
施 設 の 特 徴	人と動物が共生する社会づくりを目指し、全国初となる都道府県と政令市が共同して設置・運営する動物愛護・管理施設	自転車競技法に基づき運営される公営競技・競輪を開催するための施設
設 置 年 月	平成 2 7 年 4 月 (支所:昭和 6 3 年 4 月)	昭和 2 5 年 1 1 月
敷 地 面 積	1 1 , 3 1 2 m ²	5 7 , 8 8 8 . 5 5 m ²
延 床 面 積	1 , 2 7 3 m ² (支所: 4 1 6 m ²)	—
施 設 の 内 容	○動物棟にて、保護・収容された犬猫の飼育、健康管理を行う譲渡事業を中心に、動物愛護や犬・猫等ペットの適切な飼養管理の普及啓発事業を実施 <付帯施設・設備> ○事務所棟 ・会議室 ・ふれあい室 ○動物棟 ・治療室 ・収容室、検疫室、譲渡室 ○その他 ・ドッグラン (利用料) 共用ゾーン 1 頭につき 300 円/時間 専用ゾーン (要事前予約) 5 頭まで 3,050 円/時間 ※ 6 頭目からは 1 頭を超え るごとに 300 円追加 ・トリミングルーム (利用料) 1,010 円/時間 ○開 所 9:00~17:00 ○休 所 木曜日(祝日の場合は翌平日) 年末年始	○向日町競輪場再整備に伴い、解体工事を実施中 令和 11 年度のリニューアルオープンを予定 他場借上による本番開催及び他場開催の車券を 販売中 ○入場料 無料 ○開 門 10:00 ~ 最終レース終了後 閉門 ○休場日 不定休
運 営 者 ・ 管 理 者	府・市共同運営	株式会社 J P F
担 当	生活衛生課	文化生活総務課 (文化施設政策監付)

事 務 概 要

(令和 7 年 6 月)

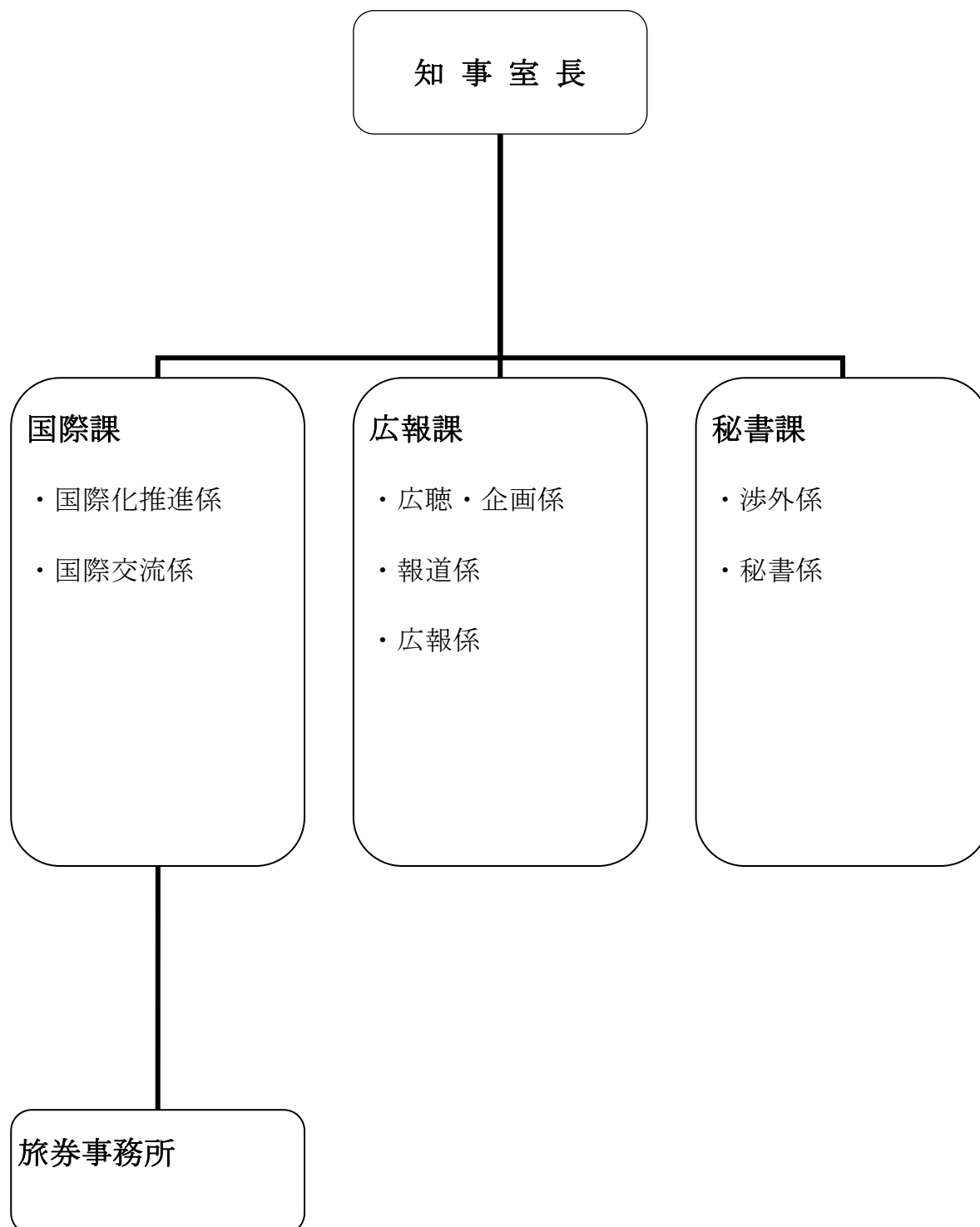
知事直轄組織

(知事室長)

目 次

I	知事直轄組織（知事室長）組織図	1
II	令和7年度 職員数	2
III	令和7年度 歳出予算額	2
IV	事 務 分 掌	3
V	事 務 概 要	
	秘 書 課	4
	広 報 課	6
	国 際 課	10
VI	主 要 職 員 名 簿	14

I 知事直轄組織（知事室長）組織図



Ⅱ 令和 7 年度職員数

(単位：人)

所 属		職員数	備 考
本 庁	秘 書 課	20	知事室長含む
	広 報 課	16	
	国 際 課	17	海外事務所派遣職員等含む
	計	53	
地 域 機 関	旅 券 事 務 所	9	
	計	9	
合 計		62	

Ⅲ 令和 7 年度歳出予算額

(単位：千円)

所 管 課	区 分	7 年度当初 A	6 年度当初 B	A - B	A / B ×100	備考
秘 書 課	人 件 費	300,920	292,275	8,654	103%	
	事 業 費	50,194	44,789	5,405	112.1%	
	計	351,114	337,064	14,050	104.2%	
広 報 課	人 件 費	139,087	147,905	△ 8,818	94%	
	事 業 費	608,852	559,214	49,638	108.9%	
	計	747,939	707,119	40,820	105.8%	
国 際 課	人 件 費	225,796	225,238	558	100.2%	
	事 業 費	278,668	235,848	42,820	118.2%	
	計	504,464	461,086	43,378	109.4%	
計	人 件 費	665,803	665,418	385	100.1%	
	事 業 費	937,714	839,851	97,863	111.7%	
	計	1,603,517	1,505,269	98,248	106.5%	

Ⅳ 事 務 分 掌

1 秘 書 課

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 栄典に関すること。
- (3) 行幸啓等に関すること。
- (4) 部長会議に関すること。

2 広 報 課

- (1) 広報・広聴活動に関すること。
- (2) 報道機関との連絡に関すること。
- (3) 市町村の広報活動との連絡及び振興に関すること。

3 国 際 課

- (1) 国際化推進事業の企画及び調整に関すること。
- (2) 国際化推進事業の実施に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 留学生政策に関すること。
- (4) 国際交流団体等との連絡調整に関すること。
- (5) 海外移住に関すること。
- (6) 国公賓等に関すること。
- (7) 旅券事務所に関すること。

V 事 務 概 要

[秘 書 課]

1 行 幸 啓 等

天皇皇后両陛下等が、京都府管内を行幸啓等になる場合、その事務の万全を期するための総合的な事務を行っている。

2 叙位、叙勲及び褒章（栄典事務）

春秋叙勲、危険業務従事者叙勲等をはじめ、死亡者に対する叙位、特別叙勲並びに褒章条例による褒章（藍綬・黄綬・紫綬・紺綬等の各褒章）の上申・伝達等に関する事務を行っている。

なお、最近5年間に下賜された件数は、次のとおりである。

○ 春秋叙勲下賜件数（知事上申分）

（単位：件）

年度 春・秋	2		3		4		5		6	
春・秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
件数	32	41	32	36	31	30	26	27	32	28
合計	73		69		61		53		60	

○ 危険業務従事者叙勲下賜件数（知事上申分）

（単位：件）

年度 回（発令時期）	2		3		4		5		6	
回 （発令時期）	第34回 （4月発令）	第35回 （11月発令）	第36回 （4月発令）	第37回 （11月発令）	第38回 （4月発令）	第39回 （11月発令）	第40回 （4月発令）	第41回 （11月発令）	第42回 （4月発令）	第43回 （11月発令）
件数	15	15	15	16	16	15	16	16	16	16
合計	30		31		31		32		32	

○ 春秋叙勲・危険業務従事者叙勲省庁別内訳（知事上申分）

（単位：件）

	年度/春・秋 (旧省庁名等)	2		3		4		5		6	
		春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
内閣府	(総理府)	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0
こども家庭庁	(こども家庭庁)	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
総務省	(自治省)	13	17	10	11	9	8	5	7	10	7
	(総務庁)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	【春秋叙勲】	9	8	11	12	11	7	9	8	9	9
	【危険業務従事者叙勲】	15	15	15	16	16	15	16	16	16	16
文部科学省	(文部省)	1	2	1	1	1	1	0	0	1	1
文化庁	(文化庁)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	(厚生省)	3	4	5	5	6	5	6	6	4	4
	(労働省)	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
農林水産省	(農林水産省)	0	2	0	2	1	2	0	2	0	0
経済産業省	(通商産業省)	0	1	0	0	1	1	3	3	5	3
中小企業庁	(中小企業庁)	3	3	3	4	1	3	0	0	0	0
国土交通省	(建設省)	1	0	2	0	0	1	1	0	0	1
環境省	(環境庁)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
計		47	56	48	52	47	45	42	43	48	44

○ 高齢者叙勲下賜件数（知事上申分）

（単位：件）

年 度	2	3	4	5	6
件 数	32	24	29	11	19

○ 叙位・特別叙勲下賜件数（知事上申分）

（単位：件）

年 度	2	3	4	5	6
件 数	41	38	29	33	36

○ 褒章下賜件数（知事上申分）

（単位：件）

種 別 年度	緑綬褒章	黄綬褒章	紫綬褒章	藍綬褒章	紺綬褒章		合 計
					個 人	団 体	
2	2	16	0	5	28	2	53
3	2	11	0	5	29	4	51
4	2	16	0	4	41	15	78
5	1	12	0	7	26	7	53
6	1	12	0	4	38	4	59

[広 報 課]

1 府政の内容を住民に広く伝えるための事業

(1) 各種広報紙の発行

媒 体 名	発 行 内 容	配 布 対 象
きょうと府民だより	毎月1回 1,220,000部 16ページ 7回(4, 6, 8, 10, 11, 1, 3月) 20ページ 5回(5, 7, 9, 12, 2月)	京都府全域 各戸配布 京都・福知山・舞鶴・綾部・ 宇治・亀岡・城陽・向日・ 長岡京・八幡・京田辺・ 木津川・大山崎・久御山・ 宇治田原・精華 の 16市町 新聞折込：その他地域 (10市町村)
きょうと府民だより (文字拡大版)	A4判 700部 毎月1回	小さい活字の読めない人 (視覚障害6級程度)
きょうと府民だより (点字版)	B5判変形 240部 毎月1回	視覚に障害のある人で 点字の読める人
きょうと府民だより (テープ・CD版)	120分テープ・CD 350本 毎月1回	視覚に障害のある人
きょうと府民だより (ホームページ)	HTMLファイル形式 音声対応機能・検索機能を付加	インターネットに接続できる人

(2) 新聞紙面購入

新聞の持つ特性を利用し、府政の重要施策やお知らせを広報する。

京都新聞（朝刊）記事下広告（年間を通じて随時広告）

(3) 電波媒体の利用

○ テレビ、ラジオ放送

KBS京都テレビ・ラジオ、エフエム京都等を通じ、府民の生活に関係の深い話題や府政の動きなどを次のとおり放送する。

	番組名	放送時間	内 容
テレビ番組	あったか京都 (KBS京都)	毎月1回(第4月曜日) 19:30~20:00	京都府の施策を知事が直接府民に伝える情報番組
	人権啓発スポット (KBS京都)	5、9、12、3月：毎日1回 8月：毎日2回(1回30秒)	人権に関する啓発(スポット放送)
	特別番組 (在阪キー局)	特番内容に応じて決定	特番内容に応じて決定
ラジオ番組	きょうとほっと情報 (KBS京都)	月～金曜日：1日3回 (1回40秒) 土～日曜日：1日1回 (1回40秒)	府の行事や催しのお知らせのほか、府政の動きを分かりやすく府民に紹介
	京都トーク RUN (KBS京都)	毎週 月曜日 12:00~12:15 番組内コーナー	府政の動きや地域の魅力などを紹介(月1~2回知事出演)
	Meets the Kyoto (エフエム京都)	毎週月～木曜日 17:05~17:07 毎週金曜日 17:50~17:52 番組内コーナー	府内各地域の魅力と生の情報、府政情報を音楽とともに、DJを通じて発信
	Kyoto Smile message (エフエム京都)	毎週金曜日 10:00~11:00の 番組内コーナー (1回60秒×2)	「子育て環境日本一」に関連するインフォメーション 月1回番組に知事が出演
	スポット (エフエム京都)	随時 (1回40秒)	重点施策やキャンペーンのスポット放送
	人権啓発スポット (KBS京都・ エフエム京都)	1日1~2回、1回20秒 (12月)	人権に関する啓発(スポット放送)

(4) インターネットによる情報発信

名 称	内 容 等
京 都 府 ホ ー ム ペ ー ジ	アクセシビリティに対応したページを容易に作成・更新でき、かつ適切に管理が行える「ホームページコンテンツ管理システム」を運用 平成 25 年 1 月から、自動音声読み上げ、ふりがな表示、配色変更機能の導入に加えて、スマートフォンやタブレット P C へ対応
「KYOTO SIDE」	府内各地の魅力や情報を発信する W E B サイト。（平成 29 年 1 月開設）
ソ ー シ ャ ル メ デ ィ ア	ソーシャルネットワークサービスの各種ツールを使って、より広く速く情報を伝える。
X 「京都府広報課」	災害関連情報や最新の府政情報を随時発信 フォロワー数 109,654（令和 7 年 5 月 28 日現在）
Y o u T u b e 「京都府公式 YouTube チャンネル」	知事会見や京都府からのお知らせ等を動画配信し、府の施策や府政の動きをより広く府民に P R チャンネル登録者数 20,514（令和 7 年 5 月 28 日現在）
フェイスブック 「KYOTO SIDE」	府内各地の魅力や情報を発信する W E B サイトと連携。 フォロワー数 32,144（令和 7 年 5 月 28 日現在）
フェイスブック 「京都府広報課」	最新の府政情報を随時発信 フォロワー数 1,475（令和 7 年 5 月 28 日現在）
L I N E 「京都府公式」	京都府に関連する最新情報を発信 友だち数 56,230（令和 7 年 5 月 28 日現在）

(5) 「まゆまる」の活用

京都府広報監「まゆまる」を活用した府の施策の PR として、イベントへの出演、ソーシャルメディアによる情報発信を行う。

（イベント） 出演回数 年間 160 日程度

（ソーシャルメディア）

X	フォロワー数 32,790（令和 7 年 5 月 28 日現在）
フェイスブック	フォロワー数 10,915（令和 7 年 5 月 28 日現在）
LINE	友だち数 21,277（令和 7 年 5 月 28 日現在）
YouTube	チャンネル登録者数 1,250（令和 7 年 5 月 28 日現在）

2 報道機関への情報提供

各広報媒体による広報と併せ、報道機関に対し積極的に府政情報を提供し、報道機関による報道を通して府民の府政への理解を高める。

3 地域メディアとの双方向による情報発信

地域メディアと京都府がつながりを持ち、地域からの情報発信を促進するための枠組み「地域メディアネットワーク」を運用。京都府及び地域メディアから、双方向による情報発信を行う。

4 市町村広報活動の向上のための連携協力

京都府広報協議会（事務局：広報課）が行う各種研修会などの事業を共催するとともに、行政広報業務を通じて連携を図る。

5 広聴活動の推進

府民の目線に立った開かれた透明な府政の実現を図るとともに、府民の府政への参画を推進するための事業に取り組む。

(1) 西脇知事と行き活きトーク

知事が現地・現場の府民の声を直接聞き、府民目線での府政推進に活かす。

(2) 展示ロビー（府庁第2号館1階）の運営

各部（局）の積極的な広報により、来庁者に府政を理解してもらう。

（展 示 内 容）

各部（局）の展示品…各種コンクール入選作品、美術工芸品、啓発パネル等

[国 際 課]

1 国際交流・協力の推進

友好提携7州省等と時代の要請や提携先、府民ニーズに応じた国際交流事業を実施するとともに、海外からの人材の受入れ等を通じて国際的なネットワーク拡大と協力の推進を図っている。

事業名	事業内容
京都府友好提携州省等交流推進事業	大阪・関西万博の開催を契機に、友好提携州省等との国際交流を深めるため、「きょうと国際学生サミット2025」を開催するとともに、友好提携州省等との交流事業を実施
語学指導等を行う外国青年招致事業	国際交流員（C I R）の配置 ※国際課・（公財）京都府国際センターに各1名

2 国際化の総合的な推進

グローバル化の急速な進展などに的確に対応するため、市町村、NPO、府民等と連携・協働して、国際化を総合的に推進していくこととしている。

事業名	事業内容
（公財）京都府国際センター運営助成事業	（公財）京都府国際センターの事業費・管理運営費等に対する助成
外国籍府民共生施策懇談会	外国籍府民に関する諸課題について、京都府が取り組むべき施策を検討するにあたり、学識経験者等から意見を聴取する懇談会を開催
（一財）自治体国際化協会海外事務所職員派遣事業	シンガポール事務所に1名を派遣

3 留学生誘致・支援の推進

京都で学ぶ留学生を国内外から誘致し、卒業・修了後の京都での定着を進めていくこととしている。

事業名	事業内容
留学生総合支援事業	海外から留学生を積極的に受け入れ、彼らの知識や経験を地域の国際化・活性化に活かすため、オール

	京都で留学生を誘致・支援する。 ○留学生スタディ京都ネットワーク事業 大学、府、京都市、経済界などで設立した「留学生スタディ京都ネットワーク」において、オンラインを活用しながら事業を実施し、オール京都で留学生の誘致から就職まで総合的に支援 ○きょうと留学生宿舎グループ事業 京都府が運営する留学生寮において入居留学生等に対する交流支援事業や生活ルールの指導等を行い、日本での自立した生活を支援するとともに、留学生同士や府民との相互理解や地域の国際化を推進
京都府名誉友好大使任命事業	府内の留学生の中から知事が名誉友好大使として任命し、府や市町村・民間の国際化事業に参加・協力してもらうとともに、府政への提案や府のPR、出身地域の情報提供等、府の国際化を推進する原動力としての活動を依頼

4 多文化共生の推進

異なる文化を持つ人々が共に暮らし、安心して生活を送ることができる環境整備を進めていくこととしている。

事業名	事業内容
多文化共生推進事業	府内における外国人住民の受け入れ環境の整備を図り、多文化共生を推進する。 ○外国人住民総合相談窓口事業 「京都府外国人住民総合相談窓口」において外国人住民に対する生活情報の提供・相談を実施 ○地域における日本語教育推進事業 「地域における日本語教育推進プラン（第2次）」に基づき、日本語教室空白地域における新たな教室の開設支援、オンライン日本語教室の開設、企業向けやさしい日本語研修の実施、専門人材の配置、日本語教育の推進に取り組む市町村の支援等を実施 ○多言語対応推進事業 オンライン通訳サービス等の活用により、外国人住民に対する円滑な多言語対応を推進 ○災害時多言語支援センター開設支援事業

災害発生時に多言語支援センターを開設・運営できる体制を構築

5 旅 券 の 発 給

京都府旅券事務所及び各広域振興局の旅券窓口において旅券発給事務（地方自治法に基づく法定受託事務）を行っている。令和5年3月27日からは、電子申請を開始し、同年12月4日以降の電子申請については、クレジットカードによる納付も可能となった。

旅券については、各旅券事務所で作成していたところ、偽造・変造防止対策を大幅に強化した「2025年旅券」に変更されたことにより、令和7年3月24日申請受付分からは、国立印刷局で作成することとなった。また、これに伴い、申請から交付までの期間を変更した。（5日→10日（※閉庁日を除く。各広域振興局窓口も同日交付））

さらに、電子申請を促進するため、窓口申請に比べて電子申請の申請手数料が低くなるよう都道府県分の手数料改定を実施した。

時期を同じくして令和7年3月24日から、旅券の電子申請では、マイナポータルで戸籍情報が連携されるシステムが始動し、電子申請のさらなる利便性の向上が進められている。

また、府民サービスの向上のため、令和2年7月6日から、お子様連れや妊婦の方、障害のある方を対象に「きょうと子育て応援レーン」を設け、優先受付を行っている。さらに、旅券事務所内に安心して授乳及び搾乳ができるスペースを設置し、子育て世帯が旅券の申請から受け取りまで安心して手続きできる環境整備を図っている。

年	発行件数	対前年比 (%)	年	発行件数	対前年比 (%)
平 13	100,828	73.2	25	77,640	85.5
14	83,716	83.0	26	77,284	99.5
15	60,051	71.7	27	77,865	100.8
16	79,306	132.1	28	90,189	115.8
17	83,743	105.6	29	95,624	106.0
18	101,021	120.6	30	100,923	105.5
19	97,034	96.1	31/令和	106,711	105.7
20	88,259	91.0	2	30,960	29.0
21	93,947	106.4	3	11,704	37.8
22	97,310	103.6	4	28,570	244.1
23	92,081	94.6	5	84,178	294.6
24	90,777	98.6	6	90,391	107.4

（外務省旅券統計 1～12月）

6 国公賓等外国賓客の受入

京都迎賓館等において、京都を訪問する外国賓客を京都ならではの「もてなし」と「しつらい」で受け入れ、歴史や文化、自然との共生など京都への理解を深めていただく。

○令和5年度受入実績2件（キルギス共和国大統領、
ブルネイ・ダルサラーム国皇太子）

○令和6年度受入実績2件（ザンビア共和国大統領、イタリア共和国大統領）

VI 主要職員名簿

知 事 室 長	畑 中 健 司
知 事 室 長 付 理 事 (広報課長事務取扱)	法 谷 道 哉
秘 書 課 長	森 江 誠
秘 書 課 参 事 (秘書係長事務取扱)	金 子 尚 香
秘 書 課 参 事	三 浦 孝 昌
広 報 課 参 事	古 川 高 浩
国 際 課 長	山 本 隆 裕
国 際 課 参 事	塩 見 康 子
旅 券 事 務 所 長	横 井 か を り

令和7年度

京都府商工労働観光部の概要
(抜粋版)

京都府商工労働観光部

I 商工労働観光行政の執行体制

1 商工労働観光部の組織

【知事部局】

＜本庁＞（〒602-8570）京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

[商工労働観光部]

産業労働総務課	総務係	(075-414-4818)
	経理係	(075-414-4817)
	企画調整係	(075-414-4819)

中小企業総合支援課	金融・経営支援係	(075-414-4826)
	商業支援係	(075-342-0303)

＜中小企業応援センター＞（〒600-8009）京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
（京都経済センター4階）（075-366-4357）

＜商店街創生センター＞（〒600-8009）京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
（京都経済センター4階）（075-342-0303）

産業振興課	中小企業育成係	(075-414-5103)
	地域産業戦略係	(075-414-4852)
	イノベーション推進係	(075-414-4849)
	スタートアップ支援係	(075-414-4852)

染織・工芸課	染織係	(075-414-4856)
	工芸係	(075-414-4869)
	産地再構築推進係	(075-414-4856)

産業立地課	調整係	(075-414-4848)
	産業立地係	(075-414-4848)

経済交流課	港湾経済係	(075-414-4844)
	海外ビジネス支援係	(075-414-4840)
	京都舞鶴港振興係	(0773-75-1317)

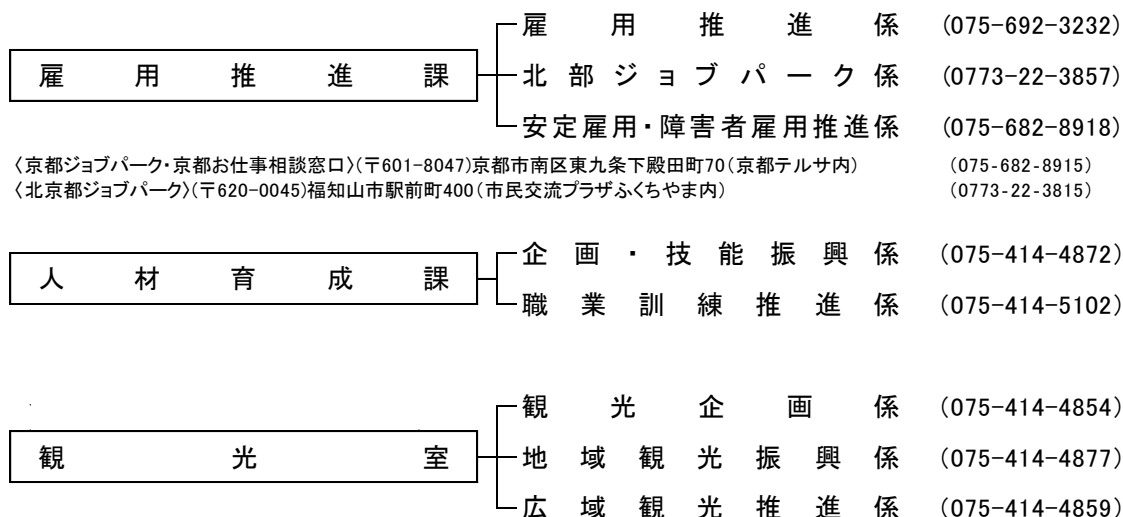
＜京都海外ビジネスセンター＞（〒600-8009）京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
（京都経済センター3階）（075-366-4364）

文化学術研究都市推進課	計画推進係	(075-414-5194)
	景観・整備係	(075-414-5196)

労働政策室	労働政策企画係	(075-414-5082)
	リカレント教育推進係	(075-414-5550)
	人材確保推進係	(075-682-8925)

＜京都府生涯現役クリエイティブセンター＞（〒600-8009）京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
（京都経済センター3階）（075-741-8630）

＜京都企業人材確保センター＞（〒601-8047）京都市南区東九条下殿田町70
（京都テルサ内）（075-682-8948）



2 商工労働観光部の事務分掌

《産業振興課》

- (1) ものづくり産業（染織・工芸課の主管に属するものを除く。）の振興及び支援に関する事。
- (2) 中小企業の経営の安定及び成長支援に関する事。
- (3) 創業、ベンチャー及びスタートアップの支援に関する事。
- (4) IT、試作、環境、健康及び映画・映像に関する産業その他の新産業の振興及び支援に関する事。
- (5) 産学公連携による産業及び人材の育成の推進に関する事。
- (6) 北中部地域の産業振興に関する事。
- (7) 南部地域及び関西文化学術研究都市の産業振興に関する事。
- (8) 国家戦略特別区域等における施策の推進に関する事。
- (9) けいはんなオープンイノベーション拠点の利活用に関する事。

《染織・工芸課》

- (1) 染織業の振興及び支援に関する事。
- (2) 工芸の振興及び支援に関する事。
- (3) 生活文化関連産業の振興及び支援に関する事。

《観光室》

- (1) 観光施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 宿泊施設等の観光客の受入環境の整備に関する事。
- (3) 旅行業に関する事。
- (4) 観光統計に関する事。
- (5) 府内各地域の観光振興に関する事。
- (6) 広域観光及び MICE の振興に関する事。
- (7) その他観光に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。

Ⅱ 令和7年度京都府予算（令和6年度2月補正予算を含む）の概要

令和7年度予算においては、京都府総合計画に基づき、「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点から、誰もが未来に夢や希望を持てる「あたたかい京都づくり」を実感していただくための予算を編成した。

◆あたたかい京都づくり

□全ての営みの土台となる「安心」

・安心できる健康・医療・福祉

・災害・犯罪等からの安心・安全

□子どもたちを育み、絆を守る「温もり」

・子育て環境日本一・京都

・誰もが活躍できる生涯現役・共生の京都

・共生による環境先進地・京都

□希望や活力の源泉となる「ゆめ実現」

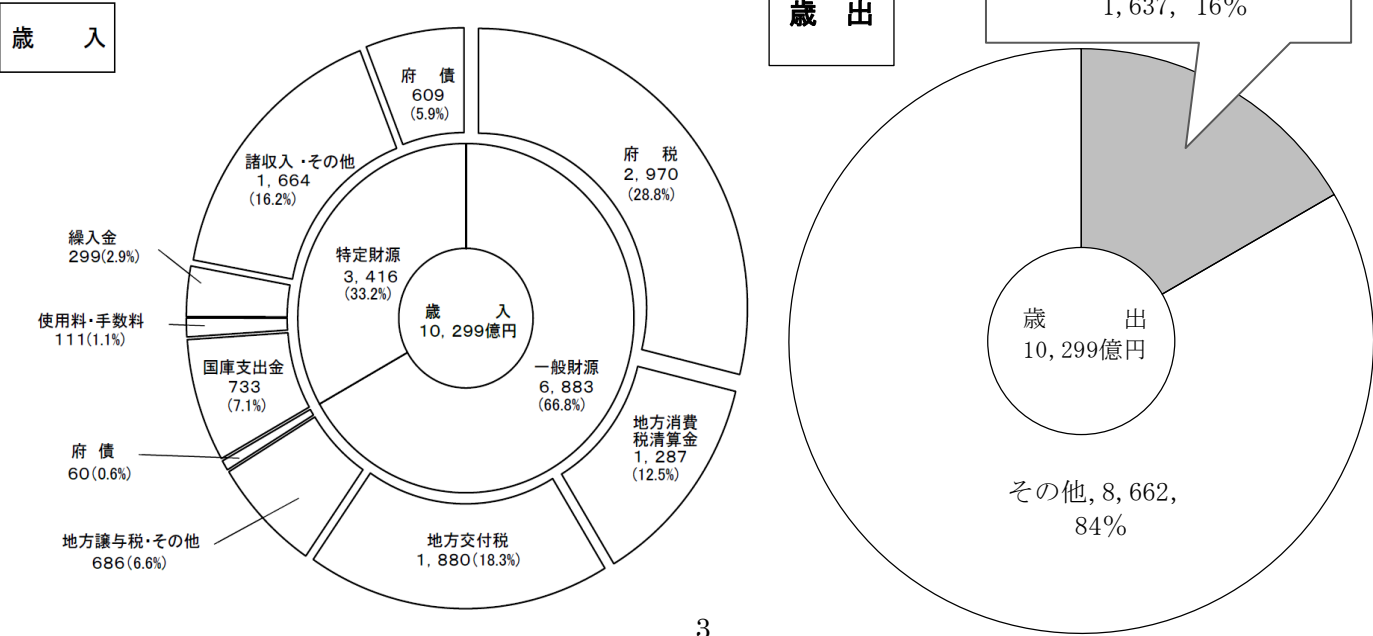
・未来を拓く京都産業

・文化の力で世界に貢献する京都

【令和7年度京都府及び商工労働観光部予算の概要】

区分		令和7年度予算 (当初予算)	令和6年度 2月補正予算	令和6年度予算 (当初予算)
京都府	一般会計	1兆298億8,100万円	306億1,800万円	9,950億3,100万円
	特別会計	5,332億5,600万円	—	5,762億1,300万円
	公営企業会計	419億2,400万円	—	376億7,300万円
うち 商工労働観光部	一般会計	1,637億964万円	13億1,500万円	1,655億6,047万円
	特別会計	2億4,496万円	—	2億821万円

【令和7年度京都府一般会計の内訳】（単位：億円）



Ⅲ 令和7年度の商工労働観光部 重点施策概要

○希望や活力の源泉となる「ゆめ実現」

(1) 未来を拓く京都産業

◆産業創造リーディングゾーン総合推進費〈継続〉26,000千円

【趣旨】

産業創造リーディングゾーン全体の取組を進めるため、戦略的で一元的な広報や企業誘致の推進、産学公が連携して行う実証事業や研究会等を実施する。

【主な事業内容】

(1) 産業創造リーディングゾーン戦略的広報発信事業

産業創造リーディングゾーン特設サイトの保守管理及び各ゾーンの取組と連携した情報発信の強化を実施

(2) リーディングゾーン誘致推進費

海外とのネットワークを持つリーディング推進員により外国企業・スタートアップの誘致を推進

(3) けいはんな産学公連携産業創造事業

大学・研究機関と社会課題の解決に向けた取組に関心を持つ企業とのネットワークを構築し、ビジネスマッチングを推進

(4) 産業創造リーディングゾーン推進加速化事業

リーディングゾーンの形成に向けて、具体的なテーマ設定をするため、企業や大学等を巻き込んだ実証事業、研究会及び調査等の実施

◆アート&テクノロジー・ヴィレッジ推進事業費〈継続〉22,000千円

【趣旨】

令和5年10月31日にオープンした「アート&テクノロジー・ヴィレッジ京都 (ATVK)」における、アートとテクノロジーを融合させた新たな産業の創造を目指す国内外の産学公との交流やオープンイノベーションを促進するとともに、次世代を担う人材育成を推進する。

【主な事業内容】

(1) グローバル拠点化の推進による海外の企業・大学と入居企業を含む国内の産学公との交流を促進

(2) ATVK 参画企業のイノベーション創出支援及び他のイノベーション拠点との連携によるオープンイノベーションを促進

(3) 大阪・関西万博の開催を契機に、関西を訪れる国内外の投資家、スタートアップ企業等と ATVK 参画企業の交流イベントを開催

◆太秦メディアパーク共創拡大事業費〈一部新規〉 12,000千円

【趣旨】

アニメ・ゲームなどのコンテンツを生み出し続けてきた京都・太秦に、コンテンツ関連企業に加えて、メタバース、WEB3.0などのDX・ICT関連企業の集積を図り、教育・ものづくり・医療・観光など様々な分野において世界をリードする次世代産業を創造する国際的なオープンイノベーション拠点を形成する。

【主な事業内容】

（１）京都市との連携プロジェクトの推進

「京まふ」×「Bit Summit」等の府市共同プロモーションや、「京まふ」来場者向けのBtoBサイドイベントを実施

（２）「太秦 NINJA PITCH」の開催

「映画・ゲーム・マンガ・アニメ×スタートアップ」の異分野融合を題材にしたスタートアップピッチ会を開催するとともに、新たに「京まふ」「Bit Summit」で予選会を開催

（３）時代劇の無形文化財登録に向けた活動の推進

学術調査結果を踏まえた無形文化財登録に向けた活動の推進

（４）大学との共創プロジェクトの推進

コンテンツ関連企業と大学との融合プロジェクトの創出

◆伝統産業産地振興拠点創出事業費〈継続〉 94,000千円

【趣旨】

海外展開等の新規マーケット開拓や新商品開発等を総合的に支援することで、世界から注目されるテキスタイル産地の形成や新事業の創出を促進する。

【主な事業内容】

（１）テキスタイル創造開発プログラムの実施

国内外のデザイナーやアーティストなどのクリエイティブ人材と染織産地が協力して行う、高級ファッションやインテリア・建材市場などをターゲットとした新たな発想や感性による商品開発を支援

（２）海外マーケットへの展開支援

工芸にアート、デザインの要素も盛り込んで新たな展開を図る「KYOTO KOUGEI WEEK」実行委員会において、上海「KYOTO HOUSE」等での新たなビジネス展開や商談会を開催

（３）「Kyo-Densan-Biz」を核とした総合支援

伝統産業ビジネス支援拠点「Kyo-Densan-Biz」のコーディネーターが、京都の伝統産業事業者の成長・発展を総合的にサポート

（４）新事業展開のための新商品開発等に対する助成

異業種の事業者と連携した新商品開発や販路開拓等に要する経費を支援

◆グローバル・スタートアップ・エコシステム構築事業費〈一部新規〉８４，０００千円

【趣旨】

オープンイノベーションの基盤となる外国人起業家等が集積するダイバーシティの推進と世界レベルの海外展開の環境整備に加え、ディープテック領域の起業を促進するインキュベーション機能と新技術の社会実装環境の強化により、グローバル・スタートアップ・エコシステムの構築を加速する。

【主な事業内容】

（１）ディープテック領域に特化したエコシステムの機能強化

海外インキュベーターの誘致や新技術の社会実装を加速させるための検討会議の設置

（２）グローバル・スタートアップイベント開催事業

ア 万博開催期間中に国内最大級の国際スタートアップイベント「IVS KYOTO」を開催

イ 国内外の起業家教育プログラムの優秀者等を集めた小中高生が主役のカンファレンス「IVS YOUTH」を開催

（３）スタートアップ・ダイバーシティ推進事業

海外人材の生活から起業・ビジネス展開まで一貫した支援により、オープンイノベーションの基盤となる外国人起業家等が集積するダイバーシティを推進

（４）大型資金獲得等支援事業

世界的ショーケースイベントへの出展により、スタートアップ企業の大型資金調達や海外展開を促進

◆京都次世代半導体産業推進事業費〈新規〉１５，０００千円

【趣旨】

半導体エコシステムの構築や国内外からの企業・人材の集積など、（仮称）京都半導体バレー構想の骨格で掲げた未来像の早期実現に向け、オール京都の推進体制を整備し取組に着手する。

【主な事業内容】

（１）産官学による推進体制の構築

産官学による推進協議会の運営、部会・研究会による取組の推進や、京都の半導体関連企業の技術や協業状況に係る調査の実施

（２）京都の半導体関連企業のビジネス機会創出等

半導体関連の国際学会や国際展示会において、ビジネスマッチングの機会創出を図るとともに、京都の半導体関連企業の強みを国内外に発信

◆宇宙市場開拓・連携拡大事業費〈新規〉 1, 000千円

【趣旨】

産学公連携により、京都北部地域の機械金属業の技術力・対応力が活かせる宇宙関連産業への参入を促進する。

【事業内容】

宇宙関連の研究者・企業・団体等で構成される京都・スペースコンソーシアム（仮称）を設置し、業界に係る勉強会やビジネス交流の実施による情報面・研究開発面等での協力体制を構築

（２）文化の力で世界に貢献する京都

◆和食と世界の食サミット開催事業費〈新規〉 52, 000千円

【趣旨】

大阪・関西万博を契機に食をテーマにしたシンポジウムや食の祭典などを開催することで世界の食文化との交流を図り、和食の魅力を世界に発信するとともに、府域への誘客や人材の育成を促進する。

【主な事業内容】

（１）和食と世界の食サミットの開催

- ア 京料理店による特別弁当や多種多様な料理・スイーツ等の販売等を通じて和食と世界の食を味わえる食の祭典を令和7年5月に開催
- イ 和食の料理人と世界のトップシェフによるシンポジウムやレセプションを令和7年6月に開催

（２）府域への食をテーマとした誘客を促進する取組

- ア 地域の「いちおし食材」を活用した魅力発信
- イ 府域でのPRイベント等の開催

◆京都の川巡り事業費〈新規〉 11, 300千円

【趣旨】

大阪・関西万博を契機とした淀川舟運の更なる活性化のため、国・地域・民間事業者と連携した淀川沿川でのにぎわい創出イベントを開催し、府域への誘客を促進する。

【主な事業内容】

国が実施する淀川舟運の運航に併せて、国・地域・民間事業者と連携して淀川沿川でのにぎわい創出イベント「淀川舟運フェスティバル」を令和7年5月に開催

(3) 交流と連携による活力ある京都

◆府市連携「まるっと京都」推進事業費〈新規〉75,000千円

【趣旨】

府市連携による更なる観光客の分散化に向けて、「場所」・「時間」の分散化を推進する。

【主な事業内容】

(1)「朝観光・夜観光」推進事業

ア 「朝観光・夜観光」に関する情報をWEBで発信するとともに、SNS等によるプロモーションを実施

イ 「朝観光・夜観光」のコンテンツやツアー造成を支援

(2)「川の京都」推進事業

「川」をテーマにしたワークショップ、モデルコース造成やファムツアーを実施

IV 商工労働観光行政施策（主要事項）

令和7年度当初予算（令和6年度2月補正予算を含む）

■ 商工業関係

1. 貨物自動車運送事業者等経営改善支援事業費【継続】40,000千円

燃料費高騰や2024年問題の影響を受ける府内の貨物自動車運送事業者等の事業継続を図るため、経営効率化の取組を支援する。

2. 中小企業金融支援費【継続】150,000,000千円

厳しい経営環境にある中小企業者等を資金面で支援するため、京都府及び京都市が金融機関と連携しながら、長期・固定金利による中小企業融資制度を通じて、中小企業者等の経営の安定・強化を図る。

3. 新しい商店街づくり総合支援事業費【継続】40,230千円

商店街の多機能化、多様な人材の集積及びネットワークの拡大を進めることで、商店街が地域コミュニティの核となり、地域と一体的に発展していくことを支援する。

4. 金融・経営一体型支援体制強化事業費【一部新規】560,000千円（再掲）

金融機関、経営支援団体が一体となって構築した府内地域毎の支援体制を強化し、中小企業等の事業継続を支援する。

5. 中小企業事業継続・承継支援強化事業費【継続】59,665千円

業界・サプライチェーンを支える企業の休廃業や業績悪化企業の増加に対応するため、事業継続・事業承継に対する意識醸成から業界団体等のネットワークを活かした事業承継に関する掘り起こし機能の強化、関係機関によるマッチングまで、全段階での伴走支援を実施する。

6. 地域商業活性化・物価高騰対策事業費【一部新規】280,000千円

商店街への来街促進や売上回復を図るとともに、物価・エネルギー価格の高騰により影響を受ける府民の生活を支えるため、商店街等が行う消費喚起の取組や安心・安全に買い物ができる環境の整備を支援する。

7. **生産性向上・人手不足対策事業費【一部新規】800,000千円（再掲）**
中小企業や社会福祉施設、保育所・幼稚園等の環境改善を図るため、業種・業界の垣根を越えて3S・5Sをはじめとした持続的な生産性向上に資する取組を学び・実践する仕組みを構築し、ソフトとハードを組み合わせた一体的な支援を実施する。
8. **産業創造リーディングゾーン総合推進費【継続】26,000千円（再掲）**
産業創造リーディングゾーン全体の取組を進めるため、戦略的で一元的な広報や企業誘致の推進、産学公が連携して行う実証事業や研究会等を実施する。
9. **アート&テクノロジー・ヴィレッジ推進事業費【継続】22,000千円（再掲）**
令和5年10月31日にオープンした「アート&テクノロジー・ヴィレッジ京都（ATVK）」における、アートとテクノロジーを融合させた新たな産業の創造を目指す国内外の産学公との交流やオープンイノベーションを促進するとともに、次世代を担う人材育成を推進する。
10. **伝統産業産地振興拠点創出事業費【継続】94,000千円（再掲）**
海外展開等の新規マーケット開拓や新商品開発等を総合的に支援することで、世界から注目されるテキスタイル産地の形成や新事業の創出を促進する。
11. **ZET-valley 推進事業費【一部新規】18,000千円（再掲）**
国内外のスタートアップ企業や脱炭素関連企業の集積を図るため、大企業・自治体・住民とスタートアップ企業等が共創し、ゼロカーボンまちづくりを実現する「ZET-valley」の形成を推進する。
12. **太秦メディアパーク共創拡大事業費【一部新規】12,000千円（再掲）**
アニメ・ゲームなどのコンテンツを生み出し続けてきた京都・太秦に、コンテンツ関連企業に加えて、メタバース、WEB3.0などのDX・ICT関連企業の集積を図り、教育・ものづくり・医療・観光など様々な分野において世界をリードする次世代産業を創造する国際的なオープンイノベーション拠点を形成する。
13. **「産学公の森」推進事業費【継続】409,180千円**
人口減少、脱炭素、働き方改革をはじめとする様々な社会課題の解決に寄与する新たなビジネス創出を図るため、多様なプレイヤーのコラボレーションを支援し、新たな成長産業を創生する。
14. **京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業費【継続】300,000千円**
産業の分業体制を支える中小企業の担い手不足、社会の諸課題や経済情勢の著しい変化に対応するため、プロセスの見直しによる生産性向上と高付加価値化を両立する取組を調査分析から体制構築、実践まで一貫支援を行う。
15. **共創型ものづくり等支援事業費【継続】100,000千円**
産業の分業体制を支える中小企業の担い手不足、社会の諸課題や経済情勢の著しい変化に対応するため、経営資源の共有化による企業間連携ビジネスの創出に向けて、企業間連携グループの形成から連携ビジネスの実践まで一貫支援を行う。
16. **起業するなら京都・プロジェクト推進事業費【継続】106,164千円**
スタートアップ創出から成長発展までステージに応じた支援を、国や京阪神で連携しながらオール京都で体系的に実施し、世界に伍するスタートアップの輩出を目指す。

17. **グローバル・スタートアップ・エコシステム構築事業費【一部新規】84,000千円（再掲）**
オープンイノベーションの基盤となる外国人起業家等が集積するダイバーシティの推進と世界レベルの海外展開の環境整備に加え、ディープテック領域の起業を促進するインキュベーション機能と新技術の社会実装環境の強化により、グローバル・スタートアップ・エコシステムの構築を加速する。
18. **京都次世代半導体産業推進事業費【新規】15,000千円（再掲）**
半導体エコシステムの構築や国内外からの企業・人材の集積など、（仮称）京都半導体バレー構想の骨格で掲げた未来像の早期実現に向け、オール京都の推進体制を整備し取組に着手する。
19. **宇宙市場開拓・連携拡大事業費【新規】1,000千円（再掲）**
産学公連携により、京都北部地域の機械金属業の技術力・対応力が活かせる宇宙関連産業への参入を促進する。
20. **伝統産業産地再構築事業費【継続】29,642千円**
長年の課題であった産地の構造改革を推進するため、令和3年度に設置した「シルクテキスタイル・グローバル推進コンソーシアム」を核として、西陣織・京友禅・丹後織物の3産地が連携し、新たなマーケット開拓と、産地を支える生産体制の再構築を図る。
21. **伝統産業事業継続支援事業費【継続】60,000千円**
原材料及びエネルギー価格高騰等の影響により厳しい経営状況にある伝統産業の産地組合及び事業者等のエネルギー価格の負担を軽減するとともに、和装需要喚起のための取組を支援する。
22. **京都産業立地促進事業費【継続】1,111,903千円**
「京都府企業立地促進条例（略称）」及び「京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例」に基づき、税の特例措置や「雇用のための企業立地促進融資制度」による低利融資制度と併せて、本補助制度を効果的に活用することにより、企業等の誘致を促進し、雇用の安定・創出と地域の特性を生かした産業の集積を図る。
23. **京都舞鶴港日本海側拠点機能推進費【継続】1,093,835千円**
京都舞鶴港において、国際コンテナ航路拡充やそれに伴う舞鶴国際ふ頭の拡張、国際フェリー航路利用促進、外航クルーズ船誘致等、ソフト・ハード一体となった事業を推進する。
24. **「Kyoto Japan」海外戦略プロジェクト費【継続】47,522千円**
ジェトロ海外事務所や京都倶楽部等による海外ネットワークを確立し、京都海外ビジネスセンターを拠点に、海外販路開拓や外資誘致などを戦略的に推進する。
25. **けいはんな「スマート京都」推進事業費【継続】240,077千円**
けいはんな学研都市において、スマートシティ・イノベーションシティの構築に向けた取組を展開する。
26. **「けいはんな万博2025」開催事業費【新規】200,000千円（再掲）**
けいはんな学研都市のポテンシャルを最大限に発揮した様々なコンテンツを披露し、高い研究開発力と豊かな歴史文化資源を世界に向けて発信する。

■ 雇用対策・人材育成関係

27. 就労・奨学金返済一体型支援事業費【継続】48,000千円

中小企業等の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員の奨学金返済支援を行う中小企業等を支援する。

28. 学生就職・定着応援事業費【継続】89,670千円

就職支援協定締結大学と連携し、学生生活の早い時期から「働くこと」や「京都企業」への理解を促進するため、子育てにやさしい職場づくり実践企業での職場体験やリクルートフェアの開催等により、学生の京都企業への就職と職場定着を支援する。

29. 中小企業人材確保・多様な働き方推進事業費【継続】110,450千円

人手不足が深刻化する中、府内中小企業の人材確保支援として、企業訪問を通じた企業ニーズの把握やマッチング機会の提供に加え、採用力の向上に繋げることを目的としたセミナー等を実施する。

30. 京都府生涯現役クリエイティブセンター事業費【継続】180,000千円（再掲）

「京都府生涯現役クリエイティブセンター」において、人生100年時代を輝き続けるために、働く人の新しい学びを応援し、生涯働き続けることができる人材を育成する。

31. 非正規雇用者安定就業促進事業費【継続】70,000千円

就職氷河期世代や若年層の非正規雇用者等の安定就業を促進するため、企業ニーズの高い業界への就業・専門スキル習得を支援する就業・育成一貫支援プログラムを実施するとともに、労働分野全体の相談窓口である「京都お仕事相談窓口」において、求職者の状況に応じた最適な支援を案内する。

32. 障害者雇用促進・活躍応援事業費【一部新規】219,238千円（再掲）

障害者の就労と企業の人材確保・定着に向け、地域就労支援機関等との連携により、障害者と京都企業双方の適性に合った就労支援を実施する。

33. 京都ジョブパーク推進費【継続】178,826千円

京都ジョブパーク及び北京都ジョブパークにおいて、若年者をはじめ、就職氷河期世代の方、中高年齢者や女性、障害者等を対象に、ハローワークと一体となって、相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供する。

34. 就職氷河期世代雇用支援総合対策事業費【継続】134,579千円

就職氷河期世代の方が希望に応じた就業ができるよう、きめ細やかな就業支援を実施する。

35. 京都産業創造リカレッジプロジェクト事業費【新規】250,000千円

労働集約型産業から知的創造型産業への構造転換を進めるため、「大学の知」を活用した新たな雇用・労働政策を展開することで、企業の自律的な成長と質の高い安定的な雇用を創出する。

■ 観光関係

36. 京都・かぐや姫観光推進事業費【継続】159,736千円

世界的観光都市・京都市に近接し、多くの歴史・文化遺産、自然等の資源を有する乙訓エリアを「竹の里・乙訓」をテーマに、「京都・かぐや姫観光」を推進する。

37. インバウンド対策事業費【継続】61,801千円

インバウンドの効果を府域全体に行き渡らせるため、情報発信をはじめとするプロモーションを実施する。

38. 「食の京都」推進事業費【継続】40,000千円

府域共通の観光資源でもある「食」を目的とした観光誘客を促進するため、「食の京都」をキーワードに地域のいちおし食材等を活用した地域の魅力向上・消費地での認知度向上を図る。

39. 文化観光推進事業費【継続】8,000千円

文化庁移転を契機に、これまで取り組んできた文化財を活用した観光誘客をさらに発展させ、京都ならではの本物の文化を体験できる文化観光を推進する。

40. ミニMICE等誘致促進事業費【継続】5,000千円

学会等大規模なものだけでなく、会議や招聘旅行等の多様なMICE（ミニMICE）を京都府域へ誘致する。

41. 京都府観光連盟DMO推進事業費【継続】107,712千円

地域連携DMOとして、多様な関係者と協働し、京都の観光地域づくりを広域的な視点から推進する公益社団法人京都府観光連盟におけるデータ収集・分析による効果的なプロモーションや、京都観光を支える受入基盤強化の取組を推進する。

42. 和食と世界の食サミット開催事業費【新規】52,000千円（再掲）

大阪・関西万博を契機に食をテーマにしたシンポジウムや食の祭典などを開催することで世界の食文化との交流を図り、和食の魅力を世界に発信するとともに、府域への誘客や人材の育成を促進する。

43. 京都の川巡り事業費【新規】11,300千円（再掲）

大阪・関西万博を契機とした淀川舟運の更なる活性化のため、国・地域・民間事業者と連携した淀川沿川でのにぎわい創出イベントを開催し、府域への誘客を促進する。

44. 府市連携「まるっと京都」推進事業費【新規】75,000千円（再掲）

府市連携による更なる観光客の分散化に向けて、「場所」・「時間」の分散化を推進する。

令和 7 年度

農林水産部の事務事業概要

令和 7 年 6 月

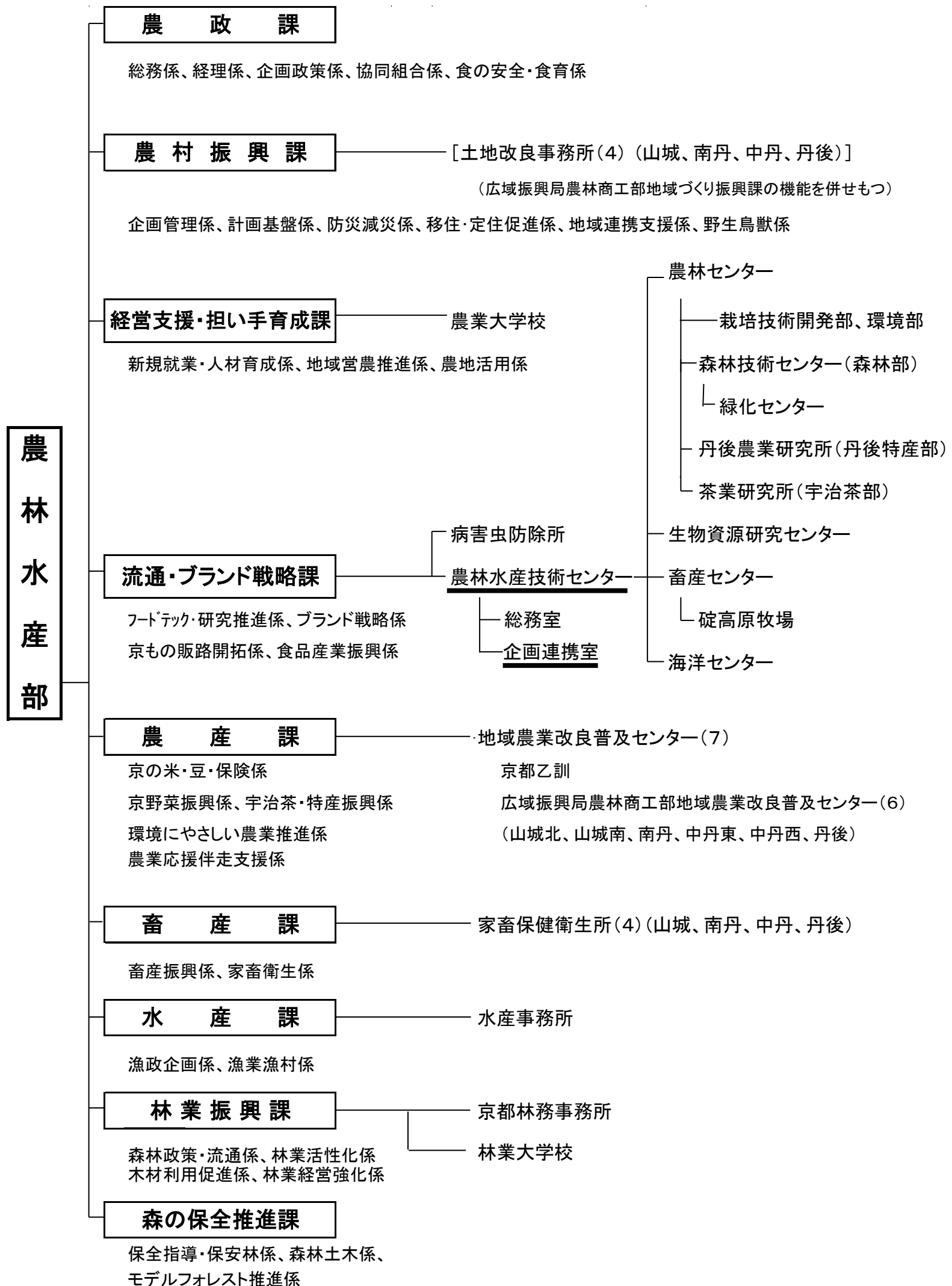
農林水産部

－ も く じ －

農林水産部の組織	1
事 務 分 掌	2
令和 7 年度農林水産関係予算の概要	5
京都府農林水産ビジョンの概要	1 0
京都府農林水産業人材確保育成戦略	2 1
地域別の重点施策	2 3
【参考資料】 主な農林水産関係の統計指標	2 4

農 林 水 産 部 の 組 織

(令和7年4月1日現在)



○農林水産部

(農政課の事務)

- 1 部の重要施策の企画及び総合調整に関する事。
- 2 農林水産行政に係る調査に関する事。
- 3 農業協同組合の指導監督に関する事。
- 4 食の安心・安全に関する事。
- 5 食育の推進に関する事。
- 6 部内の人事及び組織に関する事。
- 7 部に属する予算の経理に関する事。
- 8 部の広聴及び広報の総括に関する事。
- 9 部内他課の主管に属さない事。

(農村振興課の事務)

- 1 農山漁村集落の対策及び都市と農村の交流に関する事。
- 2 移住の促進に関する事（地域政策室の主管に属するものを除く。）。
- 3 農林振興事業に関する事。
- 4 農業基盤整備資金に関する事。
- 5 部の公共事業の総括に関する事。
- 6 農業農村整備事業に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。
- 7 土地分類調査及び水調査に関する事。
- 8 農地及び農業用施設の災害復旧及び防災減災事業に関する事。
- 9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事（自然環境保全課の主管に属するものを除く。）。
- 10 野生鳥獣被害対策の推進に関する事。
- 11 土地改良区に関する事。
- 12 土地改良事務所に関する事。
- 13 その他農村振興に関する事。

(経営支援・担い手育成課の事務)

- 1 農林水産業の担い手育成に関する事。
- 2 農林水産業に関する新規就業対策に関する事。
- 3 農業金融に関する事。
- 4 農業経営体の育成に関する事。
- 5 農地中間管理事業に関する事。
- 6 農地の調整及び争議の調停に関する事。
- 7 特定盛土等規制区域における工事等の規制等に関する事。
- 8 農林水産省所管国有財産の管理及び処分に関する事。
- 9 農業委員会等に関する事。
- 10 農業大学校に関する事。

(流通・ブランド戦略課の事務)

- 1 農林水産業に関する加工、流通及び販売等の推進に関すること。
- 2 農林水産業に関する試験研究の総合調整に関すること。
- 3 農林畜水産物のブランド化の推進に関すること。
- 4 農産物等の需給及び価格対策に関すること。
- 5 食品産業の振興及び支援に関すること。
- 6 地方卸売市場等に関すること。
- 7 病虫害防除所及び農林水産技術センターに関すること。

(農産課の事務)

- 1 主要農産物に関すること。
- 2 主要食糧の需給、価格及び流通に関すること。
- 3 農業機械及び農用施設に関すること。
- 4 農業保険に関すること。
- 5 園芸作物に関すること。
- 6 特用農産物に関すること。
- 7 茶業及び蚕糸業に関すること。
- 8 環境にやさしい農業の推進に関すること。
- 9 農薬及び肥料に関すること。
- 10 植物防疫に関すること。
- 11 農業改良普及事業に関すること。
- 12 地域農業改良普及センターに関すること。
- 13 その他農業生産に関すること。

(畜産課の事務)

- 1 家畜、家きんの改良増殖に関すること。
- 2 酪農業に関すること。
- 3 家畜市場及び家畜商に関すること。
- 4 飼料及び牧野に関すること。
- 5 家畜伝染病の予防その他家畜衛生に関すること。
- 6 獣医師、装蹄師、家畜人工授精師及び家畜人工授精所に関すること。
- 7 動物薬事に関すること。
- 8 家畜保健衛生所に関すること。
- 9 その他畜産に関すること。

(水産課の事務)

- 1 漁業調整に関すること。
- 2 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関すること。
- 3 漁業の取締りに関すること。
- 4 水産資源に関すること。
- 5 水産業協同組合の経理の指導及び検査に関すること。
- 6 漁船及び漁船保険に関すること。
- 7 漁業の振興及び水産金融に関すること。
- 8 漁港に関すること。
- 9 遊漁船業に関すること。
- 10 水産事務所に関すること。
- 11 その他水産に関すること。

(林業振興課の事務)

- 1 地域林業振興計画に関すること。
- 2 地域森林計画に関すること。
- 3 緑の公共事業の推進に関すること。
- 4 森林の適正な管理に関すること。
- 5 森林経営管理に関すること。
- 6 豊かな森を育てる基金に関すること。
- 7 森林水源地域の保全に関すること。
- 8 林産物の流通に関すること。
- 9 造林及び間伐事業に関すること。
- 10 府営林事業に関すること。
- 11 府内産木材の需要拡大に関すること。
- 12 林業金融に関すること。
- 13 林業経営の指導及び林業普及に関すること。
- 14 森林組合その他林業団体に関すること。
- 15 林業労働対策に関すること。
- 16 京都林務事務所及び林業大学校に関すること。
- 17 その他一般林業の指導奨励に関すること。

(森の保全推進課の事務)

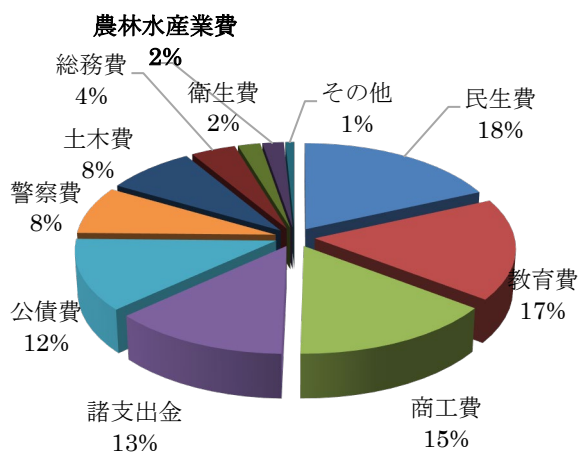
- 1 保安林及び保安施設地区に関すること。
- 2 林地開発に関すること。
- 3 特定盛土等規制区域における工事等の規制等(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- 4 治山事業に関すること。
- 5 林道事業に関すること。
- 6 林地に係る公共施設等の災害復旧に関すること。
- 7 モデルフォレスト運動の推進に関すること。
- 8 森林に関するボランティア等(他課の主管に属するものを除く。)の育成に関すること。
- 9 緑化推進に関すること。
- 10 森林病虫害の防除に関すること。
- 11 その他森林の保全に関すること。

令和7年度 農林水産関係予算の概要

京都府では、府政運営の羅針盤となる京都府総合計画に基づき、「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点から「あたたかい京都づくり」を実感していただくための予算を編成し、予算規模(当初予算と一体的に編成する令和6年度2月補正予算を含む。)は、一般会計で前年度当初予算比5.6%増の約1兆605億円を計上しました。

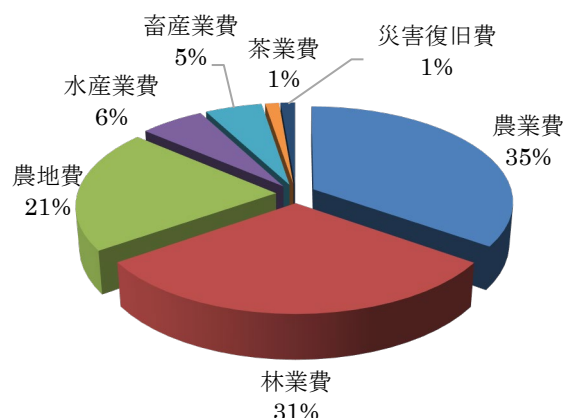
農林水産分野においては、「京都府農林水産ビジョン」(令和5年3月改定)の5つの「重点戦略」に関する事業など、希望と活力に満ちた農林水産業と農山漁村を実現するための取組を計画的かつ総合的に推進する予算として一般会計で約238億円を計上しました。

〈京都府の予算〉



総額
約 1兆605億円

〈農林水産関係予算の内訳〉



総額
約 238億円

令和7年度当初予算の概要

【戦略1】フードテックと基盤強化で農林水産業の夢と安心を創造する

＜①先端技術の活用による農林水産業の成長産業化＞

■京都フードテック推進事業

【一部新規 3億8,535万円(うち2月補正 6,350万円)】

京都の食産業の高付加価値化と競争力強化を図るため、研究機関整備の推進とシーズとニーズのマッチング強化により、京都ならではのフードテック(※)を創出する。

(新規)農林水産技術センター(亀岡市)土壤汚染調査

(新規)京都プレミアム中食オープンイノベーションラボ(宇治市)の整備

(新規)フードテックコーディネーターによるシーズとニーズのマッチング活動

(※)フードテック:社会課題の解決に資する食分野の最先端技術の総称

■京都みどりの食料システム戦略推進事業 【一部新規 5億8,575万円(うち2月補正 200万円)】

京都府みどりの食料システム基本計画に基づき、農林漁業・食品産業の持続的発展と食料の安定供給の確保に向け、環境負荷低減事業活動を推進する。

(新規)エネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の調査、設計、施設整備を支援

＜②京都の特長を生かした生産力の強化＞

■集落連携100ha農場づくり事業 【継続 6,415万円】

複数集落の組織化や農地管理の分離・委託による規模拡大・収益力向上を支援することにより、京野菜などのメガ団地(100ha農場)を形成する営農モデルを構築し、持続可能な地域農業を創出する。

■京都農業経営強化事業 【継続 1億542万円】

ブランド京野菜など収益性の高い園芸産地を育成するため、園芸用パイプハウスや生産・出荷調整用機器の整備等を支援する。

■藻場づくり推進事業 【新規 500万円】

藻場の減少に起因する海洋環境の悪化等を防ぐため、地域協議会(府・沿岸市町・漁業者団体等)が行う藻場の保全活動や普及啓発の取組を支援する。

・藻場の現状分析・保全状況等の調査等の支援

・SDGsやブルーシーフード普及啓発、ワークショップ開催支援

＜③安心・安全をもたらす基盤づくり＞

■農林水産業基盤整備事業 【継続 83億6,330万円(うち2月補正 41億2,500万円)】

農林水産業のイノベーション実現のため、農地や用排水施設、漁港、林道等の生産基盤整備を推進するとともに、安心・安全な地域社会の実現のため、ため池改修、漁港海岸や治山施設の整備等、農山漁村や森林の防災・減災対策を実施する。

■きょうと「食の安心・安全」確保事業 【継続 2,436万円】

食品表示の監視や研修会開催などの事業者支援、食に関する情報提供等を実施し、食の安心・安全を確保する。

【戦略2】森林を適正に管理し、林業の発展と豊かな森を実現する

＜①木材サプライチェーンの再構築と林業経営の安定化＞

■森林環境譲与税事業 【一部新規 1億9,078万円(うち2月補正 1,100万円)】

市町村への技術的支援や職員研修等の充実を図り、市町村が行う森林経営管理の取組を支援する。

(新規)森林組合、林業事業体、市町村等で構成する協議会が行う、地域で集約化を進める取組を支援

■豊かな森を育てる府民税事業(ひろがる京の木整備事業) 【継続 1億1,500万円】

府内産木材の利用を推進するため、住宅や商業施設等における需要の拡大に向けた取組を支援する。

■次世代林業を担う林業事業体総合支援事業(経営力向上対策) 【継続 3億2,307万円】

経営改善に向けた取組の支援や運営経費の貸付等により、持続可能な林業経営の確立を推進する。

＜②山地災害の防止・低減のための対策強化＞

■森林災害防止事業(一部豊かな森を育てる府民税活用)

【継続 31億9,001万円(うち2月補正 9億3,100万円)】

危険木伐採、間伐等による森林整備や治山施設の設置等を実施し、森林が有する災害防止機能を高度に発揮させることにより、防災・減災対策を強化する。

■豊かな森を育てる府民税事業(森林防災対策)

【継続 6億3,500万円(うち2月補正 600万円)】

府民生活の安心・安全を確保する上で、森林の多面的機能が果たしている役割は重要であることから、災害に強い森づくりの推進、造林の促進支援、森林の魅力を発信するイベントの開催等を実施する。

【戦略3】オープンイノベーションでブランド価値を進化させる

＜①京ものブランド戦略の新展開による付加価値の向上＞

■京都フードテック推進事業(再掲)

【一部新規 3億8,535万円(うち2月補正 6,350万円)】

国内外における府内産農林水産物・加工品(京もの)の新たなブランド価値を創造・付加し、他産地との優位性を確保するため、産学公連携による研究体制の構築や京もの食品を活用した商品開発・海外販路開拓を支援する。

■「京の米」ブランド力向上対策事業

【継続 7,068万円】

京都府オリジナルブランド米「京式部」や「京の米」の新たな市場・販路拡大を展開するため、ブランド化を戦略的に進めるとともに、高品質化と知名度向上を推進する。

■宇治茶ブランド世界発信事業

【継続 2,763万円】

宇治茶の新たな市場・販路拡大を図るため、高品質で市場評価が高い「宇治種」への改植を推進するとともに、宇治茶のプレミアムブランド化や商標対策、茶業振興、世界文化遺産登録に向けた取組を展開する。

■きょうとまるごとお茶の博覧会開催事業

【新規 400万円】

万博を契機に京都を訪れる人々に京都の茶文化を発信するため、府域のお茶関連イベント等をつなぐスタンプラリーを実施する。

■未来へ羽ばたく京都の漁業を育てる事業(京都産水産物生産・流通拡大事業)

【継続 710万円】

トリガイ養殖施設等の生産設備の整備や生産技術の開発等を支援し、府内産水産物の生産・販路を拡大する。

＜②京都ブランドを支える流通の基盤づくり＞

■「食の京都」推進事業

【継続 4,000万円】

「食の京都」をキーワードに、地域のいちおし食材を活用した地域の魅力向上や、消費地での認知度向上を図り、「食」を目的とした周遊観光を促進する。

■きょうと食いく先生活動拡大・強化事業

【継続 856万円】

学校・保育所・地域等での体験型食育を強化し、地域や府民の食育を推進するため、「きょうと食いく先生」の派遣や地域の食育活動の支援、若い世代を対象とした食育出前講座等を実施する。

【戦略4】人づくりの裾野を広げ、産業・地域を支える多様な人材を育む

＜①意欲ある経営者の育成・支援体制の確立＞

■農林水産業人材確保育成戦略事業 【新規 1,998万円(うち2月補正 350万円)】

農林水産業の成長産業化を牽引する高度な専門人材と地域を支える多様な担い手を確保するため、「農林水産業人材育成センター」を司令塔とし、分野横断で誘導から定着・経営発展までを一貫して支援する。

■京都農人材育成強化事業 【継続 4億7,588万円(うち2月補正 1,200万円)】

相談から就農までをワンストップで一貫してサポートするとともに、京の農業応援隊(農業改良普及センターなど)による技術研修等の伴走支援に加え、発展段階に応じた経営研修を一体的に実施する。

■京都畜産未来の担い手づくり事業 【継続 321万円】

畜産の担い手を確保し、後継者の育成を推進するため、畜産法人等への就業者や新規就農希望者に対する研修等を実施する。

■未来へ羽ばたく京都の漁業を育てる事業 【継続 1,592万円】

持続可能な漁業のため、府内産水産物の生産・流通拡大、次世代の担い手育成により漁業・漁村を活性化する。

■次世代林業を担う林業事業体総合支援事業 【継続 4億1,227万円】

生産性向上と府内の素材生産量の増加により、林業の成長産業化と適切な森林管理を両立させるため、府内の林業を担う林業事業体の経営をソフト・ハードの両面から総合的に支援する。

■農林水産業経営基盤強化事業 【新規 3億2,500万円(うち2月補正 3億2,500万円)】

経営が厳しい状況にある農林水産業等に対し、経営基盤強化に資する取組をソフトとハードの両面から支援を実施する。

- ・農作物の高温対策技術の実証や魚類の行動生態等に係る調査・分析を行い、府内農林水産業者に情報提供
- ・経営基盤強化に資する設備導入を支援

＜②農林水産業・農山漁村を支える人材の裾野拡大＞

■農林水産業人材確保育成戦略事業(再掲) 【新規 1,998万円(うち2月補正 350万円)】

農林水産業の成長産業化を牽引する高度な専門人材と地域を支える多様な担い手を確保するため、「農林水産業人材育成センター」を司令塔とし、分野横断で誘導から定着・経営発展までを一貫して支援する。

■農林水産業労働力確保対策事業 【一部新規 1,000万円(うち2月補正 1,000万円)】

農林水産業の枠にとらわれない多様な担い手の確保・雇用を促進する。

(新規)各振興局、農業改良普及センター等による研修会等の開催

■京都モデルフォレスト推進事業 【継続 480万円】

森林所有者、ボランティア団体、企業等が連携した府民参画、府民協働による森づくりを推進する。

【戦略5】人と資源の活用で、持続可能な農山漁村コミュニティを創る

＜①持続的で活力に満ちた地域づくり＞

■京のむらづくり推進事業

【継続 1億3,320万円(うち2月補正 1,200万円)】

中山間地域における地域運営体制の構築を伴走支援し、地域共同活動の合理化と、その余力で新たな事業の創出を図ることにより、持続可能な地域づくりを推進する。

■有害鳥獣総合対策事業

【一部新規 9億5,950万円(うち2月補正 3億7,100万円)】

ツキノワグマによる被害を防止するための総合的な対策を実施するとともに、ニホンジカの捕獲強化等により農作物被害対策を推進する。

(新規)ツキノワグマ出没抑止のための放置果樹伐採、被害防止のための捕獲、現場対応を担う人材育成

■日本型直接支払事業

【継続 14億9,885万円】

国の日本型直接支払制度等を活用し、地域の共同活動や中山間地域における農業生産活動等を支援し、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を推進する。

■「移住するなら京都」推進事業

【継続 2億9,507万円】

「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例」に基づき、移住から定住に至るまでの各段階に応じた支援により、農村漁村地域の活性化を推進する。

＜②地域の独自性や多様性を生かしたビジネスの展開＞

■内水面漁観連携推進事業

【継続 1,400万円】

内水面が有する多面的機能の増進を図るため、異業種との連携等により自然に触れ合う機会を創出するなど、新たな地域振興の取組を支援する。

「京都府農林水産ビジョン」 ～希望と活力に満ちた農林水産業と農山漁村暮らしの共創～

長期化するコロナ禍や今般の資材高騰などの社会情勢の変化を踏まえ、府農林水産行政の運営指針となる「京都府農林水産ビジョン（令和元年12月策定）」を令和5年3月に改定しました。

京都府農林水産ビジョン —希望と活力に満ちた農林水産業と農山漁村暮らしの共創—

京都府における農林水産施策を計画的かつ総合的に進めるため、京都府総合計画における農林水産分野の将来像や施策の方向性を体系化・具体化して示すものです。

＜計画期間＞ 令和元年度から令和10年度まで（目標年度：令和8年度）

農林水産業・農山漁村の将来ビジョン —2040年に目指す姿—

ビジネス

魅力的な「産業」として夢あふれる
農林水産業のイノベーションを実現



コミュニティ

地域の人々の希望と活力に満ちた
「農山漁村」を実現



セキュリティ

防災対策や食料の安定供給、食の安全性確保など
「安心・安全」な地域社会を実現

5つの重点戦略 —将来ビジョンを実現するため、今後4年間で集中展開—

戦略1 フードテックと基盤強化で農林水産業の夢と安心を創造する

- ・最先端技術と京都の食文化が融合した「京都ならではのフードテック」で、成長産業化を促進
- ・環境負荷の低減や京都の特長を生かした生産力強化で、持続的な農林水産業を推進
- ・農地やため池、漁港等の生産基盤の適正な管理と、食の安心・安全を守る取組を着実に推進

戦略2 森林を適正に管理し、林業の発展と豊かな森を実現する

- ・森林所有者への啓発や市町村への技術的サポートで、手入れ不足の森林の整備を加速
- ・木材サプライチェーンの再構築と府内産木材の利用促進で、森林資源の循環を促進
- ・治山施設の設置や危険木の処理等を進め、山地災害対策を強化

戦略3 オープンイノベーションでブランド価値を進化させる

- ・異業種連携で、中食需要や健康志向に対応した商品開発を促進し、新たなブランド価値を創造
- ・「京もの」の輸出を含む販路の多角化や、「食の京都」PRによる地域食材の消費拡大を推進

戦略4 人づくりの裾野を広げ、産業・地域を支える多様な人材を育む

- ・人材育成拠点の機能強化や伴走支援体制の充実で、新規就業者の確保や経営の発展を総合支援
- ・半農半Xや定年帰農者、若い世代への情報発信を強化し、担い手の裾野を拡大
- ・話し合いによる地域農業の将来像の明確化を支援し、持続的な農業構造への転換を推進

戦略5 人と資源の活用で、持続可能な農山漁村コミュニティを創る

- ・地域活動の最適化や外部人材の活用、移住の総合支援で、活力に満ちた地域づくりを推進
- ・地域の多様な資源を生かしたビジネス展開で、地域に雇用と所得を創出

令和8年度末までに集中展開すべき5つの重点戦略と基本的な考え方

戦略1 フードテックと基盤強化で農林水産業の夢と安心を創造する

- 最先端技術と京都の食文化が融合した「京都ならではのフードテック」で、成長産業化を促進
- 環境負荷の低減や京都の特長を生かした生産力強化で、持続的な農林水産業を推進
- 農地やため池、漁港等の生産基盤の適正な管理と、食の安心・安全を守る取組を着実に推進



目標数値

項 目	単位	基準値	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)
農林水産業産出額	億円/年	775*	862.9 (令和5年度)	802
農業産出額 **	億円/年	701*	764.4 (令和5年度)	712
林業産出額	億円/年	33.2*	43.4 (令和5年度)	45.9
漁業産出額	億円/年	40.3*	55.1 (令和5年度)	43.6
スマート関連技術導入件数	件/年	30	46	55
環境にやさしい農業の取組面積	ha/年	2,160	2,646	2,875
南北連携に取り組んでいる農業経営体数	経営体	6	7	10
防災重点農業用ため池に係る防災工事に新たに着手した箇所数	箇所	6	13	28

* 平成28年～令和2年の5年間で最大と最小を除いた3年間の平均をとったもの

** 農業産出額（農林水産省統計）から、くり生産額（京都府調べ）を除いたもの（くり生産額は林業産出額（京都府調べ）を含む）

令和7年度予算での取組

1. 先端技術の活用による農林水産業の成長産業化

■京都フードテック推進事業 【一部新規 3億8,535万円(うち2月補正 6,350万円)】

○推進拠点整備 (7,800万円)

○研究開発(シーズ)の推進 (8,450万円(うち2月補正 3,150万円))

○ニーズの集約 (1,335万円)

○シーズとニーズのマッチング (1,000万円(うち2月補正 200万円))

○実装支援 (1億9,950万円(うち2月補正 3,000万円))

■京都みどりの食料システム戦略推進事業 【一部新規 5億8,575万円(うち2月補正 200万円)】

○みどりの食料システム戦略推進総合対策事業 (2億5,290万円)

○有機農業・環境調和型農業支援事業 (3,085万円)

○バイオマス地産地消施設整備事業 (3億円)

○耕畜連携推進事業 (200万円(うち2月補正 200万円))

2. 京都の特長を生かした生産力の強化

■集落連携100ha農場づくり事業 【継続 6,415万円】

○稲作・園芸規模拡大支援事業 (5,615万円)

○広域的農地(100ha)管理体制構築事業 (800万円)

■京都農業経営強化事業 【継続 1億542万円】

○京野菜生産加速化事業 (1億510万円)

○「京の食6次産業化を進める経済人会」活動支援事業 (32万円)

■藻場づくり推進事業 【新規 500万円】

○藻場の造成・保全活動の推進 (440万円)

○普及啓発活動の推進 (60万円)

3. 安心・安全をもたらす基盤づくり

■農林水産業基盤整備事業 【継続 83億6,330万円(うち2月補正 41億2,500万円)】

■きょうと「食の安心・安全」確保事業 【継続 2,436万円】

戦略２ 森林を適正に管理し、林業の発展と豊かな森を実現する

- 森林所有者への啓発や市町村への技術的サポートで、手入れ不足の森林の整備を加速
- 木材サプライチェーンの再構築と府内産木材の利用促進で、森林資源の循環を促進
- 治山施設の設置や危険木の処理等を進め、山地災害対策を強化



目標数値

項 目	単位	基準値	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)
適正に経営管理されている人工林面積	ha	29,196	35,890 (令和5年度)	48,000
うち、森林経営管理制度により林業事業体に経営委託されている面積	ha	0	256 (令和5年度)	5,100
一貫作業による施業面積	ha	5	10 (令和5年度)	47
素材生産量	万m ³ /年	16.2	19.8 (令和5年度)	28.0
府内産木材の利用量	万m ³ /年	14.0	18.5 (令和5年度)	25.7
山地災害危険地区の整備箇所数	箇所	1,750	1,777	1,990
うち、特に災害リスクが高い箇所	箇所	340	348	420

令和7年度予算での取組

1. 木材サプライチェーンの再構築と林業経営の安定化

- 森林環境譲与税事業 【一部新規 1億9,078万円(うち2月補正 1,100万円)】
 - 森林経営管理制度に取り組む市町村支援 (1億4,928万円(うち2月補正 1,100万円))
 - 木材利用推進に向けた広域的な取組 (4,150万円)
- 豊かな森を育てる府民税事業(ひろがる京の木整備事業) 【継続 1億1,500万円】
- 次世代林業を担う林業事業体総合支援事業(経営力向上対策) 【継続 3億2,307万円】

2. 山地災害の防止・低減のための対策強化

- 森林災害防止事業(一部豊かな森を育てる府民税活用) 【継続 31億9,001万円(うち2月補正 9億3,100万円)】
 - 森林所有者等による取組が困難な危険箇所への対策 (21億6,007万円(うち2月補正 4億2,800万円))
 - 森林所有者等による森林整備 (9億3,494万円(うち2月補正 4億9,700万円))
 - 地域住民による社寺の森等における風倒木等処理 (9,500万円(うち2月補正 600万円))
- 豊かな森を育てる府民税事業(森林防災対策) 【継続 6億3,500万円(うち2月補正 600万円)】
 - 森林防災機能強化事業 (3億1,600万円)
 - 豊かな森づくり総合対策事業 (9,500万円(うち2月補正 600万円))
 - 豊かな森林継承事業 (1,400万円)
 - 豊かな森を育てる府民税市町村交付金事業 (2億円)
 - 地域振興計画推進費 (1,000万円)

戦略3 オープンイノベーションでブランド価値を進化させる

- 異業種連携で、中食需要や健康志向に対応した商品開発を促進し、新たなブランド価値を創造
- 「京もの」の輸出を含む販路の多角化や、「食の京都」PRによる地域食材の消費拡大を推進



目標数値

項 目	単位	基準値	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)
新たに異業種連携・6次産業化に取り組んだプロジェクト数	件	104	303	650
農林水産物・加工品の輸出額	億円/年	23.0	39.8 (令和5年度)	40.3
京のブランド製品の新たな品目・出荷規格数	件	1	4	8
オリジナル米「京式部」の栽培面積	ha/年	103	131	300
特用林産物の生産額	百万円/年	1,164*	1,326 (令和5年度)	1,266
GI等国际水準認証数	件	1	2	3
きょうと食いく先生授業数	授業/年	457	580	586

* 平成28年～令和2年の5年間で最大と最小を除いた3年間の平均をとったもの

令和7年度予算での取組

1. 京ものブランド戦略の新展開による付加価値の向上

■京都フードテック推進事業(再掲)	【一部新規 3億8,535万円(うち2月補正 6,350万円)】
○推進拠点整備	(7,800万円)
○研究開発(シーズ)の推進	(8,450万円(うち2月補正 3,150万円))
○ニーズの集約	(1,335万円)
○シーズとニーズのマッチング	(1,000万円(うち2月補正 200万円))
○実装支援	(1億9,950万円(うち2月補正 3,000万円))
■「京の米」ブランド力向上対策事業	【継続 7,068万円】
○新京都ブランド米「京式部」PR戦略事業	(868万円)
○「京の米」ベンチャーコンペティション事業	(200万円)
○「京の米」生産イノベーション事業	(6,000万円)
■宇治茶ブランド世界発信事業	【継続 2,763万円】
○宇治茶ブランド普及拡大事業	(420万円)
○宇治茶世界文化遺産登録推進戦略事業	(1,143万円)
○宇治茶産地体制強化事業	(1,200万円)
■きょうとまるごとお茶の博覧会開催事業	【新規 400万円】
■未来へ羽ばたく京都の漁業を育てる事業(京都産水産物生産・流通拡大事業)	【継続 710万円】

2. 京都ブランドを支える流通の基盤づくり

■「食の京都」推進事業	【継続 4,000万円】
■きょうと食いく先生活動拡大・強化事業	【継続 856万円】
○食いく先生等派遣事業	(240万円)
○食いく先生交流・スキルアップ等事業	(14万円)
○子育て世代食育力向上事業	(73万円)
○ヤング食育強化事業	(4万円)
○市町村食育推進事業	(524万円)

戦略4 人づくりの裾野を広げ、産業・地域を支える多様な人材を育む

- 人材育成拠点の機能強化や伴走支援体制の充実で、新規就業者の確保や経営の発展を総合支援
- 半農半Xや定年帰農者、若い世代への情報発信を強化し、担い手の裾野を拡大
- 話し合いによる地域農業の将来像の明確化を支援し、持続的な農業構造への転換を推進



目標数値

項 目	単位	基準値	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)
新規就業者数（農業）	人/年	164***	138 (令和5年度)	160
うち、宇治茶	人/年	11***	8 (令和5年度)	14
うち、畜産	人/年	9***	5	12
新規就業者数（林業）	人/年	34***	43 (令和5年度)	35
新規就業者数（漁業）	人/年	48***	52 (令和5年度)	50
認定農業者数	経営体	1,467	1,498 (令和5年度)	1,830
販売額2,000万円/年以上の農業経営体数	経営体	361	376 (令和5年度)	450
素材生産量1万m ³ /年以上の林業事業体数	事業体	4	3 (令和5年度)	10
販売額400万円/年以上の個人漁業者数	人	5	6 (令和5年度)	9
農業法人数	法人	417	447 (令和5年度)	467
経営継承に向けた支援により法人化した畜産農家数	経営体	0	0	6
担い手への農地集積率	%	32.8	35.3 (令和5年度)	53.0
農業参入している農外企業数	法人	109	116 (令和5年度)	159

*** 平成29年～令和3年の5年間で最大と最小を除いた3年間の平均をとったもの

令和7年度予算での取組

1. 意欲ある経営者の育成・支援体制の確立

- 農林水産業人材確保育成戦略事業 【新規 1,998万円(うち2月補正 350万円)】
 - 農林水産業人材確保育成活動事業 (1,898万円(うち2月補正 350万円))
 - 農林水産業人材育成ネットワーク運営事業 (100万円)
- 京都農人材育成強化事業 【継続 4億7,588万円(うち2月補正 1,200万円)】
 - 京都農人材育成センター事業 (6,271万円)
 - 人材育成支援事業 (4億1,317万円(うち2月補正 1,200万円))
- 京都畜産未来の担い手づくり事業 【継続 321万円】
 - 畜産人材育成推進事業 (274万円)
 - 畜産経営継承円滑化事業 (47万円)
- 未来へ羽ばたく京都の漁業を育てる事業 【継続 1,592万円】
- 次世代林業を担う林業事業体総合支援事業 【継続 4億1,227万円】
 - 経営力向上対策事業 (3億2,307万円)
 - 人材確保対策事業 (8,920万円)
- 農林水産業経営基盤強化事業 【新規 3億2,500万円(うち2月補正 3億2,500万円)】
 - 経営基盤強化に資する実証を実施 (2,500万円(うち2月補正 2,500万円))
 - 経営基盤強化に資する設備導入等への支援 (3億円(うち2月補正 3億円))

2. 農林水産業・農山漁村を支える人材の裾野拡大

- 農林水産業人材確保育成戦略事業(再掲) 【新規 1,998万円(うち2月補正 350万円)】
- 農林水産業労働力確保対策事業 【一部新規 1,000万円(うち2月補正 1,000万円)】
- 京都モデルフォレスト推進事業 【継続 480万円】

戦略5 人と資源の活用で、持続可能な農山漁村コミュニティを創る

- 地域活動の最適化や外部人材の活用、移住の総合支援で、活力に満ちた地域づくりを推進
- 地域の多様な資源を生かしたビジネス展開で、地域に雇用と所得を創出



目標数値

項 目	単位	基準値	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)
農村型地域運営組織（農村RMO）等を形成した地区数	地区	0	2	6
地域のファン（参加型住民）数	人	890	5,363	6,000
京都府への移住者数	人	676	1,210 (令和5年度)	7,000
多面的機能支払交付金事業に取り組む集落数	集落	914	910	935
野生鳥獣被害金額	百万円/年	249	257 (令和5年度)	120
ICTを活用した野生鳥獣被害対策数	件/年	7	4	9
狩猟又は有害鳥獣捕獲事業を行う狩猟登録者数	人/年	2,753	2,741	2,800
地域ビジネス創業数	件/年	22****	22	22
野生鳥獣のジビエ利用量	t/年	66.0	101 (令和5年度)	83.5

**** 平成29年～令和3年の5年間の平均をとったもの

令和7年度予算での取組

1. 持続的で活力に満ちた地域づくり

- 京のむらづくり推進事業 【継続 1億3,320万円(うち2月補正 1,200万円)】
 - 農山漁村コミュニティの再構築支援 (3,140万円)
 - 複数集落が連携した地域運営組織の設立支援 (6,300万円(うち2月補正 1,200万円))
 - 農山漁村発イノベーションの推進 (2,300万円)
 - 農山漁村コミュニティ形成の伴走支援 (1,580万円)
- 有害鳥獣総合対策事業 【一部新規 9億5,950万円(うち2月補正 3億7,100万円)】
 - ツキノワグマ被害防止総合対策 (2,850万円)
 - 被害半減の推進 (6億661万円(うち2月補正 3億7,100万円))
 - 生息数半減の推進 (3億1,689万円)
 - 担い手倍増等の推進 (750万円)
- 日本型直接支払事業 【継続 14億9,885万円】
 - 農と環境を守る地域協働活動支援事業 (9億4,800万円)
 - 中山間地域等直接支払事業 (5億2,000万円)
 - 有機農業・環境調和型農業支援事業 (3,085万円)
- 「移住するなら京都」推進事業 【継続 2億9,507万円】
 - 移住者の住まいの確保支援 (1億700万円)
 - 移住検討者に対する情報発信 (5,660万円)
 - 移住定住へのフォローアップ (2,440万円)
 - 移住者の仕事の確保支援 (1億707万円)

2. 地域の独自性や多様性を生かしたビジネスの展開

- 内水面漁観連携推進事業 【継続 1,400万円】

京都府 農林水産業人材確保育成戦略

～魅力ある京都府農林水産業の実現に向けて～

農林水産業・農山漁村を支える担い手の減少・高齢化が深刻化する中、今後の育成すべき担い手像を明らかにするとともに、産学公民の多様な主体と連携し、分野を横断した効果的な人材確保・育成施策を推進することにより、農林水産業の成長産業化と農山漁村の維持・活性化を図ります。

< 計画期間 > 令和7年度から令和11年度まで

農林水産業・農山漁村を取り巻く現状

● 農林水産業

- ・就業者数の減少、会社経営体の増加
- ・生産コストの上昇、気候変動
- ・先端技術の発展・高度化

● 農山漁村

- ・過疎化・高齢化による地域コミュニティの衰退
- ・農地・森林の管理不足による国土保全機能の低下
- ・ライフスタイルの多様化による働き方の変化

育成すべき担い手像

● 農林水産業の成長産業化を牽引する専門人材

- ・生産から消費までを見据え、様々な経営リスクに柔軟・的確に対応できる高度経営人材
- ・環境変化に対応し、最先端技術を積極的に取り入れ、生産効率を向上できる高度技術人材

● 半農半Xなど様々な形で農林水産業へ関わり、農山漁村を支える多様な人材

● 自らの特性を活かし、共に活躍する共生社会を実現できる人材

人材確保・育成施策の課題

- 「育成すべき担い手像」のニーズに応じた多様な人材育成・定着施策の推進
- 農林水産業を取り巻く環境に対応できる専門性の高い教育カリキュラムの提供
- 府研修教育機関（農業大学校、林業大学校、海の民学舎）等における定員充足率、府内就業・定着率の向上

令和7年3月 京都府農林水産部



施策の方向性

推進体制の整備

●「京都府農林水産業人材確保・育成センター」を設置

農林水産業の分野を横断し、
・誘導から相談・体験、研修、就業、経営発展まで
一貫してサポートする司令塔として
人材確保・育成のトータルマネジメントを実施

●「京都府農林水産業人材確保・育成ネットワーク」を設立

産学公民の多様な主体との連携により、
・育成すべき担い手のニーズに応じた
多様な教育メニューを効果的・効率的に提供
・人材確保・育成施策の評価・検証を実施

具体的な施策(主なもの)

分野横断の施策

- ✓ 誘導段階・・・SNS等による農林水産業の魅力発信や、ボランティアの募集、マッチングの実施
- ✓ 相談・体験段階・・・高校生などを対象とした農林水産業分野横断インターンシップの実施
- ✓ 実践研修段階・・・府研修教育機関の学生を対象とした経営やコミュニケーション等の合同講座の開催
- ✓ 就業段階・・・独立就業に向けた実践研修を行う経営体（インキュベーションファーム）への支援
- ✓ 経営発展段階・・・経営発展を目指す経営体を対象とした高度な経営や労務管理等の合同研修の開催

分野ごとの施策

農業（農業大学校）

林業（林業大学校）

水産業（海の民学舎）

● 魅力ある 教育環境の整備

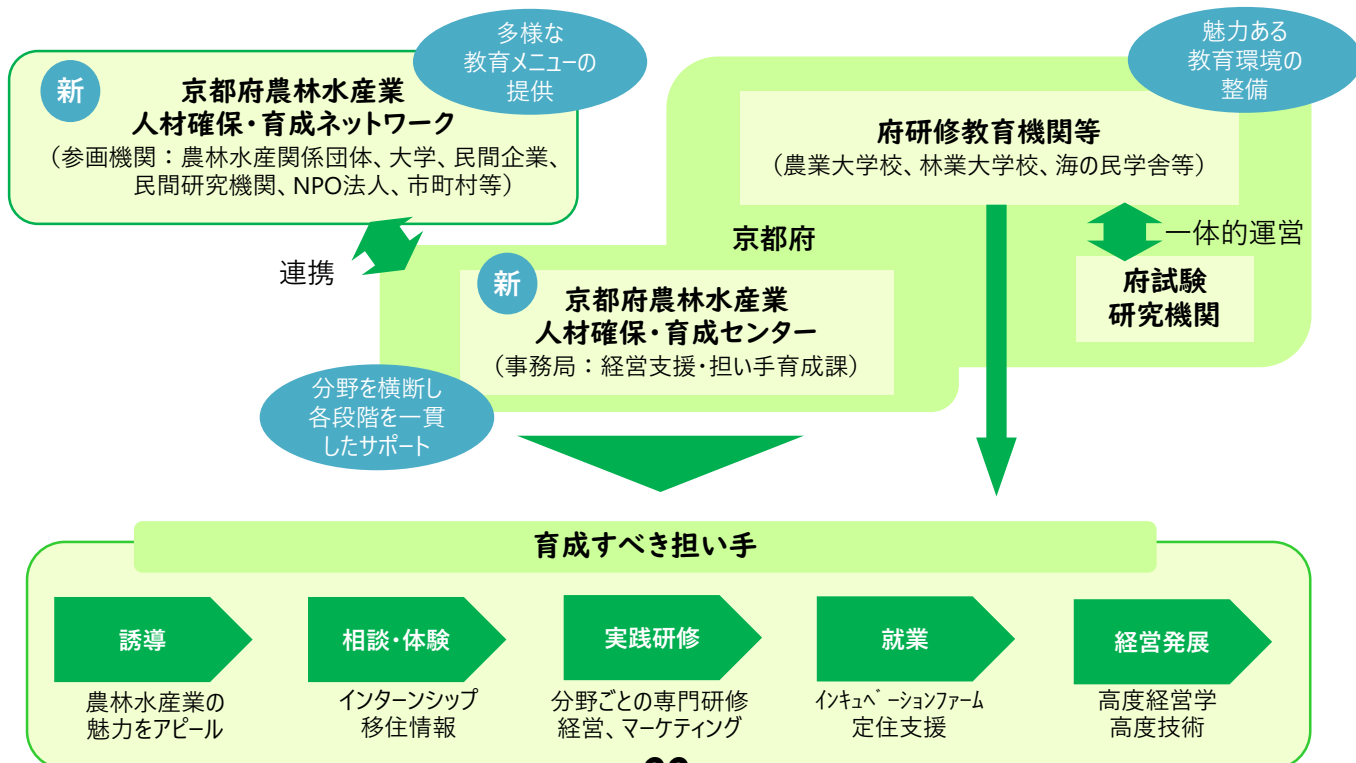
（府試験研究機関
との一体的運営）

- ✓ 農業版MBA講座や
最先端知識・技術が
習得できる講座を実施
- ✓ 茶業や畜産業の研修制度
との一貫教育コースを創設

- ✓ スマート技術の習得の場
や他県林業大学校との
合同授業などの充実
- ✓ 効率的な施業や
収益性の高い経営能力を
習得する講座を実施

- ✓ 座学、実地研修の
教育内容を充実、
若手漁業者を対象とした
特別講義を実施
- ✓ 海業など、経営の多角化
のための講座を実施

人材確保・育成の新たな仕組み



地域別の重点施策

丹後地域

大阪・関西万博を契機とした丹後フランドの魅力発信

- 丹後産水産物を使ったメニュー開発や、京阪地域及び丹後地域の飲食店や販売店において丹後産水産物の料理提供やPRイベントを実施し、丹後の豊かな「海の幸」の魅力を発信
- 果樹の新規担い手育成、海外輸出の拡大に向けた商談会、「丹後フルーツフェス」の開催等、丹後産フルーツの産地強化・PRの取組を推進
- 先輩移住者のネットワークを活かし、移住・定住の促進を図るとともに移住者等が活躍できる地域づくりを推進
- 地元の子どもたちをはじめ、地域住民の森林への関心を高めるため、「丹後WOOD FESTIVAL」や森林の役割を学ぶ学習会等を通じて森の魅力を発信



丹後産水産物のPR



高校生の林業機械操作体験

中丹地域

心つながる海・里山・まちを舞台に 求める暮らしが実現できる地域づくり

- 先輩移住者との交流等による地域の魅力を発信するセミナーや全国的な移住フェア等と連携した移住相談会による移住・定住の促進
- 万願寺甘とうや中丹地域の茶等の特産物の生産技術向上を図る講習会等により、担い手育成を進め、実需者ニーズに対応した「儲かる農林水産業」を推進
- 紫ずきん生産力回復のため、大規模栽培における機械化一貫体系のモデル生産者の育成
- 丹波くりの中核的生産者の更なる技術力・指導力向上と組織的な指導体制の構築を図るため、技術力向上研修や生産者指導を実施
- 主伐・再造林一貫作業の実践と普及促進を行うとともに、木造住宅のPRや木製品販売により木材利用を広く発信する「もくフェスin中丹」を開催



8年連続で過去最高の販売金額を更新している「万願寺甘とう」

南丹地域

来てよし・観てよし・住んでよし 交流人口・関係人口1,000万人超の賑わいと活気のある京都丹波

- 「都会に近い田舎、トカイナカ」の魅力を活かし、京都丹波地域の関係人口、移住者の増加を促進するとともに、定住に向けた受入地域の体制強化
- 鮎を地域の魅力ある観光コンテンツとして育成し、夏から秋にかけての京都丹波地域への「食」を目的とした観光誘客を促進
- 京都丹波の「食」を支える様々な農業経営体に対して、ニーズに基づく支援を実施（若手農業者等への経営支援・環境負荷低減の取組支援・畜産農家の販路開拓支援）
- 丹波くりの中核的生産者を育成し、組織的な指導体制を構築するとともに、定点観測・分析による防除適期の見極め等を行い、生産拡大と品質向上を推進
- 林業・木材産業のPRを展開し「木づかい」の機運醸成を図り、森林資源の循環利用を推進
- 野生鳥獣被害に遭っている集落に対し現地調査を行い、課題と対応策を共有し、地域ぐるみの被害防止対策を促進



夏を告げる魚 鮎



大粒で色つやに優れた丹波くり

山城地域

個性豊かなそれぞれのエリアが魅力を輝かせ、つながり、更に発展する山城地域

- 飲食店等における山城産食材を利用した新メニュー・新商品開発やマルシェ、「宇治茶・山城ごちそうフェスタ」の開催等により、山城の「食」の魅力を発信
- 地域の特産品目である九条ねぎについて、近年の猛暑による品質低下を緩和し、夏期に良品生産するための栽培技術改善を支援
- 大阪・関西万博を契機に、宇治茶など山城地域の魅力を国内外へ発信し、消費拡大及び周遊観光を促進
- 移住体験ツアーや山城地域の魅力をPRするイベントの開催等により、移住を促進
- 林業・木材産業関係団体等との連携により、山城産木材の利用促進に向けたツアーやセミナー等を開催し、普及啓発を展開



山城産食材を使った新メニュー・新商品開発

主な農林水産関係の統計指標（一覧）

項 目		単 位	京都府 A	全 国 B	A －×100 B	数値の基礎
一 般	京都府の面積	ha	461,221			国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」
	うち農林水産施策対象面積	約39万ha（府面積の約85%相当）				
	京都府の人口	人	2,578,087			
農 業	農業経営体数	経営体	14,181	1,075,580	1.3	2020年農林業センサス（R2.2.1）
	うち個人経営体	経営体	13,659	1,037,231	1.3	
	農家数	戸	24,953	1,746,990	1.4	
	自給的農家数	戸	11,337	719,208	1.6	
	販売農家数	戸	13,616	1,027,782	1.3	
	（個人経営体）					
	世帯員数	人	42,938	3,489,376	1.2	
	農業従事者	人	30,936	2,493,422	1.2	
	基幹的農業従事者	人	15,130	1,362,914	1.1	
	耕地面積	ha	29,000	4,272,000	0.7	令和6年耕地及び作付面積統計
	田	ha	22,600	2,319,000	1.0	
	畑	ha	6,480	1,952,000	0.3	
	農家1戸当たり耕地面積	a	116	245	－	耕地面積／農家数（2020年農林業センサス）
	耕地利用率	%	78.6	91.0	－	令和5年耕地及び作物面積統計
	農業産出額	億円	766	95,579	0.8	【農業産出額 全国 第37位】
	米	億円	164	15,279	1.1	
	野菜	億円	299	23,243	1.3	
	畜産	億円	175	37,721	0.5	
	工芸農作物	億円	36	1,467	2.5	
	生産農業所得	億円	249	33,421	0.7	令和5年生産農業所得統計
	（販売農家1戸当たり）					
	農業所得率	%	23.1	26.6	－	
	農家総所得	千円	5,848	4,727	123.7	
農業所得	千円	811	1,321	61.4		
農業依存度	%	33.1	46.2	－		
食 料	食料自給率（カロリーベース）	%	12	38		府 R4概算 国 R5概算
	（生産額ベース）	%	17	61		府 R4概算 国 R5概算
農 村	農業集落数		1,684	138,243	1.2	2020年農林業センサス（R2.2.1）
林 業	林野面積	ha	342,293	24,770,166	1.4	
	林業経営体数	経営体	619	34,001	1.8	
	林業産出額	億円	43	5,563	0.8	
	林野率	%	74.2	66.4		2020年農林業センサス（R2.2.1）
水 産 業	経営体数	－	545	65,662	0.8	2023年漁業センサス（R5.11.1）
	漁船隻数	隻	836	109,283	0.8	
	生産量（海面漁業・養殖業）	t	10,088	3,777,921	0.3	漁業・養殖業生産統計年報（令和5年度）
	生産額（ ” ）	億円	55	15,241	0.4	漁業産出額（令和5年度）

事 務 概 要

(令 和 7 年 度)

京 都 府 教 育 委 員 会

(一部抜粋版)

目

次

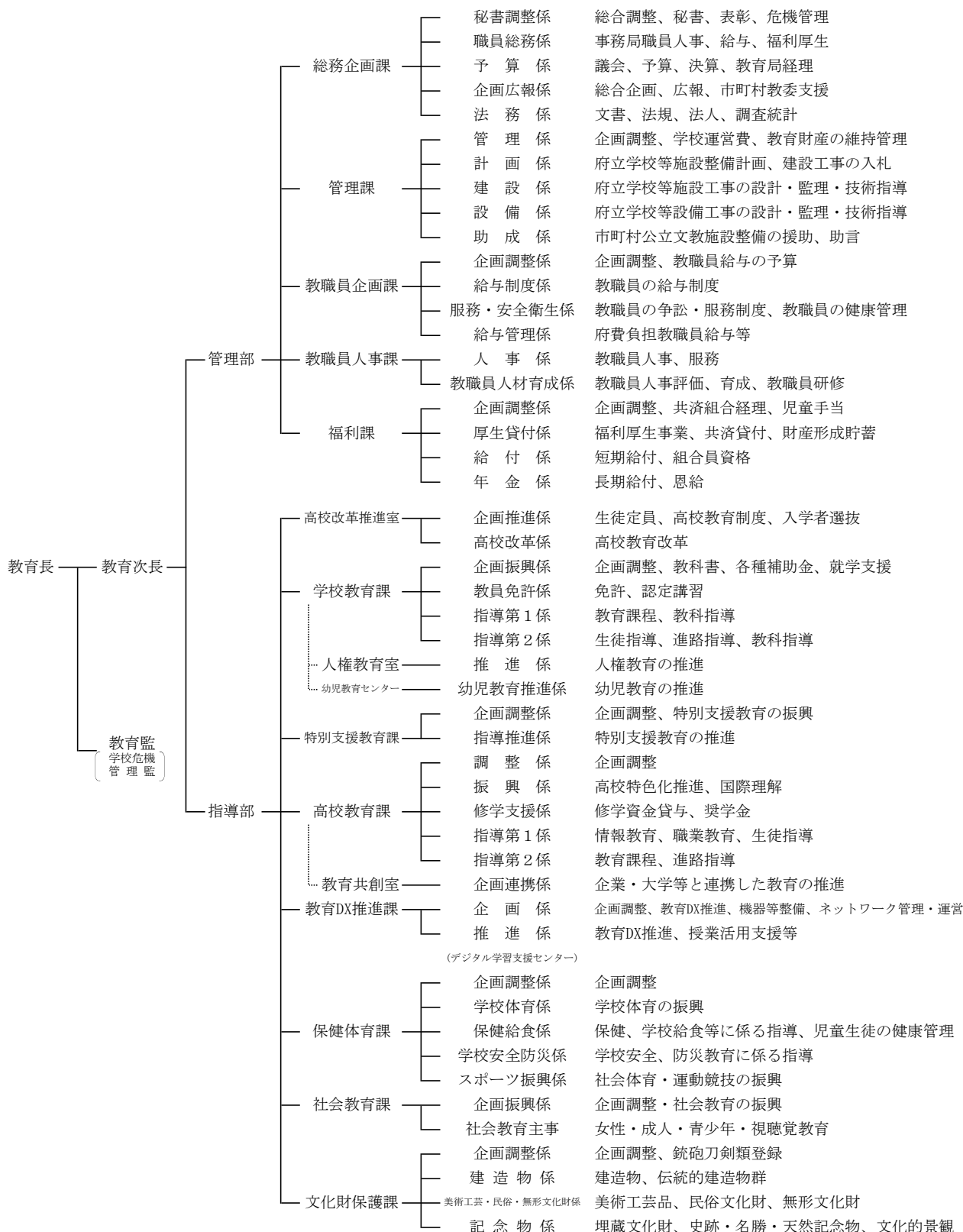
1	教育委員会制度……………	1
2	事務局（京都府教育庁）組織……………	1
3	所管事務の概要……………	3

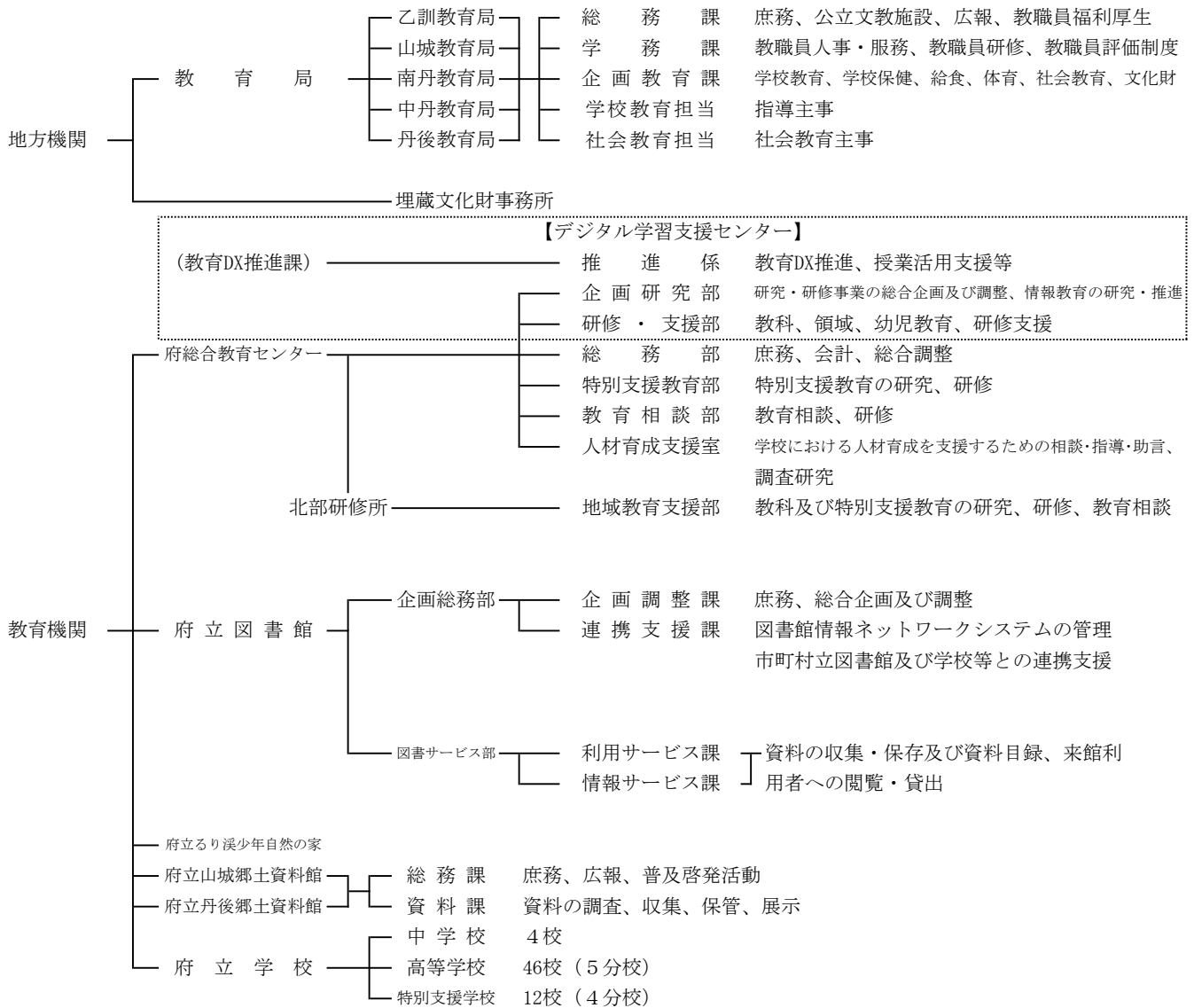
1 教育委員会制度

- 教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 首長から独立した行政委員会としての位置付け。
- 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。教育長、教育長職務代理人、委員（3人）を置く。ただし、条例で定めるところにより、都道府県・指定都市は5人以上、町村は2人以上にすることが可能。（京都府は委員数5人）
- 月1～2回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催。
- 教育長及び教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は教育長は3年、教育委員は4年で、再任可。

平成27年4月1日より、新制度へ移行。①首長による大綱の策定、②総合教育会議の設置、③教育長と教育委員長を一本化した新たな責任者（新教育長）の設置、④教育委員会のチェック機能の強化、⑤国の関与の見直しなどが盛り込まれた。

2 事務局（京都府教育庁）組織（令和7年4月1日）





附 属 機 関

名 称	根 拠 規 定	担 当 事 務	委員数	任 期	主 管 課 等
京都府教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条	義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択についての基準及び選定に必要な資料の作成についての調査審議及び建議	20人	4月1日 ～ 8月31日	指導部 学校教育課
京都府いじめ防止対策推進委員会	いじめ防止対策推進法第14条	いじめ防止等の対策についての調査審議及び重大事態に係る調査	7人以内	2年	指導部 学校教育課
京都府教育職員免許状再授与審査会	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第23条	特定免許失効者等に対する教育職員免許状再授与にあたる意見陳述	5人以内	2年	指導部 学校教育課
京都府産業教育審議会	産業教育振興法第11条	産業教育に関する事項についての調査審議及び建議	15人	3年	指導部 高校教育課
京都府スポーツ推進審議会	スポーツ基本法第31条	スポーツの推進に関する重要事項についての調査審議	20人以内	2年	指導部 保健体育課
京都府社会教育委員会	社会教育法第15条	社会教育に関する諸計画の立案、意見陳述及び研究調査	15人	2年	指導部 社会教育課
京都府立図書館協議会	図書館法第14条	図書館の運営及び図書館の行う図書館奉仕についての意見陳述	10人以内	2年	府立図書館
京都府文化財保護審議会	文化財保護法第190条	文化財の保存及び活用に関する重要事項についての調査審議及び建議	20人以内	2年	指導部 文化財保護課
京都府指定管理者等選定審査会	京都府の施設の管理等に関する条例第7条	府の施設の管理及び活用に関する重要事項の調査審議	6人以内	2年	指導部 社会教育課

3 所 管 事 務 の 概 要

[管 理 部]

総 務 企 画 課

- 教育委員会の会議及び秘書事務
- 教育、文化に功績のあるものの顕彰事務
- 職員(府立学校職員及び府費負担教職員を除く。)の人事、服務並びに給与に関する事務
- 府議会に関する事務
- 教育委員会所管各課の予算見積及び予算の執行及び調整に関する事務
- 支出及び収入の決算及び監査に関する事務
- 教育局予算の執行に関する事務
- 教育行政の総合企画及び調整に関する事務
- 教育委員会所管の広報事務
- 市町(組合)教育委員会の組織、一般的運営に関する指導及び助言
- 公文書類の收受、配分、配送及び保存事務
- 条例案、その他書類の審査に関する事務
- 教育行政全般に関する調査及び統計事務
- 教育行政相談に関する事務

管 理 課

- 府立学校運営費予算に関する事務
- 府立学校の用地取得に関する事務
- 行政財産及び物品の管理に関する事務
- 府立学校等の文教施設の整備及び維持管理に関する事務
- 市町村の文教施設の施設整備計画及びその実施に関する助言
- 文教施設に関する国の交付金等に係る事務

教 職 員 企 画 課

- 学校教職員の勤務条件、服務、給与等に関する事務
- 学校教職員に対する給与等の支払事務
- 学校教職員に係る争訟事務
- 学校教職員の職員団体に関する事務
- 学校教職員の事務の効率化に関する事務
- 学校教職員の健康管理に関する事務

教 職 員 人 事 課

- 学校教職員の任免、服務等人事事務
- 学校教職員の定数に関する事務
- 学校教職員の人事評価に関する事務
- 学校教職員の研修の総合企画、調整及び実施に関する事務(総合教育センターが行う研修を含む。)

福 利 課

- 公立学校共済組合に関する事務
- 学校職員の児童手当に関する事務
- 京都府教職員住宅の管理事務
- 学校職員の財産形成貯蓄に関する事務
- 学校職員等の恩給に関する事務

[指 導 部]

高校改革推進室

- 府立高等学校改革に関する次の事務
 - (1) 施策の企画立案及び推進
 - (2) 施策の実施に関する総合調整
 - (3) 施策の実施に伴う高校教育の専門的事項に関する指導と助言

- 高等学校及び府立中学校の設置廃止の認可、届出の受理等に関する事務
- 府立高等学校及び府立中学校の通学区域の設定及び変更に関する事務
- 高等学校及び府立中学校の入学者選抜に関する事務

学 校 教 育 課

- 学校（高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校を除く。）の設置廃止の認可、届出の受理等に関する事務
- 学校（高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校を除く。）における理科教育、人権教育、学校図書館教育及びへき地教育の振興に関する事務
- 小学校・中学校・義務教育学校における教育に関する次の事務
 - (1) 学校管理に関する指導、助言
 - (2) 教育課程の編成及び実施その他教育に関する指導及び助言
 - (3) 生徒指導に関する指導及び助言
 - (4) 研究大会、講習会、研究指定校等に関すること
- 教科用図書の採択及び給与に関する事務
- 就学奨励に関する事務
- 教育職員免許法に基づく事務
- 大学等における教員養成への協力に関すること
- 総合教育センターに関すること

（人権教育室）

- 人権教育の総合企画及び調整に関する事務
- 人権教育の推進に関する指導及び援助
- 人権教育の調査及び研究
- その他人権教育に関する事務（他課の所掌に属する事務を除く。）

（幼児教育センター）

- 幼児教育に関する次の事務
 - (1) 幼児教育施設に関する訪問及び助言
 - (2) 教職員研修に関する事務
 - (3) 調査及び研究

特別支援教育課

- 特別支援教育の企画及び調整に関すること
- 特別支援学校の設置廃止の認可、届出の受理等に関する事務
- 特別支援学校における産業教育、理科教育、人権教育及び学校図書館教育の振興に関する事務
- 特別支援学校における教育に関する次の事務
 - (1) 学校管理に関する指導及び助言
 - (2) 教育課程の編成及び実施その他教育に関する指導及び助言
 - (3) 生徒指導に関する指導及び助言
 - (4) 研究大会、講習会、研究指定校等に関すること
 - (5) 教育の情報化の推進に関すること
- 府立特別支援学校の通学区域の設定又は変更に関する事務
- 特別支援学校の教科用図書に関する事務
- 特別支援学校の就学に関する事務
- 府立特別支援学校の幼稚部・高等部の募集に関する事務
- 府立特別支援学校の設備（スクールバス等）の整備に関する事務
- 特別支援学級等の設置に関する助言
- 府立特別支援学校の教材の取扱いに関する事務

高 校 教 育 課

- 高等学校及び府立中学校における産業教育、理科教育、人権教育、学校図書館教育及び情報教育の振興に関する事務
- 府立高等学校及び府立中学校の施設、設備の整備充実に関する企画
- 英語指導助手に関する事務
- 高等学校の生徒の修学支援に関すること
- 高等学校における定時制教育、通信制教育の振興に関する事務
- 高等学校及び府立中学校における教育に関する次の事務
 - (1) 学校管理に関する指導及び助言
 - (2) 教育課程の編成及び実施その他教育に関する指導及び助言

- (3) 生徒指導に関する指導及び助言
- (4) 研究大会、講習会、研究指定校等に関する事務
- (5) 教育の情報化の推進に関する事務
- 高等学校及び府立中学校の教科用図書に関する事務
- 府立高等学校及び府立中学校の教材の取扱いに関する事務
- 高等学校卒業程度認定試験に関する事務
- 高等学校及び府立中学校の設置廃止の認可、届出の受理等に関する事務（高校改革推進室の所掌に属するものを除く。）

（教育共創室）

- 企業や大学等と連携した教育の推進に関すること

教育 DX 推進課

- デジタル技術を活用した教育の変革に係る企画及び総合調整に関すること
- 教育の情報化の推進の総括に関すること
- 情報セキュリティに関すること
- 府立学校における情報機器等の整備（他課の所掌に属するものを除く。）に関すること
- 京都府教育情報ネットワークシステム等の企画、管理及び運営に関すること
- 府立学校並びに市町村立小学校、中学校及び義務教育学校の教育活動における情報機器等の活用に対し、支援すること
- デジタル教科書その他のデジタルコンテンツの利活用に関すること

保健体育課

- 学校における健康安全教育・体育に関する次の事務
 - (1) 実施に関する指導及び助言
 - (2) 手引書、指導書、参考書等の作成及び提供に関すること
 - (3) 研究会、講習会、その他催しの主催等に関すること
- 児童生徒の健康管理
- 学校医、学校歯科医、学校薬剤師、その他学校保健関係者に対する指導及び助言
- 学校給食に関する企画、指導及び助言
- 公益財団法人京都府学校給食会に関すること
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付事務に関すること
- 府民の体育・スポーツ及びレクリエーション活動の振興並びにその指導者の養成
- スポーツ関係団体に対する指導、助言及び援助
- 競技スポーツの振興に関する企画、指導、助言及び援助

社会教育課

- 社会教育の振興に関する調査及び企画立案
- 社会教育に関する団体、社会教育指導者その他関係者に対する指導、助言及び援助
- 家庭教育に関する学習の機会を提供するための事業に関する援助及び助言
- 体験活動等の機会を提供する社会教育事業に関する援助及び助言
- 青少年教育に関する援助及び助言
- 公民館及び図書館の設置及び管理に関する指導及び調査
- 社会教育主事の資格の認定及び学芸員の推薦
- 府立図書館に関すること
- 府立少年自然の家に関すること
- 視聴覚教育の設備、器材の管理及び利用の提供
- 京都府社会教育委員に関すること
- 京都府指定管理者等選定審査委員会教育委員会部会に関すること

文化財保護課

- 文化財保護法及び府文化財保護条例に基づく事務
- 府文化財保護審議会に関する事務
- 銃砲刀剣類の登録事務等に関すること
- 文化財の保存と活用に関すること
- 府立郷土資料館に関すること
- 埋蔵文化財事務所に関すること

[地方機関]

教 育 局

本庁の出先機関として、管内の市町（組合）教育委員会、学校（府立学校を除く。）との連絡、調整、指導及び助言を行う。

主たる業務は

- 学校教育に関する指導及び助言
- 社会教育に関する指導及び助言
- 市町（組合）教育委員会に対する連絡、調整、指導及び助言
- 教職員の人事及び福利厚生等に関する事務

埋蔵文化財事務所

埋蔵文化財の調査並びに資料の整理及び保存に関する事務を処理させるため、次の事務を行う。

- 埋蔵文化財の調査に関すること
- 出土品その他の資料の整理及び保存に関すること
- 遺跡台帳の作成に関すること

[教育機関]

総合教育センター

本府における教育の振興を目的として、次の事業を行う。

- 教育に関する専門的、技術的事項の研究
- 教育関係職員の研修の企画、調整及び実施
- 教育相談
- 教育に関する図書、資料の収集及び活用

図 書 館

図書館法に基づき、次の事業を行う。

- 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般の利用に供すること
- 図書館資料の利用のための相談に応じること
- 他の図書館と協力し、資料の相互貸借を行うこと

少年自然の家

自然の中で、集団宿泊生活を通じて心身ともに健全な少年の育成を図るため、次の事業を行う。

- 少年の野外活動の助長に関すること
- 少年の団体活動の助長に関すること
- その他少年の健全育成に関すること

郷 土 資 料 館

郷土についての歴史資料、考古資料、民俗資料等の保存及び活用を図り、もって府民の文化的向上に資するため、次の事業を行う。

- 文化財保護の普及啓発に関すること
- 文化財、文化資料等の収集、保存、公開、調査、研究及びその他文化財の保護に関すること